

農林水産省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
	46	B 地方に対する規制緩和	農地・農業	農業用施設設置を目的とする権利移動を実施する際、農用地区域への編入手続を軽微な変更手続と同様に取り扱うこと	【地域の実情を踏まえた必要性】 市として、農用地区域への編入に当たっては、農振法第10条(農振整備計画の基準)の趣旨にかんがみ、優良農地や農業用施設等について、編入することが必要又は望ましいとの基本的考えのもと、農用地区域外の土地に農業用施設を設置する場合も農用地区域へ編入を行っているが、農業の生産性向上などを目的としているにも関わらず、市町村単独で行える軽微な変更とはされず、手続に長期間を要している。また、農業用施設の整備予定地に農用地区域内外の土地が混在している場合、手続が一体的に進まず、事業計画者の大きな負担となる。このため、農用地区域外の土地を農業用施設用地に指定する場合の農用地区域への編入手続についても、政令で定める軽微な変更と同様に取り扱うこととし、手続きの簡素化を図ること。 【具体的支障事例】 平成24年9月、農業用施設(JAの農業用集出荷施設)の移転について相談を受け、農用地区域内の軽微変更として手続を開始したが、計画地の一部が農用地区域に指定されていなかったことから、まず、当該場所を農用地区域に編入することとなり、平成25年10月に当該場所の農用地区域への編入が完了した後、農業用施設用地への用途変更(軽微変更)の申出をしてもらい、平成26年1月に用途変更が完了した。しかし、建築材料費の高騰などの影響により、集出荷場の建設計画の変更が生じ、変更後の計画が固まったのは、平成27年3月となってしまった。	農林水産省	農林水産省	さいたま市	さいたま市のとった手続には unnecessary 部分が相当程度含まれており、適切に対応していれば、別紙のとおり、より短い期間で計画変更が可能だったものと考えられる。 また、緊急性が高い場合には、農用地区域への編入前に農業用施設を建設することも可能である。 なお、農用地区域は、農業の用に供すべき土地の区域として、市町村が定める整備計画の農用地利用計画において定められた区域であり、農用地区域への編入に係る計画変更については、 ① 農業の用に供すべき土地の区域の変更という市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであることから、市町村は当該計画を縦覧に供し、当該市町村の住民が意見書を提出することができることとされ、 ② また、計画変更により周辺農地における農業上の利用に支障が生じる可能性があることから、農用地区域内にある土地の所有者等が異議申出を行えることとされており、 ③ 加えて、都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に沿った内容である必要があることから、市町村は都道府県に協議し、同意を得る必要があることとされている。 ただし、地域の名称の変更又は地番の変更、農用地区域内の1ヘクタールを超えない面積における用途の変更等については、市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものとは言えないこと等から、これらの変更については、「政令で定める軽微な変更」として簡易な手続によることとされているものである。 農用地区域外の土地を農業用施設用地として農用地区域へ編入することについては、 ① 集出荷施設の設置場所という、地域の農業振興の基本的な方策に関わることであり、利用者である農業者や住民から意見を求める必要があること ② 農業用施設によって日照等の変化により営農条件が変化する可能性がある農業者等に異議申出を行う機会を付与する必要があること ③ 都道府県の農業振興施策との整合を図るため、都道府県に協議し、同意を得る必要があること から、当該編入に係る整備計画の変更を「政令で定める軽微な変更」として位置付けることは適切ではない。 また、農振法第10条の趣旨に鑑みて編入を行ったとのことであるが、御提案に従えば、住民による意見書の提出や都道府県による同意等の機会がなくなり、都道府県・市町村・住民が一体となって農業振興の方向性を決めるといふ農業振興地域整備計画制度の趣旨に沿わないこととなることが懸念される。 (別紙あり)		
	174	B 地方に対する規制緩和	農地・農業	市町村農業委員会が農地に該当しないと判断した土地を除外するために行う市町村の農用地利用計画の変更に係る都道府県知事の同意義務付け等の廃止	【支障事例、必要性】 県内の中山間地域には、耕作放棄地が存在し、一部は山林化しているが、地域によっては、既に山林となった土地や元々山林だった土地まで現在も農用地区域とされている。 山林化した土地の農用地区域からの除外については、農振整備計画に関する基礎調査を実施し、市町村全体の農用地区域の状況を確認した上で、行うこととされているが、基礎調査は市町村の人的、金銭的負担が大きいために敬遠されており、除外は進んでいない。 また、手続上、通常どおり都道府県の同意、縦覧等が必要とされ、除外には2か月以上の時間がかかってしまう。 市町村農業委員会が農地に該当しないと判断し、市町村が農振整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれなく、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないと農振地域制度に関するガイドラインに照らして「農用地区域に残置しておくことが適当であるとはいえない」と判断した場合には、軽微な変更として直ちに除外できるようにすべきである。 【メリット】 過大となっている農用地区域の適正な規模へ見直しが進むことにより、農用地区域とすべき土地の現状の規模について、正確に把握することが可能となることで、農地の利用集積や耕作放棄地の発生防止・解消の推進に係る施策をより確実に実施することができ、まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる農林水産業の成長産業化に資する。	農林水産省	農林水産省	長野県	御提案では、山林化した土地の農用地区域からの除外のためには、農業振興地域整備計画(以下「整備計画」という。)[1]に関する基礎調査が必要であるとされているが、当該除外が農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する「経済事情の変動その他情勢の推移」に該当する場合には、必ずしも基礎調査を経ることなく農用地区域からの除外を行うことが可能であり、その旨を周知する方向で検討する。 農用地区域は、農業の用に供すべき土地の区域として、市町村が定める整備計画の農用地利用計画において定められた区域であり、農用地区域からの除外に係る計画変更については、 ① 農業の用に供すべき土地の区域の変更という市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであることから、市町村は当該計画を縦覧に供し、当該市町村の住民が意見書を提出することができることとされ、 ② また、計画変更により周辺農地における農業上の利用に支障が生じる可能性があることから、農用地区域内にある土地の所有者等が異議申出を行えることとされており、 ③ 加えて、都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に沿った内容である必要があることから、市町村は都道府県に協議し、同意を得る必要があることとされている。 ただし、地域の名称の変更又は地番の変更、農用地区域内の1ヘクタールを超えない面積における用途の変更等については、市町村の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものとは言えないこと等から、これらの変更については、「政令で定める軽微な変更」として簡易な手続によることとされているものである。 御提案の、農業委員会が農地に該当しないと判断した土地の農用地区域からの除外については、 ① 当該土地を整備することにより農用地として利用する対象から除外するという、地域の農業振興の基本的な方策に関わることであり、農業者等の住民から意見を求める必要があること ② 当該土地の農用地区域からの除外後の利用によって影響を受ける可能性のある農用地区域にある土地の所有者等に、異議申出を行う機会を付与する必要があること ③ 都道府県の農業振興施策との整合を図るため、都道府県に協議し、同意を得る必要があること から、当該除外に係る整備計画の変更を「政令で定める軽微な変更」として位置付けることは適切ではない。	1 必ずしも基礎調査を経ることなく農振除外が可能であることについて、農振ガイドラインの記載をわかりやすく修正いただきたい。 2 山林化した土地の除外を軽微な変更として位置付けることが適切ではないとされたことについては以下のとおり考える。 ①地域の農業振興に長く寄与していないことから、地域の農業振興の基本的な方策に関わるものとはいえない。 ②軽微な変更で除外する場合は、農振ガイドライン第16の2(1)①ウの要件と同様のものを考えており、除外できるのは周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない場合等に限られることから、周辺の土地において営農活動を行っている農業者等への影響はない。 また、農地への復旧が不可能な山林を、仮に農用地区域に残置せよとの異議申出があったとしても、その異議申出を容認することはあり得ない。 ③市町村は土地改良事業の施行に係る区域を把握していることから、予め農業振興地域整備基本方針との整合を図ることが可能であるため、市町村が適切に判断した、施行区域外かつ農振ガイドライン第16の2(1)①ウに基づき土地の除外に係る協議について、都道府県が同意しないことはあり得ない。 3 上記理由により軽微な変更で可能と思料される。なお、軽微な変更とならない場合は、下記変更期間が必要であることや、基礎調査資料を除く資料の軽減が図れず、市町村の負担が大きい。 →随時除外は、法定の縦覧と異議申出に要する時間は約2か月、現地調査及び書類作成に2か月、農業委員会、土地改良区等に対する意見照会に1か月、県が求めている県との事前調整には庁内への意見照会、現地調査等に1か月程度の期間を要し、計6か月以上の期間が必要な市町村が多い。 →一方、軽微な変更に変更する時間は1か月以内である。	

農林水産省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
弘前市、安曇野市、浜松市、富士宮市	○農業用施設の整備予定地に農用地区域内外の土地が混在していた案件について、軽微な変更による手続きと農用地区域への編入手続きとで要する期間に差が生じるため、手続きが一体的に進まず、着工時期が遅くなることがあった。 そこで、農業用施設用地への編入を軽微変更と同様に取り扱うことができればこのような事態も避けられ、農業用施設を早急に必要とする事業者への負担も軽減される。 ○当市においてもJA関係は2団体存在し、農業用施設を移転する等の案件は想定される。農用地区域への編入手続きの緩和は農業振興にもつながると考える。また、農業者への負担軽減にもつながると判断する。 ○【支障事例】補助事業を活用した事業展開を計画していた農業者が、農用地編入に時間がかかり事業計画に遅れが出た。 ○当市においても、農業用施設の建築だけでなく、農地の売買の際に農用地区域への編入の要望を受ける場合があり、迅速な対応ができないため、対応に苦慮しております。 農用地区域への編入については、農業振興上の悪影響が生じないため、簡易な手続きにより認めても特段支障がないものと考えます。 よって、農業用施設建築に限らず、農用地区域への編入については全て軽微変更の手続きにより認めるべきではないかと考えます。	【全国市長会】 事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 また、不要な手続を求めないようにされたい。		提案団体からの見解においては、農業振興地域整備計画に照らして必要性、妥当性、代替性等が認められるか判断するために事業計画者と相談を重ねる必要があったこと、計画の実現性を判断するため、現地調査を行い、農地転用許可や開発許可等の見込み等について関係課と調整を重ねる必要があったこと等から「本市の手続は必要なもの」と主張されている。 このような手続・調整が必要と考えるのであれば、それらをせずに計画変更をすることとなる軽微な変更としての手続ではなく、公告・縦覧により地域住民からの意見提出の機会を設けるなどの通常の手続を行うべきである。	6【農林水産省】 (8)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (iii)農用地区域外の農地に農業用施設を設置することについては、あらかじめ農用地区域に編入しなくても可能であることを明確化するため、「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局長通知)を改正。	通知	平成28年3月30日	「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平成12年4月1日12付け構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)を改正。	
郡山市、小浜市、富士宮市、磐田市、豊田市、佐用町、宇部市、萩市、香川県、甲賀市	○この提案では、軽微な変更として農用地区域から除外するために、事業を計画している農地を意図的に荒廃させる可能性があることに注意を要するものの、農用地として適さない土地に関し、農用地区域からの除外手続きを簡便化することについては賛同できる。 当市の農用地利用計画においても、非農地や今後耕作が見込まれない土地でありながらも農用地区域となっていて、農振法第13条第2項の要件を満たすことができず、農用地区域からの除外ができない土地がある。そのような土地を農振法第12条の2に規定する基礎調査の結果をもって除外するにあっても県の同意を得られず、除外できない場合がある。 そこで、農振法第3条の2により県が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」第1～(3)のうち、「③非農地の土地需要への対応」の記述に従い、農振法第12条の2に規定する基礎調査の結果により農用地区域からの除外を行なう際には、市町村の裁量を認め、農用地の適正な管理が可能となるように運用されるべきと考ええる。 ○市内の農業振興地域内には、耕作放棄地が山林化した土地や、農地として開発予定であった山林が計画中止となった土地なども存在し、現在も農用地区域として設定されている。 本市の農業振興地域は約41,656ha、37万筆の土地が該当しているため、おおむね5年ごとに行うこととされている基礎調査も、人的、金銭的負担が大きすぎるため実施できずにいる状況である。 また、昨今、再生可能エネルギーへの注目が高く、農振農用地内の耕作放棄地等を利用する計画の相談が非常に多くなっているが、除外5要件を満たさず、除外できないことがほとんどであり、相談者と衝突する事例も発生している。 農業委員会が農地に該当しないと判断し、市が農振整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれなく、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないと農振地域制度に関するガイドラインに照らして「農用地区域に残置しておくことが適当であるとはいえない」と判断した場合には、軽微な変更として直ちに除外できるようにすべきである。 ○非農地判断に係る農用地区域からの除外は、概ね5年毎実施する基礎調査で農振整備計画の変更の際に限られ、財政状況によっては基礎調査が長年に渡り実施できない場合もある。判断がなされた農用地区域内外の土地は、農振法第10条第3項に掲げる農用地区域として定めるべき土地に該当しないことから、簡易な手続制による農用地区域からの除外を行っても、支障はないと提案に同意する。 ○農用地区域の60%以上を樹園地が占めている当市では、農家の高齢化に伴い耕作放棄地として山林化している箇所も多くある。山林化している箇所については、すでにその周辺でも農業生産をおこなっていないところも多く、除外の手続きについては簡素化を求めるものである。また、現行ではそのような箇所でも除外の同意が県から得られない場合もあり現状に即した事務手続きが必要であると考える。 ○農地利用状況調査において非農地判定をした農地について、農業委員会において非農地化判定をしているが、農用地区域内農地については、明らかに森林・原野化していても、非農地化することについて県の同意が必要であり時間等を要することから、農業委員会に上程する非農地判定から除外している。このことから、守るべき農地とそうではない農地が現状に合わせ適正に区分されない状況が生じている。 ○当市においても同様に中山間地域に既に山林化している農用地がある。見直し時に除外しているが、市域の面積が広大であり、中々全域を調査しきれない。 ○市内には、耕作放棄地が存在し、原野化、山林化している。場合によっては、元々山林だった土地や宅地化した土地まで農用地区域とされている。 農用地区域からの除外については、農振整備計画に関する基礎調査を実施し、市全体の農用地区域の状況を確認した上で、行うこととされているが、基礎調査は人的、金銭的負担が大きいため除外は進んでいない。 また、手続上、通常どおり県の同意、縦覧等が必要とされ、除外にはかなりの時間がかかってしまう。 市農業委員会が農地に該当しないと判断し、市が農振整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれなく、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないと農振地域制度に関するガイドラインに照らして「農用地区域に残置しておくことが適当であるとはいえない」と判断した場合には、軽微な変更として直ちに除外できるようにすべきである。 ○本県の中山間地域において、元々山林であったものをパワースタ等で開発したものの現状は山林化している農業振興地域内農地が存在するが、農業振興地域を見直すには、市町の事務負担が大きいため除外が進んでいない。このため、農地中間管理事業の推進に当たり、耕作放棄地を所有している場合は、経営転換協力金を支給できず、同事業推進に支障が出ている。 【メリット】 農地中間管理事業に資する。 なお、本県では山林を中心とした県土の乱開発を防止するために条例を制定しているが、除外し山林となったものは、山林区域(ゾーン)に編入し、他の山林と同様の基準で乱開発の防止が可能となる。 ○市内の中山間地域には、耕作放棄地が存在し、一部は山林化しているが、地域によっては、既に山林となった土地や元々山林だった土地まで現在も農用地区域とされている。 山林化した土地の農用地区域からの除外については、農振整備計画に関する基礎調査を実施し、市町村全体の農用地区域の状況を確認した上で、行うこととされているが、基礎調査は市の人的、金銭的負担が大きいため除外は進んでおらず、農用地区域の適正な管理が行われていない地域が存在する。	【全国市長会】 農地の有効活用と中山間地域の活性化の両立が図られるよう、検討すること。	○山林化した土地の農用地区域からの除外に関し、以下について現行の農林水産省のガイドラインにおいて明確化すべきではないか。 ・山林化した農地については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する「経済事情の変動その他情勢の推移」に該当するものとして除外できること ・「経済事情の変動その他情勢の推移」に該当する場合には、基礎調査を経る必要がないこと ・「経済事情の変動その他情勢の推移」に該当する場合には、市町村農業委員会が毎年行っている農地利用状況調査の活用が可能であること ○農用地区域内の山林でも、山林として間伐等の管理を行うことができ、かつ補助対象となることを明確化するべきではないか。 ○農業委員会が農地利用状況調査で非農地判断を行っているなど、誰もが山林化した土地と認識しているような場合には、市民や周辺の農業者から異議申立て等がなされる可能性は考えにくく、軽微な変更として取り扱っても問題は生じないのではないかと。	1.農業振興地域制度に関するガイドラインの見直しについて 提案団体からの見解と提案募集検討専門部会における御指摘を踏まえ、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、経済事情の変動その他情勢の推移により山林化した土地の農用地区域からの除外が可能なる旨等を明記したいと考えており、具体的な内容を検討してまいります。 2.農業委員会が農地に該当しないと判断した土地の農用地区域からの除外について 農業委員会が農地に該当しないと判断した土地の農用地区域からの除外に当たっては、 ①当該土地を農用地として利用する対象から除外するという、地域の農業振興の基本的な方策に関することであり、手続の透明性の向上を図るため、広く地域住民から意見を聴くこと ②当該土地の農用地区域からの除外後の利用によって影響を受ける可能性のある農用地区域内にある土地の所有者や周辺農業者に異議申出を行う機会を付与すること ③都道府県の農業振興施策との整合を図ることが必要である。 このため、農振法においては、当該除外に当たっては公告・縦覧等の手続を行うこととする旨の規定を設けている。 特に、②については、除外後の土地は、農振法上の開発許可なしに開発が可能となり、将来開発が行われて周辺の営農に支障が生じるおそれがあることから、農用地区域内にある土地の所有者等に異議申出の機会を十分に保障する必要がある。 このため、農振法においては、異議申出に係る規定を設け、除外の案に対して異議申出を行えることとし、異議申出に対する決定等をしないで除外が行われることがないこととしている。除外を軽微な変更として扱う場合には、除外は審査請求る対象とはならず、土地所有者等の権利の保障としては十分とは言えない。 また、仮に、農業委員会が農地に該当しないと判断した土地を軽微な変更により除外したとしても、少なくとも、 ① 広く地域住民の意見を聴くための公聴会等の開催 ② 農用地区域から除外する土地の所有者や農用地区域内の所有者等に対する個別 の意見聴取 ③ 都道府県への確認 といった新たな手続を行う必要があり、農業振興地域整備計画の公告・縦覧等の通常の手続によって対応する方が、簡潔かつ確実に処理できる。	6【農林水産省】 (8)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (i)山林原野化し、農業委員会が農地に該当しないと判断した土地については、農業振興地域整備計画に関する基礎調査を行うことなく、「経済事情の変動その他情勢の推移」(13条1項)に該当することにより農用地区域からの除外が可能であることを明確化するため、「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局長通知)を平成27年度中に改正する。	通知	平成28年3月30日	「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平成12年4月1日12付け構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)を改正。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
71	A	権限移譲・農業	農地または採草放牧地の賃貸借の解除等の許可権限の移譲	農地法第18条第1項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務・権限を、中核市市長へ移譲する。	【制度改正の経緯】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)第36条により大都市の特例として、農地法第18条第1項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務が、指定都市又は指定都市の長に適用があるものと改正されました。 【支障事例】 過去に、市街化区域の農地を転用する際に残存小作権がついていることが判明し、合意解約を求めたが難作料の金額面で容易に合意に至らなかったことから、農地法18条第1項の手続きについて説明したことがあります。その際は、都道府県知事の許可が必要な旨を説明したものの、許可までの期間が長いことから、やむなく合意解約に至りましたが、当事者からは許可までの期間を短縮できないのかと意見がありました。 【制度改正の必要性】 農地法第18条第1項の許可申請は、申請受理後に相手方の見解を聴取し、農業委員会の事実認定と意見を記載した意見書を都道府県知事に送付するようになっています。その後、都道府県知事が都道府県農業会議の意見を聞くこととなっていることから、許可まで長期間を要することとなります。このことから、中核市市長へ権限を移譲することにより、期間が短縮され、申請者の利益につながります。 【懸念の解消策】 賃借人からの解約申出等で、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当するか否か判断をする事案が想定されます。 事例が少ないことが想定され、難しい判断になることが想定されますが、都道府県関係部署の助言や、都道府県農業会議の意見を聞くことで適正な判断が可能であると考えます。	農地法第18条第1項及び第3項、第59条の2 (第4次一括法第36条)	農林水産省	大分市	農地法第18条第1項の許可は、賃借人と賃借人の双方の利益の調整を図る観点から、客観的かつ慎重な審査を行い得る体制を備えていることが必要であることから、現場からある程度距離を置いている都道府県知事が処理することとされている。 指定都市内にある農地に関する当該許可権限については、 ① 多くの都道府県と指定都市が指定都市への権限移譲に賛成したこと ② 地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度の活用により、既に多くの指定都市の長が事務を行っていたこと ③ 指定都市は、規模・能力の点で都道府県と遜色がないことから、第4次地方分権一括法に基づき、本年4月1日から指定都市の長に権限移譲されたところであるが、中核市においては、そのような事情にはないものと考えている(中核市45市のうち、地方自治法により権限移譲を受けているのは16市(36%))。 このため、一律に中核市に権限移譲を行うのは適当ではなく、地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度を活用し、個別に権限移譲を行っていくことが適当と考えており、まずは、本特例の適用について大分県と協議いただければと考えている。	提案については、中核市においても、権限移譲の必要性・有効性及や都道府県と中核市の役割分担のあり方、現在の組織・体制等、置かれている状況が異なっているが、中核市への一律の権限移譲については引き続き検討いただくとともに、希望する中核市を対象として手挙げ方式によって権限移譲を行うことも、併せてご検討いただきたい。 なお、いずれの場合であっても、人員確保・体制整備のための充分かつ確実な財政措置が必要である。	
156	A	権限移譲・農業	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可事務の都道府県から中核市への移譲	【制度改正の必要性】 農地賃貸借の解約等の許可申請がされた場合の手続については、農業委員会が窓口となり、申請書の記載事項及び添付書類を審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、申請が適法なものであるかどうか審査のうえ、申請の却下又は許可若しくは不許可についての意見を決定し、都道府県知事に送付する。都道府県知事は、農業委員会の意見書等を参考にして、農業委員会と同様の審査を行う。 農地の賃貸借の解約等の許可は、当事者の実態にまで踏み込んで検討しないと判断ができない場合もあり、実質的に許可判断を行うのは農業委員会であり、許可の諾否は、法令や通知(農地法関係事務に係る処理基準について(平成12・6・112機改B404 農林水産事務次官通知))に基づき判断されるものであり、許可権者によって判断基準が変わるものではない。また、権限移譲により許可事務の処理期間の短縮化が図られることから、許可事務の権限を移譲することが適当である。	農地法第18条第1項及び第3項、第59条の2	農林水産省	岐阜市	農地法第18条第1項の許可は、賃借人と賃借人の双方の利益の調整を図る観点から、客観的かつ慎重な審査を行い得る体制を備えていることが必要であることから、現場からある程度距離を置いている都道府県知事が処理することとされている。 昨年の地方分権第4次一括法において、都道府県知事の権限を指定都市に移譲したが、これは指定都市内にある農地に関する当該許可権限については、 ① 多くの都道府県と指定都市が指定都市への権限移譲に賛成したこと ② 地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度の活用により、既に多くの指定都市の長が事務を行っていたこと ③ 指定都市は、規模・能力の点で都道府県と遜色がないことを理由とするものであるが、他方で中核市においては、そのような事情にはないものと考えている(中核市45市のうち、地方自治法により権限移譲を受けているのは16市(36%))。 このため、一律に中核市に権限移譲を行うのは適当ではなく、地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度を活用し、個別に権限移譲を行っていくことが適当と考えており、まずは、本特例の適用について岐阜県と協議いただければと考えている。	農地等の賃貸借の解約等の許可事務(以下「法第18条第1項許可事務」という。)は、中核市でも既に約4割が地方自治法による事務処理特例条例に基づき事務を処理しており、中核市市長会においても、本提案に半数以上が賛成している状況にある。 また、法第18条第1項許可事務に限らず、農地転用許可等の事務についても、法令及び通達に基づいた客観的かつ慎重な審査を行う必要があるが、多数の市町村において事務処理を行っている。これらを踏まえ、法第18条第1項許可事務も同様に、中核市においても事務処理は十分可能であると考える。	
173	B	地方に対する規制緩和・農業	2a未満の農業用施設等の設置に係る農地転用許可の撤廃	耕作を行う者が、その者の他の農地の利用増進のため又は2a未満の農業用施設を設置するために農地等を転用することを目的として、他者の農地等に権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ市町村農業委員会へ届け出ることとし、農地法第5条の許可を不要とする。	【支障事例、必要性】 耕作の事業を行う者が所有している農地を、その者の他の農地の保全又は利用増進のために転用する場合や2a未満の農業用施設を設置するために転用する場合は、農地法施行規則第32条第1号の規定により、農地法第4条の許可は不要とされている。 しかしながら、耕作の事業を行う者が、2a未満の農業用施設等を設置するために、他者の所有する農地等に権利を設定し、又は移転する場合には、農地法第5条の許可が必要とされており、許可申請のための書類の提出が農業者の負担となっている。 本県の規制緩和対象施設(法第5条許可、農業用倉庫は2a未満)の許可実績(農振農用地内の件数) H26 農業用倉庫12件(3) 農地への通路14件(1) H25 農業用倉庫9件(2) 農地への通路16件(4) 農業用水路1件(1) 【メリット】 申請書に添付する書類(事業計画書、資金証明、工事工程表、その他必要な書類)が大幅に削減され、農業者の負担軽減につながる。 現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る期間が短縮される(参考ですが、市街化区域が指定されている本県のある農業委員会では、概ね、5営業日で届出の受理通知を行っているとのこと)。	農地法第5条、農地法施行規則第32条第1号・第53条	農林水産省	長野県	農地を転用するために他人から農地の権利を取得する場合には、 ① 転用する農地の位置、規模、事業内容等が適正なものであり、周辺の農地における営農に支障が生じることがないか ② また、転用しようとする農地を借り受けて耕作している農業者がいる場合には、その同意を得ているか 等を確認するため、事前に許可を必要としている(農地法第5条)。 一方、自らの農地において、農業用施設を設置するために2アール未満の農地を転用するとき等については、 ① 自らの営農に影響がない位置で必要最小限の面積の農地を転用し、 ② 所有者として、農地を借り受けている者の同意を得るものと想定されることから、農地法の許可は不要としている(農地法第4条第1項第8号、農地法施行規則第32条第1号)。 仮に、農業用施設設置のための2アール未満の他人の農地の転用に際し、農地法第5条の許可を不要として農業委員会への届出制とすれば、 ① 必要以上に規模の大きな面積の農地や当該施設の設置により周辺農地に日影等の影響が生じる位置の農地が転用されることによって、周辺の農地における営農に支障が生じるおそれがあること ② 農業用施設への転用においては、不動産業者を介さない相対取引が一般的と考えられることから、転用しようとする農地を借り受けて耕作している農業者がいる場合であっても、農地を見るだけでは必ずしも借り受けている者がいることが分からないため、その同意を得ないまま転用され、係争に発展するおそれがあることから、事前には是正をすることができなくなるため、適切ではないと考える。 また、申請書の添付書類については、例えば、 ① 転用事業の内容を確認するために必要に応じて添付を求めている事業計画書や工事工程表については、施工業者が作成する設計書等 ② 転用事業を実施するための資力の確認に必要な資金証明については、預金通帳の写しを活用することが可能であり、申請者の過大な負担にならないようにしているところである。	農水省が、本提案が適切でないと考える理由に対し、以下のとおりと考えるので、2a未満の農業用施設等への5条転用についても許可不要とされたい。 ○「① 必要以上に規模の大きな面積の農地や当該施設の設置により～(略)～、周辺の農地における営農に支障が生じるおそれがあること」について この懸念は、許可不要とされている2a未満の農業用施設等への4条転用の場合においても想定されるものであり、5条転用に限って想定されるものではない。 ○「② 農業用施設への転用においては、不動産業者を介さない相対取引が一般的と考えられることから、～(略)～係争に発展するおそれがあること」について 許可不要とされている2a未満の農業用施設等への4条転用の場合においては、転用事業者から行政への手続は一切不要であり、転用事業者が転用予定地の耕作者の同意を得ているか否かを、行政が確認することはできない。よって、農地法上、御指摘の係争について行政が関与・懸念することを求めているものではないと考える。 ・S33.4.28付け大阪地方32(行)54において、「農地法第5条の知事の許可に際しては、農地が二重譲渡されているかどうかという一般的な私法による解決に委ねられている事柄は判断すべきものではなく、二重譲渡に対する許可は違法ではない。」とされていることから、民民の係争について行政が懸念する必要はない。 ・転用予定地に賃借権等が設定されている場合に、土地所有者が耕作者との間で合意解約せずに転用する事例は、日本全国で年間何件あるのか。ほとんど事例がないとすれば、法改正により農業者が受ける利益を考慮し、2a未満の農業用施設等への5条転用についても許可不要とされたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式による移譲も含め検討すること。 なお、人員確保・体制整備のための十分かつ確実な財政措置が必要である。		中核市については、貴市の見解のとおり、権限移譲の必要性・有効性や都道府県と中核市の役割分担のあり方、現在の組織・体制等、置かれている状況が異なっていることから、本事務について、一律に権限移譲を行うことは適当ではない。また、希望する中核市を対象として権限移譲を行うのであれば、現行の地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度を活用し、都道府県と中核市の役割分担のあり方や人員確保等体制の整備状況等について都道府県知事と具体的に協議した上で、個別に権限移譲を行っていくことが最も適当と考えている。 (現にこの仕組みを使って16の中核市が本事務を行っているところ。) なお、貴市の提案は、地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度の活用により実現可能である旨を中核市を有する都道府県知事に対して周知して参りたい。					
		【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式による移譲も含め検討すること。 なお、人員確保・体制整備のための十分かつ確実な財政措置が必要である。		中核市については、権限移譲の必要性・有効性や都道府県と中核市の役割分担のあり方、現在の組織・体制等、置かれている状況が異なっていることから、本事務について、一律に権限移譲を行うことは適当ではない。また、希望する中核市を対象として権限移譲を行うのであれば、現行の地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度を活用し、都道府県と中核市の役割分担のあり方や人員確保等体制の整備状況等について都道府県知事と具体的に協議した上で、個別に権限移譲を行っていくことが最も適当と考えている。 (現にこの仕組みを使って16の中核市が本事務を行っているところ。) なお、貴市の提案は、地方自治法に基づく条例による事務処理特例制度の活用により実現可能である旨を中核市を有する都道府県知事に対して周知して参りたい。					
五島市	○当市をはじめとする農村地域では、権利設定を伴う2アール未満の農業用施設への転用事案が多く見受けられると推察される。自己の所有農地を2アール未満の農業用施設へ転用する場合を認めている以上、同施設への転用に当たり権利移転等を伴う場合も大差ないと判断する。ただし、所有権移転等の登記を伴う場合は、法務局への申請の際になんらかの農業委員会等の証明書の添付が求められるはずで、農業委員会等から何らかの形で証明書を発行する必要がでてくることも念頭に置いていただきたい。	【全国市長会】 農地所有者及び利用者に混乱が生じることがないよう配慮しつつ、検討すること。		○「① 必要以上に規模の大きな面積の農地や～(略)～、周辺の農地における営農に支障が生じるおそれがあること」について、許可不要とされている農地法第4条に係る転用の場合も想定されるものであり、同法第5条に基づく転用に限りて想定されるものではない、との見解について 御指摘のとおり、農地が転用されることによって、周辺の農地における営農に支障が生じるおそれがあるのは、農地法第5条に基づいて農地を転用する場合に限られるものではないが、 ① 耕作者が、自ら耕作する農地の一部にその者の農業生産に必要な農業用施設を設置する場合には、当然に当該施設を自らの営農に支障がない位置及び必要最小限の規模で設置すると考えられるのに対し、 ② 施設を設置しようとする者が、他の耕作者が耕作する農地の一部を取得等して農業用施設を設置する場合には、自らの営農だけではなく他の耕作者の営農に支障が生じるおそれがあり、①と比べて周辺の営農に支障が生じる可能性が高いと考えられることから、農地転用許可を必要としているものである。 ○「② 農業用施設への転用においては～(略)～係争に発展するおそれがあること」について、係争について行政が関与・懸念する必要はない、との見解について 農地法第5条の許可において、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることを確認することにより、転用行為が確実に行われることを担保することとしている。 これにより、係争の発生するおそれのある土地については許可をしない(行政は関与しない)仕組みとなっており、御指摘のように「係争について行政が関与・懸念することを求めている」ものではない。 なお、申請者の過大な負担とならないよう、申請書に添付する書類については、施設の設計書や預金通帳等の写しを活用することが可能であることなど、事例を具体的に示して担当者会議や研修等で許可権者に周知徹底することとした。	6【農林水産省】 (5) 農地法(昭27法229) 農地転用許可(4条1項及び5条1項)の申請書に添付する書類のうち、事業を実施するために必要な資力があることを証する書面及び事業計画書等の参考となるべき書類については、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、預金通帳や農地転用して設置する施設の設計書等の既存の書類の写しを活用することが可能であることを明確化するため、「農地法関係事務処理要領」(平21農林水産省経営局、農村振興局)を平成27年度中に改正する。	通知	平成28年3月30日	「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)を改正した。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
207	B	地方に対する規制緩和	農地・農業	農振法ガイドラインにおける農振法施行規則第4条の4第26号の2計画の明確化	【具体的な支障事例】 農振法施行規則第4条の4第26号の2の制度を活用した農村集落の活性化を進めるため、多くの時間と経費を費やした。特に集落維持型住宅、日常生活関連施設、地域振興のための工場等(いずれも地域の就農者や他市町村からの住民を呼込むもの)について、農水省の担当者からは、ガイドラインに記載の「農業集落地域において設置することが通常適当であると認められる非農業的な土地利用需要に対応するもの」とすることが必要」「積極的に非農業的な土地利用を図ることにより都市化の進展を促進させるような土地利用～なじまない」と示されたが、その規模感や通常適当であると認められる範囲等について、具体的な判断基準が示されなかった。 また、同じ制度でありながら、非農用地予定区域に整備可能な施設等についての考え方が、他の地域※と近畿とで違いがあった。 ※他地域では、26号の2計画において大規模な地域振興のための工場を設置した。 【具体的な効果】 ガイドラインの明確化を図ることで、優良農地や農産業を守りつつ、迅速かつ適切な判断が可能となる。	農産振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2農業振興地域制度に関するガイドライン第13 3(5)⑦	農林水産省	近江八幡市	市町村の条例に基づく「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」(いわゆる「26号の2計画」)は、農用地の保全と併せて地域において通常発生している非農業的土地需要に対応するものとして創設したものであり、その対象となる施設の種類や規模は地域の実情に応じて様々であることから、市町村による「26号の2計画」の作成に資するよう、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて想定される施設を例示しているところである。 御指摘を踏まえ、農業振興地域制度に関するガイドラインについて、「26号の2計画」の対象として想定される施設の例示の追加等を検討することとした。	①想定される施設の例示に当たっては、施設の規模はもちろん、既存施設の拡大ならどうか、新規参入ならばどうか等、より具体的な表現となるよう求める。 ②明確化の検討スケジュールについて明示されるよう求める。	
273	A	権限移譲	農地・農業	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付事務の権限移譲	【提案の経緯・事情変更】 国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、耕作放棄地の発生防止・解消などが求められている。都道府県と市町村は、H26年度から農地中間管理機構を活用した取組みを進めているが、耕作放棄地の解消にいたっていない。 【支障事例等】 「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に交付金を交付し、都道府県協議会が地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を審査し承認することになっているが、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手続が煩雑であるため、各協議会の負担が大きくなっている。 これまで本県では耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(H21～)を活用して延べ59の取組主体が事業を実施しており、計画承認から実績報告までの手続を経ているが、そのたびごとにJA中央会営農振興部長の決裁が必要であり、文書の往復等のため、事務処理に時間を要している。 また、年間各2回の監査、幹事会、総会においては農政環境部長、JA中央会会長、農業会議会長の決裁が必要であり、同様に事務処理に時間を要している。 【効果・必要性】 都道府県・市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関や農地中間管理機構との連携が可能となり、耕作放棄地の解消に向けた総合的な取組みが可能となる。 また、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域の特性に応じた指導も可能になるなど、より総合的に事業効果を高めることができ、地方の耕作放棄地を有効活用し、地方創生の推進につなげることができる。	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱	農林水産省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金において、協議会(※)が事業を実施する方式としているのは、多様な主体が参画・連携することにより、 ① 利用権設定や導入作物の選定、再生作業の積算等荒廃農地の再生に係る取組 ② 経費相談、再生した農地の状況に関する相談等営農開始後のフォローアップ に関して、農業者等を総合的に支援することができるようにするためのものである。 また、都道府県・市町村以外の組織が協議会の会長や事務局を担当して主導的な役割を担っている協議会が多数あり、都道府県・市町村への交付とすると、そのような組織が主導的な役割を担えなくなることから、地域の実情に応じた交付金の運用ができなくなる都道府県・市町村が生じることが懸念される。 なお、御提案の支障事例については、協議会における事務手続が煩雑とされているが、 ① それぞれの取組主体が実施している事業について、別々に計画承認等の手続をするのではなく、計画的に複数件をまとめて手続すること ② 事前に会長が専決処理できるものを決めることにより、他の者による決裁手続を省略すること ③ 年間2回行われている総会等を年間1回とすること などにより、対応できるものとする。 また、都道府県・市町村への交付により、都道府県(地方機関を含む。)と農地中間管理機構との連携や普及指導センターによる指導が可能となるとされているが、都道府県、農地中間管理機構及び普及指導センターを協議会の会員とすることにより、現行制度でも連携等は可能である。 (※ 都道府県段階では、都道府県に加え、農業会議、農地中間管理機構、都道府県農業協同組合中央会、都道府県土地改良事業団体連合会等が、市町村段階では、市町村に加え、農業委員会、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区等が協議会会員となっている。)	都道府県・市町村に直接交付されても、協議会を重要な協議の場として存続させることで各団体と連携し、農業者等を総合的に支援することは可能である。 都道府県・市町村に直接交付することにより、農業改良普及センターなど地域の実情に精通する機関との連携が容易になるため、協議会に集中している事務を分担することができ、より迅速で綿密に事業が遂行できる。 なお、「複数件をまとめて手続すること」との指摘だが、作目等によって農繁期・農閑期はそれぞれ異なるため、計画承認等の手続を一時にまとめて行うことは困難である。また、決裁手続き等の事務や総会等を省略することは、正確な事業遂行の妨げとなり、適切ではない。こうした指摘は、むしろ多様な主体が参画して決定している協議会の形骸化をもたらすのではないかと	
206	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	農業振興地域の指定基準の変更を伴う地区計画制度の見直し	【現行制度の概要】 市街化調整区域内の市街化区域縁辺部の土地利用の変化が著しい地区について、市街化の傾向が強まったことから、農林漁業との健全な調和を図った上で、都市的土地利用を行おうとした場合、現行制度下では、区域区分の見直しによってのみ対応できることとされている。 【制度改正の必要性】 都市計画法第15条第2項により、区域区分に関する都市計画は、都道府県が決定するとされており、本県では、通常5年毎に広域の都市計画区域全体の見地から、複数の市町村と調整の上で都道府県が見直しを行っている。しかし、都道府県が決定主体であるため区域区分の見直しには長期間を要しており、基礎自治体が推進するまちづくりのウィークポイントとなっている。 今後、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定や「地域再生関連法」の改正等を踏まえた地域活性化の実現のためには、このウィークポイントの克服が、基礎自治体にとって生き残りをかけるツールとしても必要であると考えことから、市街化調整区域内の市街化区域縁辺部において、市町村長が対象区域に農業振興地域の農用地を含んで地区計画を定めようとするときに、農林水産大臣及び都道府県知事に協議を行い、協議が調った場合に限り、当該地区計画の区域内について、都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定を行わないこととすることを提案する。	都市計画法第12条の5 都市計画運用指針 農業振興地域の整備に関する法律第6条	農林水産省	近江八幡市	市街化区域縁辺部の市街化調整区域において都市的土地利用を行うのであれば、土地利用計画に基づく開発を検討することが適当と考えられることから、具体的な計画をもとに、農業振興地域の区域変更及び都市計画の変更に向けて都道府県と調整を行うことが重要であると考え。また、「県が、通常5年ごとに市町村と調整の上で区域区分に関する都市計画の見直しを行っている」とされているが、必要な場合には、5年ごとの見直しでなくとも都市計画を変更することが可能である。 なお、都道府県は、都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るために、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域として、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域として設定できることとなっており、農振法上、市街化区域においては農業振興地域の指定がされないこととされている。 一方、市街化調整区域における地区計画は、市街化区域とは異なり、市街化を促進するための計画ではなく、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を変えない範囲内で、既存集落等の良好な環境の確保を図るなどのために定められるものである。 このため、御提案のとおり、地区計画が定められた市街化区域縁辺部の市街化調整区域において農業振興地域の指定がされないこととすることは、今後相当長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域である農業振興地域の性質に鑑み、適当ではないと考える。	随時見直しによる編入は、基本的には前回の定期見直し時に一般及び特定保留区域に指定し、農政局協議を始めているもので、計画的な開発事業が実施されることが確実になった時点で、定期見直しの時期に係わらず編入できるものである。加えて、広域的な利活用の見込める良好な都市整備に資するもので、公的関与のある計画など、基礎自治体の役割を超える条件などが求められ、本市においては、特に公的関与に関し、市が計画した内容と県が求める内容に隔たりが生じ調整が整わず、その手法での編入を断念した経過がある。 特に、今後「まち・ひと・しごと総合戦略」や「地方創生関連法」等による地域活性化の実現のためには、農業振興施策と都市的施策を併存させ、農業を含む各種産業の活性化等を図る必要があり、また、既存集落等の良好な環境の確保を図りつつ、農用地の大きな改廃に繋がらない範囲で新たに人を呼び込む必要があるため、区域区分の定期・随時見直しより迅速に、一般の市街化区域・調整区域より範囲の狭い地区計画の区域について、農業振興地域の指定を行わない措置が必要である。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平28対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
花巻市、安曇野市、秋市、五島市	○当市では、現在、土地改良事業に伴う工事の完了後8年を経過していない土地がほとんどであり、ある程度の開発の抑制になっている。しかし、今後、8年経過後にはある程度の指針が示されていると判断しやすいと考える。 住民への説明だけでなく、他の課との調整においてある程度の指針がないと説明がつかず、理由をつけて開発へ向かってしまう可能性もあると考える。	【全国市長会】 ガイドラインの明確化を図るとともに、そのスケジュールを示すこと。	1. 想定される施設の例示について 農業振興地域制度に関するガイドラインに、「26号の2計画」の対象として想定される施設の例示の追加等を検討するが、施設の規模は、それぞれの地域における人口や導入しようとする施設の内容等に応じて決まるものであることから、ガイドラインにおいて具体的な数値をもって示すことは適切ではないと考える。 同様に、既存施設の拡大の場合と新規参入による場合とに分けて、施設の規模を具体的に示すことも適切ではないと考える。 なお、既存施設の拡大等が予定されているのであれば、土地改良事業の計画段階において、まちづくりの視点を踏まえた将来的な土地利用を考慮し、予定地域を事業の受益地から外すなど、早めの事業調整により対応することも考えられる。 2. 検討スケジュールについて 今年度中に農業振興地域制度に関するガイドラインの改正を行うよう、検討する考えである。	6【農林水産省】 (8)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)市町村の条例に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(施行規則4条の4第1項26号の2)については、当該計画において、非農業的な土地利用需要に対応するものと定めた場合に設置できることとなる施設を、施設の例示等を追加することにより明確化するため、「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)を平成27年度中に改正する。	通知	平成28年3月30日	「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平成12年4月1日付け12構改〇第261号農林水産省構造改善局長通知)を改正。	
宮崎県	○本県においても、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した荒廃農地の解消を行っているが、他県の事例にもあるよう、事業制度上、各種関係機関で構成される県協議会に国から交付金が交付され、その後、地域協議会から提出された実施計画に基づき、地域協議会へ対して交付金を交付する流れとなっている。 地域協議会については、県協議会と同様に、地域の各種機関(市町村、農業委員会、JA等)で構成されており、地域協議会の発出文書のための決裁においては、各種機関を回るような状態となり、事務手続きに相当の苦勞を要している。 これについては、県協議会でも同様である。 また、事業制度上、県及び地域協議会が事業実施主体となっていることから、事業進行上の責任所在が不明確となり、実際に荒廃農地の解消を行う農家への支援及びフォローアップに支障をきたしている状況であるため、実施主体を県及び市町村にし、事業の円滑な運営が図られるようにして頂きたい。	【全国知事会】 都道府県が実施する耕作放棄地対策事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用などを含め、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付するべきである。なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 事務の簡素化等の見直しに向けた検討を求め	協議会が事業を実施する方式は、 ① 多様な主体が参画・連携することで、再生作業の工事に関する支援、営農の支援、交付金の事務などについて、農業者等を総合的に支援することが可能であること ② 都道府県・市町村のほか、農業会議、土地改良事業団体連合会、農業協同組合等の中から、地域の実情に応じて、最も適した者又は組織を協議会の会長や事務局とすることができること から、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金における仕組みとして適切である。 また、事務手続の簡素化については、軽微な内容については協議会の会長が専断処理できるよう事前に定めておくこと等により、現行制度で対応が可能であり、その旨を担当者会議等で周知することを検討している。					
古賀市	○当市においても開発相談は農業振興地域及び調整区域がほとんどであり、農地を積極的に転用する意図は無いが、市のまちづくり等と合致するものは推進する必要がある。特に市街化区域と隣接する農地は要望・可能性も高く、提案市と同様、速やかな判断を期待するため。	【全国市長会】 「農地制度のあり方について」(平成26年8月4日地方六団体)のとおり、住民に身近な市町村が主体となって、地域の実情に応じた土地利用を実現する観点から、引き続き検討をされたい。	市街化区域は優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域として、都市計画と農林漁業との調整を図った上で定められるものであり、市街化区域には農業振興地域の指定がされないこととされている。 一方、市街化調整区域における地区計画は、市街化区域とは異なり、市街化を促進するための計画ではなく、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を変えない範囲内で、既存集落等の良好な環境の確保を図るなどのために定められるものである。 このため、これらの区域の違いや今後相当長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域である農業振興地域の性質に鑑みれば、市街化調整区域における地区計画の区域を市街化区域と同等の取扱いとすることはできず、地区計画の区域において農業振興地域の指定がされないこととすることは適当ではないと考える。 なお、市街化調整区域内の区域において、都市的土地利用を図る場合には、都道府県が区域区分に関する都市計画を変更し、当該区域を市街化区域に編入することによって行われるものであるため、具体的な計画をもとに都道府県と調整を行うことが重要であると考え					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
	2	B 地方に対する規制緩和	農地・農業	「長期利用財産処分報告書」を提出するに当たっての提出書類の明確化、手続の簡素化	農業集落排水施設を財産処分し、公共下水道に接続するため「長期利用財産処分報告書」を提出しようとしているが、なにをもって報告書を受理できるか詳細に基準を明示していただくとともに、事前協議の短期化、及び受理が簡潔になるよう緩和していただきたい。	【支障事例】 現在、本市において右記法令により、農業集落排水施設を公共下水道に接続するよう、岡山県を通して「長期利用財産処分報告書」を提出することとなっております。これは、施設（農業集落排水施設の処理場等）が、「長期利用財産（10年以上）」であり、地域活性化等を図るために行う財産処分であれば、補助事業者（市）による長期利用財産処分報告書の提出、農林水産大臣による受理により承認行為となる」となっており、それに基づき行うものです。この報告書を提出するにあたり、地域活性化等を図るということで、処理場の後地利用の計画を防災倉庫、防火水槽等で利用することとしています。 しかし、提出書類について明示されていないと思われるもので、届出の過程で提出するよう不備を指摘され、書類作成・協議に時間がかかっております。たとえば、防災倉庫にはどのようなものをいくつ置くのか等利用計画書の作成を求められることや、地域防災計画への掲載を求められることなどです。（詳細は別添のとおり） 【懸念の解消策】 申請に必要な提出書類について、受理可能となる基準を詳細に明示されることにより、地方公共団体が適切に届出事務を行い、補助対象財産を有効活用することに資すると思われれます。また、事前協議の時間も短期間で終了すると思われれます。 本市における農業集落排水施設は、老朽化しており汚水処理費、及び維持管理費の負担が年々増しております。その中で、近隣まで整備された公共下水道に接続することは、本市にとって効率的で、必要不可欠な事業であり、是非とも早急に成し遂げたいと思っております。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成28年6月25日26経第370号）	農林水産省	倉敷市	地域活性化等を図るために行う財産処分に係る長期利用財産処分報告書の受理を行うに当たっては、今後の利用方法等について具体的に確認する必要があるが、今後の利用方法については、地域ごとにその取組が異なることから、受理可能となる基準を予め詳細に設定することは困難である。 なお、お示しのあった『「長期利用財産（10年以上）」』であり、地域活性化等を図るために行う財産処分であれば、補助事業者（市）による長期利用財産処分報告書の提出、農林水産大臣による受理により承認行為となる取扱い（包括承認制）は、手続の簡素化の観点から導入されたものであることから、報告内容の確認のため必要な書類については、必要最小限のものとなるよう、地方農政局を通して各都道府県・市町村等に周知を図ってまいりたい。 （なお、本案件において、国（中国四国農政局）は、倉敷市から提示のあった別添資料の事項に係る報告を求めている。）	「長期利用財産処分報告書」の提出については、回答欄にあるような「地域ごとにその取組が異なることから、受理可能となる基準を予め詳細に設定することは困難」とありますが、報告書の記載例等を示してもらい、届出書類の基準を明確にし、必要書類の簡素化を図って頂きたい。	
	35	B 地方に対する規制緩和	農地・農業	農地防災事業に係る土地改良法に基づく手続の簡素化（要件の緩和）	農家に事業費負担を求めない農地防災事業に係る土地改良法手続について、地方自治体による申請制度の拡充や3条資格者（事業の施行に係る地域内にある土地の農家等）同意手続の省略など、法手続の簡素化に資する見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 大規模災害が懸念される中、農村地域の国土強靱化を推進するためには、地方自治体が自主的に取り組むことが可能な事業制度の拡充が必要である。また、農家に事業費負担を求めない農地防災事業であっても、通常の土地改良事業と同様に、3条資格者に限り同意が必要となっている（土地改良法第85条の2第6項により事業を行う場合を除く。）が、農地以外での効果もあるなど、地域全体で効果享受するものであり、行政が主体となって事業化に取り組む側面が強いものと思われる。このため、特に農家に事業費負担を求めない農地防災事業において、3条資格者の同意の必要性を検討する余地もあると思われることから、こうした場合においては、3条資格者の同意手続を省略する措置を設けるなど、事業施行の迅速化等に向けた見直しを進めていただきたい。 【支障事例等】 農地防災事業は、農地に加え、宅地・道路・一般公共施設等にも防災効果が生じるものである。例えば、浸水被害が生じている地域で排水施設を整備した場合、農用地の被害防止とともに、地域内の宅地等の浸水を防止する効果もある。したがって、農地防災事業については、市町村を始めとする地方自治体が積極的に関与し、迅速に事業を行うことが望ましいが、土地改良法第85条の2第1項により市町村自らの発意による事業であっても、基本的には3条資格者の同意が必要となっている。また、同条第6項の3条資格者の同意を要しない手続の規定では、受益面積6,000ヘクタール以上等、国営土地改良事業を志願しに置いたものと思われるため、市町村の発意により都道府県が事業を実施することは困難な状況にある。	土地改良法第85条の2	農林水産省	愛知県	土地改良事業の実施につき、原則として事業参加資格者の同意徴集を要することとされているのは、一定の地域の土地を対象に強制的に事業を実施することにより、地域内の農用地の生産条件を改変して個々の農家の経営に影響を与えるとともに、これによる受益に対応して個々の農家に要した経費を強制的に賦課徴収できることとされていることによるものである。 上記のように、土地改良事業は原則として個々の農家の権利と利益に関わるものであることから同意を徴集することとされているものであり、提案理由において挙げられているように、農家負担がないことのみをもって3条資格者の同意徴集を省略することは適当ではないと考えられる。 なお、提案での「具体的な支障事例等」の中で、「（土地改良法第85条の2第6項により事業を行う場合を除く。）」とされており、土地改良法第85条の2第6項の規定に基づく市町村の申請による国又は都道府県土地改良事業（以下「市町村特別申請事業」という。）においては同意徴集が不要であるかのように記載されているが、市町村特別申請事業の申請時には事業参加資格者からの同意徴集を要さないこととされているものの、市町村特別申請事業と一体となってその効果が生じ、又は増大するような、他の施設の新設又は変更を内容とするなどの土地改良事業を実施する際に、当該市町村特別申請事業に対する同意を含めて同意を徴集することとされており、市町村特別申請事業においても同意徴集が不要とはされていないところである。	本県の提案は、土地改良法の原則について異論を唱えるものではない。 本県の提案の主旨は、「地域内の農用地の生産条件を改変して個々の農家の経営に影響を与え」ず、かつ、「受益」に対応して個々の農家に要した経費を強制的に賦課徴収しない排水機場の更新やため池堤体の補強等の農地防災事業について、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震等の自然災害リスクに対する関心の高まりなどといった国民のニーズや時代背景を踏まえ、事業の効用が広範にわたるといった公共性の高さに着目し、事業施行の迅速化を図るための手続きの簡素化（同意徴集の省略）を求めるものである。 なお、土地改良法第85条の2第6項に基づく市町村特別申請事業については、土地改良法の規定上、3条資格者の同意徴集が不要とされている例として示したものである。（実務としては、市町村特別申請事業と一体となって実施される土地改良事業の同意徴集を通じて、市町村特別申請事業に対する3条資格者の意思が示されることは承知している。）	
	148	B 地方に対する規制緩和	農地・農業	土地改良法52条に基づき換地を行う場合の権利を有する者の取り扱い変更	農地の基盤整備事業により土地改良法52条に基づき換地を行う場合に限っては、地区内に相続手続き完了農地があつて、複数の相続権利者が存在したとしても、複数ではなく1名の登記名義人として取り扱うこと。ただし、相続権利者の法定持分は維持する。	【具体的支障事例】 換地を伴う基盤整備では、登記名義人が死亡している土地で事業を実施する場合は、相続登記後に換地処分を行うが、近年、相続登記が未了の農地が多数生じており、事業の迅速な実施に支障が生じている。また、登記名義人や相続権利者に所在を確認できない者も増えており、地区の設定や効率的な事業実施に支障をきたしている。 具体例として、現在、事業実施を計画中の地区では、地区内の土地の登記名義人が150人（生存69人、死亡して相続手続き未了81人）であつて、権利を有する者が996人（生存69人＋相続権利者927人）存在する場合、2/3以上を権利者会議に出席させて意思確認すること自体が困難で、事業が実施できない（分母だけが肥大化し、換地計画の議決ができなくなる）。 【制度改正の必要性】 現行制度では、運用上、相続手続き未了で相続権利者多数の土地をやむなく地区から除外する等に対応している。相続手続き未了の土地は1名の登記名義人のものとして取り扱い、その土地の相続権利者全員の同意をもって1名の同意とすることとなれば権利者会議に出席すべき人数が100人（分母150人の2/3）となるので、事業に同意する権利者の意思（分子）が尊重できるようになる。 【懸念の解消策】 運用上、意思確認が可能な相続権利者の中に整備へ反対するものが存在する土地は事業地区内に含めないものとするなどで反対者の意思を侵害することはない。土地改良法は1949年の施行であり、当時は家督相続制度（1947年の民法改正で廃止）により円滑な相続がなされた農地が多かったと思われるが、現在の社会情勢に合わせた緩和が必要。	土地改良法52条	農林水産省	長崎県	ほ場整備事業のように換地を伴う土地改良事業においては、換地処分に係る一連の手続を実施するに当たり、当該事業実施地区内の農用地に関する権利に直接影響を及ぼすものであることから、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「関係権利者」という。）で組織する関係権利者会議において、当該関係権利者が当該換地に係る計画（換地計画）に対する同意又は不同意の意思を表明できるようにされているところである。 提案によれば、その所在が不明となっている相続人（関係権利者）を特定することなく、関係権利者会議では意思を表明できないものとして扱うこととはどうか、としているが、関係権利者を特定することなく換地処分に係る一連の手続を実施することとなれば、特定されないままとなった関係権利者の財産権の侵害に当たるおそれがある。したがって、こうした場合には、民法に規定する財産管理制度を活用することとし、当該制度により選任された財産管理人を経由して一連の手続を進めることが適当と考えられる。 なお、関係権利者は関係権利者会議に必ずしも出席する必要はなく、書面議決や委任によることも認められている。	本提案は、権利関係者を全て調査して住所氏名を特定することを前提としている（実際、具体的な支障事例で述べている996人は特定した）。その上で、相続登記が未了の農地に限っては、複数の相続権利者が存在したとしても、複数ではなく1名の登記名義人として取り扱う（その結果、事業に同意する権利者の意思が尊重できるようになる）、という提案である。 実際に、住民票に記載の住所に所在が確認できない（グループホームに移住）などの事態が多数発生しており、特に現地の管理者とは遠縁の権利関係者であった場合等は足取りを追跡して本人に到達することが極めて困難となっている。このため、既存の書面議決や委任による意思確認もできないという実情が本提案の背景にあり、今後も状況は悪化していくと思われる。 民法上の財産権の侵害に当たるおそれがあるという回答であるが、土地改良法自体が権利者の2/3以上の出席と2/3以上の同意をもって土地の改築（換地計画の確定含む）を認めており、本提案はその流れを汲んで、権利者の出席判定方法の緩和を求めるものである。本提案が実現した場合も、相続権利者の法定持分を維持することで、財産権は保証されると考える。 所在が確認できない権利関係者への対応として「不在者財産管理人制度」があるが、対象となる農地が多数に及んでいる状況では、手続きの方法（権利者1名ごとに1名の管理人＝弁護士などが必要）、手続きに要する期間（最短で半年程度）及び費用負担（不在者1名当たり10万円程度）（カッコ内はいずれも司法書士への聞き取り）が障害となり、当該制度の活用による解決は極めて難しい現実がある。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平28対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
由利本荘市、豊橋市、 宮崎市	○現在、生活排水整備構想を策定中で、その重点事項として、近隣公共下水道及び農業集落処理施設等の維持管理経費の削減を見据えた処理場統合計画を策定中である。 こうしたことから、今後、財産処分に関する事務処理が必須となることから、多様な事例に対処できる詳細な基準明示及び手続きの簡素化・規制緩和をお願いしたい。 ○劣化の進んだ農業集落排水施設が多数あり、効率的な汚水処理を行うために公共下水道への統合を今後進める必要があるため、統合に係る申請等の詳細な基準の明示について求めるもの。 ○農業集落排水において処理区の統合を含めた検討を行なっているため、施設の財産処分を行うことになれば同様の支障が生じると危惧しています。 ○事前の協議に長時間を要し、その都度必要な書類が新たに出てくることも多いため、財産処分に必要な書類や基準を明確化することで協議が円滑に進むと考える。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		農業集落排水施設の財産処分については、前回回答させて頂いたとおり「長期利用財産処分報告書」の受理可能となる基準を予め詳細に設定することは困難であるが、提出書類の明確化、手続きの簡素化の観点から、農業集落排水施設を公共下水道に接続する際の「長期利用財産処分報告書」の記載例を示し、各都道府県・市町村等に周知を図ることとしたい。 なお、長期利用財産の処分に関しては、従前より事務手続きの迅速化を図る観点から、農政局から都道府県に対して早期に事前相談頂くようお願いしているところである。	6【農林水産省】 (21)補助事業等により取得した長期利用財産の財産処分に関する事務 農業集落排水施設を公共下水道に接続する際の「長期利用財産処分報告書」については、報告内容の確認のために必要な書類が必要最小限のものとなるよう、「長期利用財産処分報告書」の記載事例を地方公共団体に平成27年度中に通知する。	通知	平成28年3月15日	「長期利用財産処分報告書の記載事例の通知について」(平成28年3月15日付け農村振興局整備部地域整備課農村資源循環班課長補佐名事務連絡)を发出。	
浜松市、豊橋市、豊田市、西尾市、長崎県、 宮崎市、高知県	○【制度改正の必要性と効果】公共性や防災効果が高い農地防災事業については、早期実施が求められており、法手続きの要件緩和に伴い、事業の迅速化が図られるとともに、関係職員の負担軽減も期待される。 ○ため池防災ダム事業について、事業費増による事業計画変更に伴い、再同意徴収が必要となった。結果、再同意を取ることとなったが、事業の迅速の対応に支障となった。これらの農地防災事業は防災面から早急な対応が望まれることから、再同意については省略することが望ましい。 ○ため池の耐震対策など地元発意でない農地防災事業に対し、3条資格者への説明及び同意手続きに時間を要している。これらの手続きを省略することにより、事務の簡素化と事業施行の迅速化を図ることができる。 ○農地防災事業は、農地だけでなく地域内の宅地等の浸水被害を防止する効果もあり、市町村が積極的に関与し、迅速に事業を行うことが望ましいが、基本的には3条資格者の同意が必要となっており、迅速に事業を実施することが困難な状況にある。 ○法手続きにおける「施設等の財産の改修」など重要な事業実施への同意については、簡素化せずに現行の手続きを行うべきであるが、一方で、近年、未相続地や不在地主が増加しており、本県においても、3条資格者の確定に時間を要し、同意手続きに影響をあたえかねない状況であるため、法手続きの簡素化と重要性を比較して、見直しを図る必要性を感じている。 ○地元負担を要しない農地保全事業や湛水防除事業を実施しており、その申請にあたっては関係受益者の同意を取得している。 同意を取得するための事務及び取得までの準備(公図・登記簿等、農業委員会)について相当の労力と時間を要していることから、本市としても事務の簡素化を要望する。 ○3条資格者の同意徴集については、多くの時間と労力を費やしており、特に、相続関係の発生や受益者(権利者)が他の都道府県に転出している場合には、事務を煩雑にしている。 また、権利者の高齢化、行為無能力者の取扱等も、現場での同意徴集を困難にしている一因となっており、迅速な事業実施の観点からは、当該法手続きが、支障を来す要因となっている。 当該提案は、農家負担のない防災事業に限っての事務簡素化であり、今後同様の事業実施の必要性が生じた場合、円滑な事業実施に有効と考える。	【全国市長会】 事業施行の迅速化に資するよう、制度の見直しを検討すること。		土地改良事業は、一定の地域内の農用地を対象に強制的に事業を実施することにより、地域内の農用地の生産条件を改変して個々の農家の経営に影響を与えることとなることから、受益農家の3分の2以上の同意を得ることとしているが、関係農家の権利利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして定める一定の要件を満たす場合には、土地改良法第85条の3等の規定に基づき、受益農家の3分の2以上の同意に代えて関係土地改良区の総(代)会の議決を経ることにより、同意徴集を省略することが現行制度で可能であるので、この活用につき検討されたい。	6【農林水産省】 (1)土地改良法(昭24法195) 土地改良法に基づく土地改良事業において、土地改良事業参加資格者の同意徴集手続の省略等が可能な施設更新事業(85条の3第2項及び3項並びに87条の2第4項)については、当該変更に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすること、関係土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものであることの要件に適合する旨を判断するための留意点を、地方公共団体に平成27年度中に通知する。	通知	平成28年2月24日	都道府県営土地改良事業における同意省略等の留意事項を取りまとめ、地方農政局等を通じ都道府県に対し通知。	
鹿角市、豊橋市、宮崎 市	○事業の目的を達成するためには、速やかな未相続地の解消が求められる。 ○【具体的支障事例】換地を伴う基盤整備において、相続登記未了により地区の設定や効率的な事業実施に支障をきたしている。 【地域における課題】事業地区内の権利者周辺農地の登記名義人や相続権利者の所在を確認できないなど、過去において地域内受益者で確認できた内容が現在では確認できない状況であり、地域の運搬性が薄くなっている。 【制度改正の必要性】現行制度では、運用上、相続手続き未了で相続権利者多数の土地をやむなく地区から除外する等に対応している。相続手続き未了の土地は1名の登記名義人のものとして取り扱い、その土地の相続権利者全員の同意をもって1名の同意とすることとなれば事業に同意する権利者の意思(分子)が尊重できるようになる。 ○土地改良区が事業主体として行った非補助圃場整備事業2地区について、工事は2007,2008年度に完了しているが、3筆について、相続登記(共有者が28名が2筆、25名が1筆、相続人がすべて死亡、相続人がブラジルへ移住されている等の理由で相続登記が出来ない)がされてないため、換地登記ができず、現地と法務局備えつけの公図とに差異がある状態が続いている。 ○基盤整備事業の実施に当たって、相続手続きが未了であるなど、権利者の同意を得ることに苦慮している。極力、同意を得ること進めているが、最終的に権利者の同意が得られない場合は、地区から外すなどの対応をとっており、一体的な基盤整備事業の推進が損なわれている事業も少なくない状況である。権利関係の難しい対応であるが、一定の手続きを経ることによって、登記名義人の1名が代表となるなど、権利を有する者の取り扱いの変更の検討を求める。 ○現在、本市を受益地とする換地を伴う基盤整備事業は、県営事業により実施中である。 換地計画策定に係る事務は、事業主体である県の事務であり、本市が行う事務として直接の支障はないが、県および関係機関においては、相続権利者が多数の場合、権利者会議の準備等について、膨大な事務に時間を費やしていると伺っている。 受益地区の事業の円滑な推進は、市の行政目的でもあり、当該提案は有効と考える。			本提案に関しては、第1次回答のとおりである。 なお、「提案団体からの見解」において、提案に係る土地が「相続登記が未了の農地」とのことであり、これは、遺産分割協議が未了であり相続人全員による共有(民法第898条)の状態にある土地と考えられるが、この土地に対して、共有物の変更(民法第251条)に当たる行為を行う場合には、共有者全員(又は他の共有者からの委任を受けた1人の共有者)の同意が必要となる。 同見解では、複数ではなく1人の登記名義人として取り扱う場合における具体的な方法が明らかとされていないが、特定の1人の共有者により権限を行使するためには、他の共有者からの委任を得ることとなることから、現行制度における関係権利者会議への出席、書面議決や委任による手続を進めることに支障はないものと考えられる。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
104	B 地方に対する規制緩和	農地・農業	農業用施設等の災害復旧事業制度に係る事務手続きの簡素化	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費の補助制度について、甚大な災害を受けた際に可能となる補助率増高申請等を国に行う場合に、添付が義務付けられている書類(字切図及び高率補助該当調査表)を簡素化する。	【制度の概要】 農地及び農業用施設の災害復旧事業の補助制度において、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条による補助率増高申請や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条による特別措置適用申請を行う場合には、関東農政局監修の「農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き」(以下、手引きという。)により、字切図及び高率補助該当調査表等を添付する事が義務付けられている。 これらの添付書類は、手引きに詳細なルールが記載されており、作成に労力を要するものとなっている。 【支障事例】 千葉県では、東日本大震災や平成25年台風26号の際等に、本制度を活用したところであるが、添付書類の作成に要する事務量が膨大となり、他の業務を抱える現場においては非常に負担となった。 例えば、東日本大震災の際に、県内のある市では、190件の申請を行うこととなり、資料作成を外部へ委託せざるを得なかったため、840万円(延べ200名以上)を要した。 【支障事例の解決策】 特に作成に労力を要する字切図は、手引きによれば、受益地の範囲及び関係耕作者の確認をする資料であるが、既存の図面(関係事業の計画平面図等)に受益範囲を明示したもので代用でき、また高率補助該当調査表については、手引きによれば、関係耕作者の実数を確認する資料であるが、申請者(市町村等)であれば受益者の特定は容易であり、土地改良法第29条第1項による組合員名簿や土地原簿等により代用できると考えられることから、特に大規模災害等で被害件数が多い場合は、これらの書類について既存の資料での代用を認めて頂きたい。	農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き	農林水産省	千葉県	本提案は、地方農政局監修の手引きに定められた事務手続きに係るものであり、政省令、要綱等に定められているものではなく、字切図については、貴県が提案する計画平面図等その他の図面が、被災箇所と関係耕作者を確認できるものであれば字切図に代えることができるものである。 また、高率補助該当調査表についても、耕作者名簿を電子化することにより関係耕作者の重複が無いことが確認できる場合には、省略できることとなっている。 したがって、本提案については、「現行制度でも対応可能であることが明らかな事項」に該当すると考えられる。	本提案に係る手続きについては、具体的な申請方法について国の説明会の資料にも記載されるなど、実質的な基準として取り扱われている現状がある。 そのため、「現行制度でも対応可能」であり、本県が提案する事務の簡素化が可能であるならば、具体的な事務手続きの基準について明確化し周知して頂きたい。	
121	B 地方に対する規制緩和	農地・農業	多面的機能支払に係る交付金の改正	多面的機能支払に係る3交付金(農地維持支払・資源向上支払(共同活動)・資源向上支払(長寿命化))の経理の統合	【改正の必要性】 多面的機能支払については、①農地維持支払交付金、②資源向上支払(共同活動)交付金及び③資源向上支払(長寿命化)交付金の3交付金で構成されている。 交付金の経理区分については、下記のとおり2種類で区分することとなっている。 1:①農地維持支払交付金・②資源向上支払(共同活動)交付金 2:③資源向上支払(長寿命化)交付金 実際の共同活動においては、例えば ①の農道の路面維持と③の舗装工事 や ②の水路の軽微な補修と③の長寿命化のための補修 など 活動の区別が曖昧なものがあり、経理区分を行うことが難しい場合がある。 これらのことから実施集落より、経理事務について簡素化を図るため、経理の区分を統合し一本化することが望まれている。 【支障事例】 金額の大きな補修の工事発注ができなく、各年度ごとに細切れの工事発注となるため、経済的に不利となったり、効果の発現が遅れる。 経理の区分が曖昧な活動について、農林水産省に確認をとる必要があるため、着手まで時間を要する。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条、多面的機能支払交付金実施要領第18(3)、第28(4)	農林水産省	奈良県	多面的機能支払のうち、①農地維持支払は、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基盤的保全活動等、②資源向上支払(共同活動)は、水路、農道、ため池の軽微な補修や農村環境保全活動等、③資源向上支払(施設の長寿命化)は、水路や農道等の施設の老朽化部分の補修や更新を支援するものである。 このように、支援する活動によって交付金を区分しているところであるが、①と②については会計を一体として経理することを可能とし、活動組織への負担の軽減を図ってきたところである。 なお、③は、水路の補修や農道の舗装等、施設の形状変更等を伴うため、財産管理の観点から他の活動と区分して経理を行っていただくこととしている。 多面的機能支払制度は、平成26年度から開始されたものであり、その内容、手続等については、お問い合せ等にてできる限り迅速に対応するとともに、今後、第三者委員会等の意見も聞きつつ、必要な改善を検討してまいりたい。	制度の内容、手続等の不明な点については、迅速に対応していただいております。 ②及び③の活動については、それぞれの活動において区分経理を行うとともに、実施要領第2の17の財産の管理等に定められているとおり、財産管理を行っているところ。 そのような中、経理区分を統合しても、財産管理台帳等において各取組活動に対する交付金の使途や財産取得の状況等を明確にすることができると思われる。 このことから、交付金の経理区分の統合を行うことにより、活動組織の事務の軽減及び活動の実施の効率化が図られるので、引き続き検討をお願いする。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
花巻市、鹿角市、横芝光町、鳥取県、秋市、五島市、阿蘇市、宮崎市、高知県	○激甚法に限らず暫定法による農地及び農業用施設災害復旧についても、作成・提出書類が膨大であるのは事実であり、多大な労力と経費が必要となる。 災害復旧は被災後早急に行う必要があり、新たに調書を作成するために時間を使うのではなく、既存資料での代用を行い、いち早い被災箇所復旧に時間と労力を使う方が有効であると考ええる。 ○本業務は職員に大きな負担となっていることから、早急な事務手続きの簡素化を求める。 ○農地、農業用施設の早急な災害復旧に係る簡素化内容であるため、賛同する。 ○近年では、平成22、23、25年の災害の際等に、本制度を活用したところであるが、職員が少ない上に災害復旧事業に精通した職員が少なくなってきたこと、市町によっては農林災害と土木災害を所管していることなどから、他の業務を抱える中で、大規模災害等で被害件数が多い場合、資料作成に多大な労力を要し負担になっている。 また、山間部では12月には積雪があり、翌年度の営農のためには、年内発注等による早期工事着手(早期復旧)が不可欠であるが、増嵩申請の資料作成に時間を要し、発注時期が年明になってしまいう等の支障が生じている。 ○ご提案に賛同します。増嵩申請の問題点は、列記されているとおり被災箇所が増える程、資料作成が複雑になり、必要以上に時間が掛かってしまう所にあります。 図面は近年事業を行った箇所では再利用可能ですが、無いところについては新たに作成することとなります。調査表は重複確認するために作成しなければならないためその都度作成することとなります。円滑な災害復旧のため、添付書類の簡素化を求めます。 ○災害復旧事業費の補助率増高申請に係る字切図、高率補助該当調査表については、専門的知識等が必要であり、その書類によって、高率補助割合が決まるもので、災害復旧等に係る事務の軽減を図るとともに、効率的かつ円滑な災害復旧を進めていく必要があると考えており、添付書類の簡素化を求める。 ○H24九州北部豪雨災害において170件の申請を行うこととなったため、資料作成の外部発注(220万円)・農政課職員の増員を余儀なくされた。 ○近年は、災害件数が少ないため、さほど支障を来たしていないが、過去の大規模災害(H2年度やH5年度)の際には、補助率増高申請事務が大きな事務量となり、職員がかなりの時間外勤務で対応した実績もあり、今後も大規模災害は起こり得ることから、当該提案は有効と考える。 ○H26災において申請件数が県全体で400件と過去10年で最も多く発生し、その中でも最も多い市町村では30件の増嵩申請を行った。 市町村によっては、一人の職員が農災以外に、公共災、林道災、通常事業等、多岐にわたる業務を担当しており、特に大規模な災害が発生した際には、通常時に増して多大な労力を要している。その中で作成が必要な増嵩関係書類は市町村職員にとって非常に大きな負担となっている。経済的に厳しい市町村は外部委託もできないため、直営にて作業を行い、提出期限に間に合わせるべく、長時間労働を強いられているのが現状である。 特に、大規模災害においては、迅速な対応ができるよう、資料の簡略化は不可欠。 (例、県全体の申請件数が300件以上であれば県内市町村すべて、また、市町村の申請件数が20件以上であればその市町村が、資料簡素化を認められるようにする等)	【全国知事会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、事務の簡素化に資するよう制度の見直しを検討されたい。	本提案の事務手続きは、「農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き」に定められているものの、字切図等の作成資料については、同様の内容が確認できるものであれば、地方自治体が所有している既存の図面や資料等を利用することは可能となっている。 なお、地方自治体が所有している既存の図面や資料等は、地方自治体により様式が異なることから、字切図等と同様の内容であるか否かの確認等について、地方自治体と地方農政局等において事前調整のうえ集約に対応して参りたい。 また、このことを、地方自治体の現状を踏まえ「農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き」の更新・通知等により周知して参りたい。	6【農林水産省】 (3)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭37法150) 補助率増高申請書(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭25政令152)4条)及び特別措置適用申請書(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭37政令403)18条)を提出する場合に必要とされる字切り図及び高率補助該当調査表については、既存の資料での代用が可能であることを明確化するため、農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引きを平成27年度中に改正する。	通知	平成27年11月	農地及び農業用施設の災害復旧事業の係る補助率増高申請事務の手引き(平成27年度版)を改正。	
花巻市、石岡市、横芝光町、新潟市、安曇野市、愛知県、広島県、佐賀県、五島市	○多面的機能支払については、制度設立当初から、既存の農地・水保全管理支払の取組組織からも会計の一元化については要望が上がっていたものである。 また、資源向上支払(共同活動)交付金における施設の軽微な補修と、資源向上支払(長寿命化)交付金における施設の長寿命化のための補修については、活動の区分が制度的にあいまいであり、活動組織の混乱を招いている現状がある。 したがって、農地維持支払交付金や資源向上支払(共同活動)交付金の必須活動を確実に実施することは当然であるが、そのうえで草刈・泥上などの作業日当相当分を組織の裁量で資源向上支払(長寿命化)交付金の活動に充当できることが望まれる。 ○長寿命化に取り組まずとも、農地維持・共同で長寿命化に取り組める運用となっていることから、経理区分を2種類としている必要はなく、一本化することが望ましい。 ○工事内容や施工方法を精査しながら、現在は良好に交付金の区分ごとに事業が行われている。ただ、大規模な工事の実施や単年度で完了を要する工事の場合に、経理区分の一本化に移行されれば、事務の簡素化となり、また集中的かつ短期的な工事施工が見込まれる。 ○本県においても、着手前に上記1、2のいずれの事業で実施するか疑義が生じ、農林水産省等に確認をした結果、着手までに時間を要したことがあったと一部の被交付団体から聞いている。 ○現行の制度では、 1:農地維持支払交付金・資源向上支払(共同活動)交付金 2:資源向上支払(長寿命化)交付金 と、経理を2種類に分けて整理することになっているが、提案県同様、上記1、2の経理区分において、活動の区別が曖昧なものもあるなど、経理事務が煩雑となっており、活動組織の負担となっている。 ○多面的機能支払交付金事業は、基本的に、それぞれ独立した活動であり、経理もそれぞれ独立して行っている。農地維持支払と資源向上支払(共同活動)は経費の一部を融通することも、可能となっており、さらに本年度からは、一定の条件はあるものの、農地維持支払等から3割以内を限度として資源向上支払(長寿命化)として、活動を実施することが可能となっている。 しかしながら、事務の簡略化が図られている一方で、それぞれの経理を別途行っていく必要があるため、活動組織の負担を軽減するため、経理の統合を本市としても、要望する。 ○本県においても、活動組織は会計区分毎に、通帳を分けて金銭出納簿を作成しており、高齢者が多い組織の役員からは、事務の簡素化を求める声が挙がっている。本措置により会計区分を一本化することで、推進に向け課題となっている事務負担の軽減が図られる。 ○制度の内容が3つに分かれて複雑であり、また、毎年のように事業の内容が見直されているため、地元の活動組織は困惑している状況です。このようなことから、事業の内容(活動内容)、提出書類等についても1期対策(5年間)の間は変更がないように要望します。各組織が困惑して間違いを生じるケースが見受けられます。	【全国市長会】 第三者委員会の検討結果を踏まえ、必要な見直しを行うこと。	多面的機能支払は、支援する活動によって、①農地維持支払、②資源向上支払(共同活動)、③資源向上支払(施設の長寿命化)の3つに区分しているところであるが、①と②による活動は一体的に取り組むことが多いことから会計を一体として経理すること可能とし、活動組織への負担の軽減を図ってきたところである。 また、③については、水路の草刈りや泥上げ等の基礎的保全活動と併せて、施設の補修・更新を実施することとしており、それを踏まえた交付単価の設定をしているところである。 支障事例にある金額の大きな補修については、制度の趣旨を踏まえると、他事業による対応が適切な場合も想定されるが、③による対応とする場合には、その理由と支障事例を具体的なデータとともにお聞かせいただき、必要に応じて意見交換をしていきたいと考えている。 今後、地方の要望も踏まえながら、第三者委員会等の意見も聞きつつ、必要な改善を検討してまいりたい。	6【農林水産省】 (20)多面的機能支払交付金 多面的機能支払交付金については、交付金の計画的かつ効果的な活用のため、地方公共団体の取組状況や意向を踏まえるとともに、多面的機能支払交付金第三者委員会から意見聴取を行い、必要な見直しを検討する。	通知	平成26年3月31日付けで改正済み。	○改正した通知 「多面的機能支払交付金実施要領」(平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長)	—

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
109	B	地方に対する規制緩和	農地・農業	農地中間管理事業に係る事務手続きの簡素化	1農用地利用配分計画の認可申請に係る添付資料について、認定農業者及び認定就農者については計画認定書の写しのみとし、併せて土地の登記事項証明書は、農地台帳の写しに代替する。 2市町村による農用地利用配分計画案の作成については、農業者等による協議の結果を重視し、農用地利用配分計画の縦覧を廃止する。 3機構が貸し付けた農用地については、農用地等の利用状況の報告等を廃止する。 4機構の農地中間管理事業に係る業務委託について、都道府県知事の承認を廃止する。	【制度改正の必要性】 農地中間管理事業については、従来事業に比べ手続きが煩雑で、担い手への権利設定までに多くの時間を要している。また、機構から市町等への業務委託に際しては、県の承認を要するなど非効率的である。そのため、別紙のとおり規定を見直し事務を簡素化することで、事業の推進を図る。 【支障事例】 1～3について(1、3:事務手続きの煩雑さ 2:事務手続き期間の長さ) H27年度当初に農地中間管理事業の推進についての市町キャラバンを実施し、県内全25市町に県及び機構の担当者が出席し、各市町毎に推進上の課題について検討したところ、全市町が①事務手続きの煩雑さ(提出資料の多さ等)と、②事務手続き期間の長さ(貸付希望者が機構に農地を貸付け、機構から借受希望者へ権利設定されるまでの期間)を課題として挙げた。 市町、市町農業公社等は、農地中間管理事業だけではなく、農業経営基盤促進法に基づく賃借権の設定等(従来事業)について、相談窓口となり、その後の事務手続きを行っている。 面的な農地集積を図るため、市町等は農地の貸付希望者や借受希望者に対し農地中間管理事業の活用を誘導しているものの、①、②の理由で、結果としてユーザーである農地の貸付希望者や借受希望者の多くが従来事業での権利設定を選択している。〔参考〕26年度の本県における農地の権利設定の状況:○農地中間管理事業での権利設定:450件、○従来事業:約5,800 + 1,000～2,000件) 4)について 機構の農地中間管理事業に係る業務委託の都道府県知事の承認については、毎事業年度ごとに必要となるが、予算措置による補助事業の計画協議で機構の業務委託について審査は十分に可能である。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第19条、第21条、第22条	農林水産省	栃木県	現行制度では、機構から農地を借り受ける場合には、農地法第3条の許可なく権利を取得することから、農地法第3条の許可要件を満たしているかを配分計画作成時にきちんと審査する必要があり、農地法で許可を受ける際に必要となる書類と同様の書類を配分計画に添付することとしている。このため、御提案のように、機構から借り受ける時だけに審査を緩めることにつながる添付書類の省略を行うことは適当ではないと考えている。ただし、全部事項証明書については、来年4月以降の農地情報公開システム改良後に、その添付を不要とできないか検討することとしている。 農地中間管理機構は、公的な機関であり、公正・適正に貸付先の決定を行っていくことが求められることから、貸付先として選ばれなかった借受希望者が意見書を提出できる機会を設けることは必要であり、縦覧手続を廃止することは適当ではないと考えている。 利用状況の報告に関する規定については、受け手が適切に農地を利用していることを確認し、適正に利用していないと認められるときには賃貸借等の解除を行えるよう設けているものであり、農地中間管理事業により農地の利用の効率化及び高度化を促進する上では不可欠な規定であることから、これを廃止することは適当ではないと考えている。 機構の業務委託に関する都道府県知事の承認については、公正に業務を遂行できる者が委託先として選定されることを担保するために設けているものであり、これを廃止することは適当ではないと考えている。	制度利用者である農業者や市町等の関係機関が事務手続きの煩雑等を指摘しており、本提案は、こうした状況を踏まえた内容であるため、次のとおり再検討を要望するとともに国においても制度の簡素化について積極的な提案を要望する。 添付書類の簡素化に関して、認定農業者又は認定就農者については、市町村が農業経営改善計画又は青年等就農計画により既に審査し認定しているため、農地法第3条の許可要件相当の審査に必要な添付資料の一部省略することが可能と考えられる。 全部事項証明書については承認した。 縦覧の廃止に関して、農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条における農業者等による協議等により利害関係人を含めた十分な協議が行われており、改めて公告・縦覧の必要性はない。 なお、本県において平成27年7月末までに312件の農用地利用配分計画の公告・縦覧を行っているが、縦覧者及び意見書の提出は1件もなく、形骸化した手続きとなっている。 利用状況報告の廃止に関して、廃止することが適当でないことは承認したが、農業経営基盤強化促進法における利用権設定を受ける者の利用状況の報告が規定されているが、その対象は主に新規参入の企業等であり、地域の担い手である個別経営体や農業生産法人等は報告対象者ではない。農地中間管理事業の転貸先は、太宗が認定農業者等(個別経営体や農業生産法人等)の地域内の担い手であり、報告対象者を基盤強化法に準じて限定化すべきと考えられる。 承認手続きの廃止に関して、都道府県知事の承認に関しては、予算措置による補助事業の計画協議で機構の業務委託について審査の際に同時に行うことで対応可能であり、法令上の都道府県知事の承認行為がなくても、適切に機構が業務委託を行うことは可能と考えられる。	有
171	B	地方に対する規制緩和	農地・農業	農事組合法人が行うことができる事業種類の拡大	農事組合法人が行うことができる事業の種類に、地域に密着した「生活サービス事業」を加える。(株式会社への組織変更不要) また、農事組合法人が自家用有償旅客運送を行うことができるよう、道路運送法上の規制緩和を求める。 ※地域に密着した生活サービス事業の例 ①地産地消の食料品や生活用品などの宅配や販売 ②農家世帯などの高齢者の病院等への送迎 ③農家世帯などの子どもの一時預かり ④生活道路や農家世帯などの民家等の除雪請負や補修 ⑤新聞配達 等	【支障事例、必要性】 農山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激減など、生活面で多くの課題を抱えている。 こうした中、農山村集落の担い手農家で構成する農事組合法人の生活サービス事業参入が住民の期待を集めており、法人においても、地域貢献の観点や、主要品目である米の価格が下落傾向にある中、収益向上や周年安定雇用を狙って、事業主体が撤退した生活店舗を活用した事業展開、公共交通機関の空白地帯における高齢者等の送迎支援、民家除雪など生活サービス事業参入に関心を示しているが、農協法により農業以外の事業実施が制限されているため、実施できない状況となっている。 株式会社に組織変更すれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、手続きの煩雑さに加え、農山村集落の実情に適した、構成員が平等に発言権を有する一人一票制の維持が困難(農事組合法人が同額出資ではない場合が多い)となるため、多数の組合員の合意には、膨大な労力と困難さが伴うことや、法人事業に従事した程度に応じて配当が可能ない「従事分量配当」ができないことなど、株式会社にはない農事組合法人ならではのメリットが損なわれることとなるため、サービス事業参入を検討する上で大きな障害となっている。 また、自家用有償旅客運送についても、道路運送法上の規制により、地域のニーズに応じた柔軟な対応ができない状況にある。 【代替措置】 本来事業である農業に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の割合に制限を設ける。 【メリット】 農山村集落における生活サービスの提供 農事組合法人の経営の多角化、安定化	農業協同組合法第72条の8 道路運送法施行規則第48条	農林水産省、国土交通省	長野県	農事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して行おうとする場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法人形態であり、このことから、農業以外の事業を多角的に行うことは予定しておらず、農業以外の事業も多角的に行う場合には、株式会社などの一般的な法人形態を活用することを想定し、制度的に手当てしている。 今回例示のあった地域に密着した生活サービス事業の例のうち、食料品の販売については、自らが生産する農畜産物の販売は現行制度上実施可能である。また、農事組合法人が、その経営を発展させる中で、農業生産にとどまらず事業の多角化を行うようなケースを想定して、農事組合法人から株式会社への組織変更の制度(簡易な手続で、現在の法人を解散することなく株式会社とすることができる制度)を設けているところであり、この組織変更の制度を活用することにより、提案の内容は実現可能である。 なお、株式会社においても定款に定めをおくことにより1人1議決権的な運営も可能となっている。 また、自家用有償旅客運送の実施団体は道路運送法施行規則で同令第48条各号に列挙する非営利性を前提にした団体に限定しているところである。	貴省の1次回答第1段落目記載の制度の趣旨は理解するが、株式会社など民間企業が撤退し、農山村集落の主要な担い手が農事組合法人に限られる地域の現状もある中で、なぜ農事組合法人に集落存立に不可欠な生活サービス事業を実施する途を開くことができないのか、理由をより明確に示していただきたい。 また、株式会社への組織変更制度や、定款の定めにより1人1議決権的な運営が可能な点については承認しており、その上で、なお、株式会社化が、「農山村集落の実情に適した、構成員が平等に発言権を有する一人一票制の維持が困難(農事組合法人が同額出資ではない場合が多い)となるため、多数の組合員の合意には、膨大な労力と困難さが伴うことや、法人事業に従事した程度に応じて配当が可能な「従事分量配当」ができないことなど、株式会社にはない農事組合法人ならではのメリットが損なわれることとなるため、サービス事業参入を検討する上で大きな障害となっており、現に現場の実態として、株式会社化を躊躇する法人が存在しているため、提案しているものである。 以上を踏まえ、再検討をお願いするとともに、法人の性格上、事業種類の拡大がなれない場合であっても、農事組合法人から円滑に移行ができ、税制上の優遇措置等も譲じられた地方創生に資する新たな法人制度の創設など、民間企業では採算を取りにくい地域で生活サービスが維持されるような仕組みを省庁連携で検討していただきたい。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平28対応方針(平27.11.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
宮城県、横芝光町、大野市、伊那市、安曇野市、富士宮市、豊田市、大阪府、宇部市、萩市、香川県、佐賀県、大村市、五島市、熊本県、宮崎市、岐阜県、甲賀市	○確認事項・提出資料等を簡素化することは、事業推進にあたり必要であると感じる。 土地所有者に提出を求める書類が従来の利用権設定に比べ多く煩雑であり、記入例を説明するなど行っても提出される書類に不備がある。その処理をするにも、連絡をとり、訪問する等の対応が必要となっている。 交付金対象となるため機構への集積を利用しているのが実態であり、交付金が打ち切られた後は、このまま書類の簡素化がなければ、機構への集積は延びないとの印象を持っている。 ○当局においても同様に、事務手続きの煩雑さや期間の長さを感じている。 従来の賃借を当事業へ移行させる農家も少なく、貸付希望者や借受希望者の多くが従来事業での権利設定を選択している。 ○当該県においても、農地中間管理事業の説明会や各市町への個別推進を行う中で、本事業が従来から実施してきている農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に比べて事務が煩雑であること、権利設定までに長期間を要することなどが大きな課題となっている。 農地中間管理事業(中間管理権の設定)384件、農業経営基盤促進法による利用権設定 約8,500件 ○支障事例のように、貸し手から借り手までへの事務手続き期間が長すぎるため、従来事業での権利設定を選択する農業者が多い。 ただし、「1」の農地基本台帳の写しを登記簿謄本に代替については、農地基本台帳では所有者情報の更新が頻繁に行われないため、登記簿謄本での確認は必要である。 ○農地中間管理事業については、当局においても従来の農業経営基盤促進法に基づく賃借権の設定等に比べて借入期間が10年以上と長い、事務手続きの煩雑である、事務手続き期間の長いなどがネックとなって事業が進んでいない状況である。 ① 添付書類のうち、経営状況等の書類作成はかなりの負担になっているため、認定農業者及び認定就農者については、計画書、認定書の写しのみとすることは賛成である。ただし登記事項証明書については、公告するに当たっては、土地の地番等の確認を確実にするため、添付には意味があるものと考えている。 2 機構が貸し付けるまでの期間が長い、機構に白紙委任されているため、縦覧の必要性は低いと考える。縦覧が廃止されれば、貸付までの期間の短縮が図られる。 3 農用地等の利用状況の報告等の事務は非常に煩雑なため、事務軽減の観点から廃止に賛成する。 4 業務委託の知事の承認については、年1回のことなので、特に負担ではないが、事業計画の承認の際に業務委託の項目もあるため、二重に行う必要はないと考える。 ○本県においても同様に、市町や農業者等から、従来の賃借の制度と比べて、農地中間管理事業は手続きが煩雑(提出資料の多さ等)であり、手続きに時間(貸付希望者が機構に農地を貸付け、機構から借受希望者へ権利設定されるまでの期間)がかりすぎるとの意見がだされている。 ○農用地利用配分計画の市町から機構への添付書類について、種類が膨大で、許認可の手続きに最短でも3ヵ月要している。 また、配分後も、利用状況を毎年報告を義務付けられると、毎年取扱い件数が増える中、事務量にも限界が生じてくるため、当該事業の事務手続きの簡素化を強く要望する。 ○【支障事例】 ※1～3について(1、3:事務手続きの煩雑さ 2:事務手続き期間の長さ) 本県においても同様であり、昨年度一年間を通して、①事務手続きの煩雑さ(提出資料の多さ等)、②事務手続き期間の長さ(貸付希望者が機構に農地を貸付け、機構から借受希望者へ権利設定されるまでの期間)は、農地中間管理機構の推進に際しての阻害要因となっているとの声が現場から寄せられた。 市町村等においては、農地の貸付希望者や借受希望者に対し、農地中間管理事業を活用するよう誘導しているものの、上記①や②の理由等もあり、結果としてユーザーである農地の貸付希望者や借受希望者の多くが、機構を活用しない権利設定等を選択している状況にある。 ※4について 機構の農地中間管理事業に係る業務委託の都道府県知事の承認については、毎事業年度ごとに必要となるが、予算措置による補助事業の計画協議で機構の業務委託について審査は可能と考えられる。 ○本県でも、農地中間管理事業の手続きの煩雑さを理由に、従前の農用地利用集積円滑化事業による農地の賃借手続きを行う事例がある(4市町)。 ○2 実際に農地の移動が行われるのは、水稻の収穫が終わってから、田植準備までの11月から3月にかけてが主な時期であるが、中間管理事業の手続が煩雑なため、滋賀県では事業活用基幹を7月・8月の2ヶ月間に限定されていて、事業を利用しようとしても手続の時期を逸してしまい活用が図れないことがある。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める		【添付書類】 農地の権利を取得できる者は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者に限定されている。 他方で、農業経営改善計画は、養豚、養鶏、蘭床類など農地を使わない営農類型も作成・認定を受けることがその可能であり、また、経営改善計画の有効期間は5年間であり、必ずしもその者の農業経営の最新の状況を反映していないことから、その者が取得後の全農地を効率的に利用できることについて証明するものとして扱うことは適当でない。 【縦覧】 貸付先は、機構が定めた事業規程に定められたルールに従って公平・適正に決定していくことになる。その際、機構法第26条に規定されている協議の結果も踏まえることになるが、法律上、協議の結果に従ってそのまま貸付先が決定されることはなっていない。このため、貸付先として選ばれなかった借受希望者が意見書を提出できる機会を設けることは必要であり、縦覧手続を廃止することは適当でないと考える。 【利用状況の報告】 基盤法に基づき利用権設定を受けた者の報告の対象は、解除条件付きのリース方式で農地を取得した者(企業等)に限定されているが、機構は貸付先が企業であるか、個人であるか、農業生産法人(農地所有適格法人)であるかの別にかかわらず、貸付先が適正に利用していない場合には、契約を解除することが可能である(機構法第21条2項)。 このため、個人や認定農業者についてのみ利用状況の報告を求めず、適正に利用しているかの確認を怠るのとは適当でない。 【業務の委託承認】 機構の業務委託に関する都道府県知事の承認については、公正に業務を遂行できる者が委託先として選定されることを担保するために制度上設けているものであり、これを予算措置の計画協議という単なる運用上の措置に委ねることはできない。 なお、当省としては、先に回答したとおり、添付書類の簡素化については全部事項証明書の省略を検討しているところであり、また、各県に対し、農用地利用配分計画の事務手続期間の短縮化のための工夫例を示しているところであり、今後とも、現場の意見を踏まえ、事務手続の簡素化・短縮化に向けた取組を進めていく考えである。	省令	公布日:平成28年3月28日 施行日:平成28年4月1日	農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(平成26年農林水産省令第15号)	
山口県	○農事組合法人の担い手の高齢化が進んでおり、若手農業者の通年雇用が必要だと考えていますが、年間を通しての活動がないことが課題となっています。 その解消に向けて、「冬期の生活道路の除雪請負」や「地産地消の食料品や生活用品などの宅配や販売」のような取り組みが当村においても必要となっています。” ○【制度改正の必要性等】本県では、集落営農の法人化を進めており、また、新規就業者の集落営農法人等への就業を促進している。米価の下落等の厳しい経営環境の中で、新規就業者の定着のため、集落営農法人の所得確保が必要となっており、また、中山間地域においては、高齢化する集落のくらしを守る役割について、集落営農法人への期待が高まりつつある。 しかしながら、集落営農法人は、集落内の円滑な農地集積や多様な人材の参画・能力活用など合意形成を図る上で、一人一票制の農事組合法人が選択されることが多く(225の集落営農法人の9割以上が農事組合法人)、農業以外の生活サービス業を展開しようする場合、農協法の規制が適用される。 また、本県では、複数の法人が連携し、経営規模の拡大や経営の多角化・多業化を進める集落営農法人連合体(仮称:法人格は合同会社、事業協同組合等を想定)の設立を進めることとしているが、これについても出資する集落営農法人(農事組合法人)の目的や事業範囲の制約を受けるため、生活サービス業の展開が難しい状況である。 【参考】 今年5月に中山間地域の農事組合法人を対象にアンケート調査を実施したところ、回答した93法人のうち、高齢者移送・生活雑貨の販売・買い物代行など生活サービス業を実施するための農協法の規制緩和を望む法人は、約6割となった。	【全国知事会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	農事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して行おうとする場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法人形態である。 このため、農業以外の事業を多角的に行うことは予定しておらず、多角的に行う場合には、簡単な手続で現在の法人を解散することなく株式会社へと組織変更できるよう、制度的に手当てしているところである。 御指摘のあった地方創生に資する制度については、株式会社等の多様な主体が、地方公共団体の補完的な立場で地域再生に取り組む組織として指定を受ける「地域再生推進法人制度」において、地域再生戦略交付金の支援対象になるなどのメリットも用意されているところであり、ご提案の内容については、農事組合法人が株式会社化に組織変更した上で、地域再生推進法人の指定を受けることにより実現可能である。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
67	B 地方に対する規制緩和	農地・農業	「持続性の高い農業生産方式に係る技術」の認定要件の見直し	エコファーマーの認定対象となる持続性の高い農業生産方式の技術について、新たな農業技術の進展に合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直し(施行規則の改正)を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 エコファーマーの認定対象となる「持続性の高い農業生産方式の技術」は、現在、3区分17技術(有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学合成農薬低減技術の3区分)が規定されている(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条)。 しかし近年、「食の安全」や「食の多様化」が求められる中、本県では、環境にやさしい農業の普及拡大を進めているところであり、エコファーマーをはじめ、有機農産物や特別栽培農産物などの栽培に取り組む農業者も増えつつあり、化学合成農薬を使用しない又は削減した病害虫防除・被害軽減技術が実践されているなど、規定の技術以外の技術が普及定着している。 このため、エコファーマーの認定対象となる農業生産方式の技術について、農業技術の進展に合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。 なお、化学合成農薬低減技術については、平成18年と19年以降は見直されていない。 【具体的な支障事例】 富山県内において、化学合成農薬の使用削減技術として、食品添加物やでんぷんを原料とした新しいタイプの農薬(商品名:アカリタッチ、粘着くん等)を使用してダニやアブラムシの防除(虫体を被覆し気門封鎖することで殺虫)に取り組む農業者がみられる。 これらの農薬は、その成分から人畜や生態系に及ぼす影響が少なく環境にやさしい持続的な農業につながるものであるが、施行規則で規定されている技術(化学合成農薬低減技術)に該当しないことから、エコファーマーの認定が困難となる状況が見受けられる。 【期待される効果】 エコファーマー認定取得者の拡大、持続的な農業生産方式の面的拡大、環境負荷の低減	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第2条 同法施行規則第1条	農林水産省	富山県	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律は、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図ることとしている。 同法において、持続性の高い農業生産方式とは、土壌の性質に由来する農地の生産力を維持増進し、良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、化学肥料及び化学合成農薬の使用を減少させる効果等が高い技術を用いるものをいう。 それらの技術については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条で定められており、その追加については、追加しようとする技術が法の趣旨に合う場合に行っているところである。 御提案の技術については、その具体的な内容を確認・検討の上、省令改正の要否について判断を行う。	農林水産省においては、本県提案の技術について、その具体的な内容を確認・検討の上、省令改正の要否を判断されるとのことであり、具体的な内容の確認について、8月4日付けで照会があるなど、その取り組みに対して評価するものである。 速やかに確認・検討を進め、省令改正の判断をするとともに、本県提案が認められる場合はできるだけ早期に省令改正をお願いしたい。	
147	B 地方に対する規制緩和	農地・農業	野菜生産出荷安定法施行規則の見直し	野菜生産出荷安定法施行規則の共同出荷割合の見直し	【具体的支障事例】 野菜の価格が下落したときに価格差の補給を受ける野菜価格安定制度があるが、その制度を受ける産地は、一定の産地要件を満たす必要がある。 しかし、市場に出荷せず契約企業に出荷する大規模生産者が新たにでてきたため、JAへ出荷する割合が相対的に低下し、野菜指定産地の要件の1つである共販要件を下回る産地がでてきた。 しかしながら、対象産地のJAへの出荷量自体は増えており、消費者への安定供給の役割は果たしている。指定産地の継続のため、野菜生産出荷安定法施行規則第2条で定められている共同出荷割合を産地規模(出荷量)に応じて定めるよう見直しをほしい。 また、市場に出荷しない大規模生産者が「大規模生産者登録」をした場合は、その実績を共同出荷数量にカウントできるので、「大規模生産者登録」を推進しているが、野菜価格安定制度に加入するメリットがない大規模生産者は、登録がすすんでいない。「大規模生産者登録」をしていなくても、出荷実績の提供を受けた場合は、産地の出荷量から大規模生産者の出荷量を除くことを認めて欲しい。 大規模生産者登録の要件 対象野菜を出荷する生産者、法人等のほ場が野菜指定産地の区域であり、かつ、おおむね2haの作付面積を有すること。 (野菜生産出荷安定法第11条第2項、施行規則第6条より抜粋) 【制度改正のイメージ】 産地規模(出荷量)に応じた共販率要件とし、例えば、産地規模(出荷量)が6,000t以上の産地は、共販率を1／3、8,000t以上の産地は1／4とする。その場合でも、共販量は2,000t以上確保でき、計画出荷は確保できと考えられる。	野菜生産出荷安定法施行規則第2条	農林水産省	長崎県	野菜生産出荷安定法は、一定の生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的としている。 消費者への指定野菜の安定供給を図るため、同法に基づく指定野菜産地については、一定のまとまりを持ったロットの計画出荷を通じて需給安定が図られるよう、面積要件のほか、産地区域全体の出荷量に占める共同出荷数量の割合を2／3以上とする共同出荷要件を設定している。 この共同出荷要件は、共同出荷割合が一定以上低くなってしまうと、産地区域全体として計画出荷ができず、指定野菜の需給安定が図られなくなってしまう、野菜価格が乱高下して国民消費生活に影響を及ぼすおそれがあることから設けているものである。 ただし、共同出荷要件については、共同出荷数量が2,000トン以上の大規模産地の場合は、より大きなロットの確保が可能であることから、共同出荷要件を2／3以上から1／2以上に引き下げる特例措置を設けている。この特例措置においても、産地全体として一定のまとまりを持ったロットを出荷し、野菜の需給安定を図るため、1／2以上という必要最低限の割合を要件としている。 以上のことから、産地規模によって共同出荷要件を1／2よりも低くするという御提案については、野菜の需給を安定させ価格の乱高下を防ぐ観点から対応は困難と考えているが、一定数量を市場に出荷することを担保できる産地に対し、どのようなセーフティネット措置を講じていくかについては、今後とも検討が必要と考えている。 また、大規模生産者の出荷量を産地区域全体の出荷量から除くとの御提案については、見かけ上の共同出荷割合は高くなるものの、本来の共同出荷割合は野菜の需給安定を図る上で最低限必要な1／2という割合を下回ってしまうため、前述の考え方により対応は困難と考えている。	野菜生産出荷安定法施行規則における共同出荷要件については、共同出荷数量が2,000トン以上の大規模産地の場合、より大きなロットの確保が可能であることから、共同出荷要件を2／3以上から1／2以上に引き下げる特例措置が設けられている。今回の提案は、共同出荷数量が2,000t以上の産地に対し産地規模(出荷量)に応じた共販率要件を設定して欲しいというものであり、この場合、共同出荷要件が1／2以下となっても、計画出荷は確保できると考える。 また、大規模生産者登録制度について、市場を経由せず直接、契約先である実需者へ販売している大規模生産者にとっては、価格安定事業に加入するメリットがなく、登録がすすんでいないため、市場を経由せず直接、契約先である実需者へ販売している大規模生産者の出荷実績は、共販率を算定する分母となる産地の出荷量から除くように検討していただきたい。 野菜指定産地の維持のため、一定数量を市場に出荷することを担保できる産地に対しては、セーフティネット措置を設けることについて検討していただきたい。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平28対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
青森県、浜松市、秋市	○化学合成農薬削減技術として、静電気防除機の利用をする農業者が見られる。これは、農薬を約3割減量できる技術であるが、施行規則で規定されている技術に該当しないことから、エコファーマーの認定が困難となる状況が見受けられる。 ○農産物病害虫防除指針において、スイカ及びトマトの栽培では、食品添加物やでんぷんを原料とした農薬であるアカリタッチ乳剤を、きゅうりの栽培では粘着くん液剤及びエコビタ液剤を指導しているところである。これら、アカリタッチ等を使用した防除方法は、「持続性の高い農業生産方式の技術1」の対象となり得るものと考えるが、現状では、制度の見直しがないため、エコファーマー認定制度の対象技術となっていない。 ○農業技術の進展に伴い、エコファーマーの認定対象となる農業生産方式の技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。 ○エコファーマーの地域独自技術の認定は効果の根拠が明確であれば必要と考えます。また消費者からすれば、その計画を目指すものなのか、既に達成しているのかわかりにくいとの意見もあります。また、JAS有機と混乱事例もあります。ご提案のとおり、農業技術の進展に合わせた認定要件の見直しが必要であると考えます。 ○水耕栽培でコマツナ、シュンギクを減化学肥料、無農薬で栽培している農業者がエコファーマーになることを希望しているが、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の第2条第1項第1号の規定に該当しないことから、エコファーマーの認定を受けることができないという事例がある。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		農林水産省では、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条で定められている技術の追加について検討するため、平成27年7月30日付けで地方農政局等を経由して47都道府県に対し、技術の追加要望調査を行った(締切日:8月20日)。 当該調査では、8県から16技術の提案があり、現在、内容を確認の上、年度内の省令改正を念頭に、省令改正の要否についての検討を行っているところである。	<平27> 6【農林水産省】 (13)持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平11法110) 持続性の高い農業生産方式に係る技術(施行規則1条)については、関係都道府県の意向等を調査し、同条3項に新たな技術を追加する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平28> 6【農林水産省】 (11)持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平11法110) 持続性の高い農業生産方式に係る技術(施行規則1条)については、省令を改正し、同条3項に新たな技術を追加する。 [措置済み(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成28年農林水産省令第20号))]	省令	平成28年3月30日	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則(平成11年農林水産省令第69号)	
高松市、愛媛県、五島市、宮崎県	○農産物価格が低迷しており、農家の経営安定対策として、野菜指定産地を増加させ、価格安定を図ることが必要であり、基準の緩和が望まれる。 ○本県の野菜の多くは、急傾斜地や中山間地で生産され、小規模での生産が多く、また、農家所得の向上のため、需要に応じた多様な販売チャネルによる直接取引や、6次産業化への取り組み拡大など、一律のまとまり要件を満たすことが難しくなっており、指定産地数は、平成15年度26産地であったが、26年度には17産地と大幅に減少し、さらに、さといも、たまねぎ、レタス、ほうれんそうの産地では、共同出荷割合の要件を下回り、事業の対象外となることが懸念される。 このため、共同出荷割合に係る国の一律の要件を弾力化し、中山間地域や条件不利地域における産地の役割に応じた量の配分とその供給が可能な産地については、共同出荷割合を1/3に下げたり、共同出荷割合の算定基礎となる産地の全出荷量からは、食品企業等との契約出荷量を除くなど、消費者への安定供給は回りつつ、農家所得の安定による産地の維持・発展のため、流通が多様化している現状を踏まえた制度としてもらいたい。 ○昨年出荷数量に対する割合が三分の二を下回り、産地解除を行った事例が発生いたしました。生産者が食うリスクを低減するため出荷割合の見直しを要望いたします。 ○共販要件で産地割れを懸念される産地が9産地存在し、①共販率1/2適用要件の出荷量を満たした上で、1/2以下となることが懸念される産地が3産地、②出荷量が2,000t未満で共販率2/3以下となることが懸念される産地が6産地ある。要件緩和そのものには賛成であるが、長崎県の制度改正イメージだけでは解決し難い状況にあるため、出荷量の少ない産地における共販要件緩和の検討も併せてお願いしたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		<長崎県への回答> ご意見のとおり、産地の規模が大きければ、より大きなロットを確保して消費者に多くの数量を供給することは可能である。 しかし、野菜価格安定制度は一定の規模を有する産地による計画出荷により、野菜の投機的な生産・出荷を抑制し、乱高下しやすい野菜の価格を安定させ、消費者へ安定的に野菜を供給する役割を果たしている。 このため、産地の共同出荷割合の基準を設けることで、国の定める需給ガイドラインに沿った供給計画に基づく出荷を確保し、需給調整等が効果的に発揮されているものである。 以上のことから、共同出荷割合を現行より下げるといご提案については、特例措置としても困難であることを御理解いただきたい。 「契約先の実需者に直接販売している大規模生産者の出荷実績を産地区域全体の出荷量から除く」とのご意見については、「大規模生産者登録」をしていない大規模生産者が実需者に契約出荷した生鮮野菜であっても、小売店等に流通することで野菜価格や需給調整に影響を及ぼすことが懸念されるため、都道府県が当該生産者の出荷数量等を把握・認定でき、市場流通や需給調整に影響を与えないことが確認できないという状況の中では、ご意見を受け入れることは困難であることをご理解いただきたい。 また、主要な野菜の生産及び出荷の安定等を図るため、どのようなセーフティネット措置を講じていくかについては、今後とも検討が必要と考えている。 <新規共同提案団体等への回答> 共同出荷割合の要件緩和については前述のとおりであるが、作付面積の小さい中山間地域向けには、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を措置しており、指定野菜の対象産地(特定指定産地)として、共同出荷割合要件を原則1/2としているので、当該事業の活用も御検討いただきたい。 また、独立行政法人農畜産業振興機構の登録を受けた生産者であれば、指定産地内で指定野菜を食品企業等へ契約出荷している生産者であっても、契約指定野菜安定供給事業を活用していただくことで、価格下落した際には生産者に補給金が交付される上、共同出荷割合の分子にも加えることができ指定産地の維持にも繋がることから、その様な生産者に対しても制度加入の推進を図っていただきたい。 なお、共同出荷割合の特例は、一定規模以上の出荷量のある野菜指定産地については当該指定野菜につき既に相応の供給力を有していることに配慮し設定されたものであり、出荷量の少ない産地において共同出荷割合を緩和してしまうと、制度の趣旨、目的を達成できなくなる恐れがあることから、これは困難である。 指定産地制度を導入しているのは、より供給能力が高く(面積要件)、共同出荷を通じた計画生産・出荷による需給安定の効果が高い(共同出荷割合要件)産地に、限られた財政資源を集中的に投入することにより、消費者に対し、効率的かつ効果的に安定的な価格で対象野菜を安定出荷するための制度であることをご理解いただきたい。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
112	B 地方に対する規制緩和	農地・農業	鳥獣被害防止緊急捕獲対策における捕獲個体の確認方法の変更	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における捕獲個体の確認について、市町村担当者が捕獲現場に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法(現場確認)を基本とされ、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法(現場確認)を基本とされているが、これを市町村担当者ではなく、市町村長が任命、又は指名することとしている「鳥獣被害対策実施隊」の隊員でも行うことができるようにすること。	【支障事例】 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における捕獲実施の確認については、市町村の担当者が捕獲現場に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法(現地確認)を基本とされ、現地確認が困難な場合は、写真や捕獲個体又はその部位による確認など、確実に確認できる方法を事業実施主体等が適切に定めると規定されている。しかし、写真や捕獲個体又はその部位では個体確認についての精度が保たれないことから、本県では市町村の担当者が捕獲現場に直接赴き確認することを基本としている事業主体が多く、特に小規模な事業主体で現場確認を基本としているところが多い。 しかしながら、マンパワーが限られている市町職員が対応することは負担が大きく、基本としている現場確認が困難な場合がある。	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領(別記3)第2 2(2)	農林水産省	佐賀県	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲の確認については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領において、都道府県又は市町村の担当者による現地確認を基本としつつ、捕獲した鳥獣の個体全体と捕獲者が写っており、捕獲場所が特定できる日付入りの写真や、捕獲個体又はその部位による確認といった方法を地域の実情に応じて定めることができる規定となっている。 これは、不正な事業執行を未然に防止する上で、鳥獣被害防止計画の作成者である市町村が責任をもって事業を実施することが重要との認識から定めたものである。 御提案のように、捕獲の従事者が大半を占める鳥獣被害対策実施隊の隊員による現地確認を認めた場合、不正な事業執行を招く可能性があり、効果的な被害対策を阻害する恐れがあることから、対応は困難である。 以上を踏まえ、上記の写真による確認と捕獲個体又はその部位による確認を組み合わせることで、地域の実情に応じた個体確認の精度を高める工夫を通じて、本事業に基づき捕獲された有害鳥獣の個体であることを確実に確認できる方法により御対応いただきたい。	確認方法の1つである捕獲した鳥獣の個体全体と捕獲者が写り、捕獲場所が特定できる日付入りの写真は、例えば写真を撮る際に鳥獣の向きを変え、異なる捕獲場所を明記し、カメラの日付を操作すれば1つの個体で複数の写真を作ることができる。 また、捕獲個体又はその部位による確認の場合、多くの団体が尻尾や耳などの部位による確認とされていると思われるが、部位を使いまわすことが想定される。 そうしたことから、写真や捕獲個体又は部位による確認は、現地確認よりも精度が劣り、現地確認を基本とされているところだと認識している。 今回提案している鳥獣被害対策実施隊の隊員による現地確認は、ご指摘の通り、捕獲の従事者が鳥獣被害対策実施隊の隊員となることも想定されるが、実施隊員が鳥獣被害防止緊急捕獲等対策の補助対象となる捕獲を行った場合は、第三者(捕獲に従事しない実施隊員等)が確認するように規定することで、適切な確認がなされる。 もしくは、実施隊員は補助対象となる有害捕獲を行わないようにし、実施隊の報酬等で確認業務手当を別途支給すれば、不正な事業執行を未然に防止できる。 なお、鳥獣被害対策実施隊の隊員は、鳥獣被害防止計画の作成者である市町村長が任命または指名しており、鳥獣被害防止計画の遂行にあたっては、実施隊の役割も大きい。近年鳥獣被害が深刻化する中、農林水産省においても鳥獣被害対策実施隊の設置を推奨されているところであり、権限を強くして鳥獣被害防止対策に積極的に取り組む人を増やすことが必要と思われる。 確認方法の選択肢を増やし、地域の実情に応じた鳥獣被害防止対策を効果的に実施するため、見直しについてご検討いただきたい。	
205	B 地方に対する規制緩和	その他	鳥獣被害防止総合対策交付金における事業実施主体の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業(ソフト事業)の事業実施主体は、地域協議会のみと規定されているが、同交付金の整備事業(ハード事業)と同様に、地域協議会だけでなく、その構成員が事業実施主体となるよう実施要領を見直す。	【支障事例】 サル被害対策では、年間を通してサルの群管理(行動範囲の把握や追い払い)を実施する必要があるため、交付金の活用できない年度当初から交付金の交付決定前までの期間について、市町村が独自財源で事業実施している地域がある。県では、地域の負担軽減のため、交付金の活用を推奨しているが、交付決定の前後で事業主体が異なることから、調査・追い払い従事者の人材確保が困難であるという理由で、交付金が活用されない例がある。 【提案実現の効果】 野生鳥獣対策は、地域協議会で合意形成を図った上で、関係機関が連携して実施することが重要だが、具体的な取組については、地域の実情に合わせて、地域協議会の構成員である市町村や生産者団体等による実施ができるよう規定を見直すことで、より効果的に対策を実施できるようになる。この提案が実現すれば、深刻化・広域化する野生鳥獣被害に対して、地域ぐるみでの被害対策が一層推進され、農林業等の被害軽減や営農意欲の向上、地域の活性化等につながると考えられる。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領	農林水産省	群馬県、茨城県、栃木県	鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣被害防止措法の趣旨を踏まえ、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの取組等を支援している。近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少等が進行していることから、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することがいっそう重要となっている。 このような状況を踏まえ、生態環境管理、サル複合対策等を含む本対策のソフト事業については、特に構成員が一体となって事業に取り組むことが重要であることから、協議会を事業実施主体としている。(ただし、ソフト事業のうち農業者団体等民間団体被害防止活動については、地域協議会の構成員である農業者団体等の民間団体が実施隊員の確保・育成など実施隊の体制強化に向けた取組を行うことが可能である。) 御提案のように、本対策のソフト事業一般について、構成員が個別に取り組むことを可能とした場合、地域ぐるみの効果的な鳥獣被害防止対策が実施できなくなる恐れがあることから、対応は困難と考えている。 なお、ソフト事業の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務については、事業費の50%以内においてその業務を委託することが可能である。 また、交付決定前までの期間に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、補助事業者等は交付決定後に補助事業に取り組むこととなっている。ただし、本対策の実施要領において、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、交付決定前着手届を提出することにより、交付決定前に事業に取り組むことが可能となる規定を設けていることから、ご活用いただきたい。	本提案は、地域の実情に合わせて鳥獣被害対策を実施できるよう事業主体の規定の見直しを提案するもの。 「ソフト事業一般について、構成員が個別に取り組むことを可能とした場合、地域ぐるみの効果的な鳥獣被害防止対策が実施できなくなる恐れがあることから、対応は困難」とのことだが、追加する事業主体を地域協議会の構成員に限定すれば、地域協議会での合意形成や地域ぐるみの対策実施に支障は生じないと考える。 また、「ソフト事業の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)」に委託することが合理的かつ効果的な業務については、事業費の50%以内においてその業務を委託することが可能」とのことだが、例えば、多額の人件費を要する追い払い業務契約などでは、事業費の50%を超えてしまい、補助対象にならない事例が考えられる。 「緊急かつやむを得ない事情がある場合には、交付決定前着手届を提出することにより、交付決定前に事業に取り組むことが可能」については、現在も必要に応じて活用しているところだが、割当て内示前の着手までは認められているものではなく不十分である。	
274	A 権限移譲	農地・農業	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県等への移譲	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」を国から都道府県への交付金とし、事務権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 昨年の提案事業の閣議決定のなかで、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標設置基準案及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。 国が進める地方創生では、農山漁村の所得を確保し、移住・定住を進める取り組みを進めており、地方も多面的機能を持つ中山間地域の活性化が求められている。 【支障事例等】 「米の支払い直接交付金」は、国が交付事務を行っているが、平地と中山間地等の条件不利地、大規模稲作農家などの事業と農業兼業、農地中間管理機構を活用している農業者が否かに関わらず助成単価が一律であり、需要に応じた主食用米生産や水田の維持管理につながっていない。 本県では、生産調整見直し後の米づくりのためにも、酒米の山田錦と一般のうるち(主食用米)品種に差を設けたり、県の安心ブランド米や有機栽培のものなど、品質・付加価値の高いものに誘導したいと考えているが、10a以上の米作付面積があることや、生産数量目標を守っていること等のみが要件化され、品質や銘柄、酒造好適米、特別栽培米であることなど、県や地域段階で推進すべき米生産への助成に対応できない。 米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。 【効果・必要性】 各地域の特性にあわせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。	経営所得安定対策等実施要綱2の(1)の⑤及び⑦	農林水産省	兵庫県	米の直接支払交付金は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)及び「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月閣議決定)において、平成30年度から廃止することとされている。 このような中、この交付金を前掲に機械・施設への投資を行ってきた農業者がいたため、現在、平成29年度までの漸減緩和措置として実施しているところであり、ご提案のような新たな仕組みを導入することは適当ではない。	生産調整が見直しされる平成30年度から各県の特性を活かした米生産が円滑にスタートできるようするためにも、米の直接支払い交付金については、国の一律の単価設定・考え方ではなく、プラント米や業務用米への誘導など、地域の実情や需要に応じた米生産への助成が可能となるよう都道府県に権限を移譲するべきである。	
275	A 権限移譲	農地・農業	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県等への移譲	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」を都道府県への交付金とし、対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 昨年の閣議決定では、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標設置基準案及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。 国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、地方は、担い手育成や農業の生産性の向上が求められている。 【支障事例等】 本県の水田への作付面積では、野菜が麦や大豆、飼料作物よりも大きく、水田活用を進めるための最も重要な作物となっているが、近年野菜の作付面積は減少している。 (H22年 9,720ha → H25年 9,540ha(△180ha)) そのため本県では、県や地域段階の産地交付金も活用し、野菜の作付けを推進しているものの、戦略作物には野菜が入っておらず、取り組むことができない。 例えば、兵庫県の淡路地域はレタスやタマネギの産地だが、比較的冷涼な気候に適する大豆は適作とは言えない。麦についても、播種地域では、比較的良質な生産物が収穫できているが、但馬地域では、湿潤地帯が多いため、適地も限られており、水田の裏作に麦を組み合わせ交付金を受け取ることが難しいのが現状であり、戦略作物助成が受けられないまま地域の特産物の作付に励む生産者があるアンバランスが生じている。 【効果・必要性】 都道府県への交付金化が実現されれば、地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図ることができる。また、本年度より、本県独自の取組としてスタートした「農業施設貸与事業」と野菜作付拡大の交付金を組み合わせることにより、新たな水田の担い手の確保にも寄与すると考えられる。	経営所得安定対策等実施要綱6の(1)及び8	農林水産省	兵庫県	水田活用の直接支払交付金は、飼料用米、麦、大豆等の生産拡大を進めることを通じて、食料自給率・自給力の向上を図ることを目的としている。 御提案のとおり、「水田活用の直接支払交付金」について都道府県が対象作物及び単価を設定できるようにすることを認めた場合、 ① 本年3月に新たに閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においても飼料用米、麦、大豆等の生産拡大を推進することとされた中で、これらの作物への支援が担保されないこととなること ② また、今般の米政策改革を着実に推進していく上においても極めて重要な施策となっている本交付金については、多くの都道府県や農業者から制度の継続についての強い要望が出されていること ③ さらに、昨年に同趣旨の提案が提出された以降において、他の都道府県からは、国が行っている交付事務を都道府県で行うことについて、そのための人員の確保等は難しく、移譲しないでもよい等の声も現に聞こえてきていること なお、水田活用の直接支払交付金では、地域が取組内容(作物等)・単価を設定できる産地交付金の仕組みも設けていることから、野菜等の振興については、当該交付金を有効に御活用いただきたい。	水田フル活用の観点からは、水田活用の方向性を国が一律で品目や単価を定め誘導するのではなく、地域が主体となって地域の実情や特性を生かした水田活用を進めていくべきである。 なお、野菜の作付推進については、産地交付金の活用も行っているが、本県の産地交付金の使途として、麦、大豆、飼料作物、加工用米などにも多くが活用されていることから、財源が不十分であり、十分な支援につながっていない。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平28対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
茨城県、大田原市、埼玉 県、萩市、愛媛県	○当県においても確認体制がとれないことを理由に事業が実施できない市町村がある。 ○捕獲実施の確認については、担当者が捕獲現場に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法(現地確認)又は現地確認が困難な場合は、写真や捕獲個体又はその部位による確認などにより確認をしている。また、猟友会においても有害鳥獣について捕獲実施をしているが、山中での作業であり、個体確認の精度が低く(写真が薄暗い等)困難をきたしている。このため市町村職員が対応することの負担が大きく、基本としている現場確認が困難なことから、鳥獣被害対策実施隊員において捕獲確認ができれば、捕獲個体の確認がしやすくなる。 ○鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における捕獲個体の確認については、原則、市町村職員が捕獲現場に直接赴き、捕獲した鳥獣を実際に確認することとされている。しかし、捕獲頭数が100頭以上の規模の市町村でも、鳥獣被害対策を担当する職員は1名程度であり、かつ他業務と兼務の場合が多いことから、捕獲された鳥獣が山間部の場合、現場までの往復の移動や確認作業に多くの時間を要し、さらに休日などの対応もあり、職員の負担が大きい。また、鳥獣被害対策実施隊における民間の隊員は非常勤の公務員となることから、実施隊の隊員であっても適切な業務執行が可能であり、公正性も保たれる。	【全国知事会】 捕獲確認者を捕獲活動従事者以外の者とする ことで、不正な事業執行を未然に防止することは可能である。 【全国市長会】 鳥獣被害防止に資するよう、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	御提案を踏まえ、鳥獣被害対策実施隊員については、市町村長による任命又は指名を受けた非常勤の公務員であることから、鳥獣被害対策実施隊員による現地確認を可と判断することとする。ただし、不正な事業執行を防ぐ観点から、捕獲に従事せず、かつ捕獲の現地確認を行う者として適切な者を、市町村長が現地確認を行う者として責任をもって任命し、事業を実施する必要があると考える。 いずれにしても、不正な事業執行を防ぎつつ、地域の実情に応じて、本対策に基づく有害鳥獣の捕獲団体であることを確実に確認できる方法により御対応いただきたい。	6【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 (i)鳥獣被害防止総合対策交付金により有害捕獲を行う際の捕獲実施の現地確認者については、市町村長により任命等された鳥獣被害対策実施隊員も含まれることとし、地方公共団体に平成27年度中に通知する。	通知	平成28年3月24日	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)の補足説明を通知。	
花巻市、萩市、東温市	○ソフト事業でも地域の中核となっている集落営農組織を活用する等、協議会から更に対象を拡大する必要があると考える。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて十分に検討すること。	鳥獣被害防止総合対策交付金におけるソフト事業については、鳥獣の追払い、捕獲等の様々な活動を、協議会の複数の構成員が実施のタイミング等を含め連携して実施することが効果的であるため、地域協議会の個々の構成員を単独では事業実施主体とすることはできないこととしている。(なお、侵入防止柵、処理加工施設等の施設の設置、補修等のハード事業については、ソフト事業ほど強い構成員間の連携が求められないとの考えから、協議会の個々の構成員が単独で事業実施主体となることができることとしている。) ただし、ソフト事業について、協議会が実施主体となる取組の中で、協議会で決定した活動方針に沿って、協議会の構成員がそれぞれ具体的な活動を行うことは、協議会の活動として捉えて差し支えない。 なお、新規共同提案団体から御指摘のあった集落営農組織については、地域の営農活動の中心となる重要な組織と考えており、ぜひ地域協議会の構成員として位置づけ、積極的に活用していただきたい。 また、交付決定前に事業に着手することは、補助金適正化法により、国の補助金ではできないこととなっているので、交付決定前着手届を提出したとしても、割当内示前の鳥獣被害防止総合対策交付金の事業着手は認められない。	6【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 (ii)鳥獣被害防止総合対策交付金による推進事業において、事業の趣旨等を踏まえ、かつ地域協議会で決定した活動方針に沿って、地域協議会が事業実施主体となる取組の中で、地域協議会の構成員がそれぞれ実施する活動も事業対象となることを明確化し、地方公共団体に平成27年度中に通知する。	通知	平成28年3月24日	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)の補足説明を通知。	
宇部市	○推奨したい品種があるため、国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	米の直接支払交付金については、平成22年から25年まで実施したものを廃止することとする一方、この交付金を前提に機械・施設への投資を行ってきた農業者等の経営への影響を緩和するために、26年から29年まで単価を半減した上で経過措置として残したものであり、都道府県に対する交付金とすることは、適当ではない。					
		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	水田活用の直接支払交付金は、飼料用米、麦、大豆等の生産拡大を進めること等を通じて、水田を最大限に有効活用し、食料自給率・自給力の向上を図ること等を目的としており、そのために生産拡大を目指す作物を戦略作物とし、全国一律の交付単価を設定して支援しているところ。 また、地域が主体となって地域の実情や特性を生かした水田活用を進めていくことも重要であると考えており、地域が取組内容(作物等)・単価を設定できる産地交付金の仕組みも設けているところ。 産地交付金については、各道府県において限られた予算の中で生産性向上等の取組を行う作付等に工夫して有効活用いただいているところであり、貴県においても使途等について十分検討の上、御活用いただきたい。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
153	B 地方に対する規制緩和	農地・農業	指定生乳生産者団体制度の弾力的運用	指定生乳生産者団体制度について、ミルクプラントを直接設置運営している生産者団体に限って、一部委託販売が出来るよう制度の弾力的運用を行っていただきたい。	指定生乳生産者団体制度では、原則全量委託販売となっているが、生産者自らが3ℓ/日を上限に製造加工する場合はこの限りでは無いとなっており、一部委託販売が認められている。 一方、現行の制度では、酪農生産者団体が自ら設置運営するミルクプラントであっても、一旦指定団体に全量委託販売し、その後指定団体からミルクプラントが中間経費を加えた額で買い戻す必要がある。 本県にも存在する生産者団体が運営するミルクプラントは、中小規模の工場が多く、経営が厳しい状況がある中、中間経費を加えた買取額では経営を圧迫する状況にあり、制度を脱退すると、生産者が加工原料乳生産者補給金の交付を受けられなくなる等の支障が発生している。 よって、ミルクプラントを直接設置運営している生産者団体に限って、生産者が自ら製造加工する場合と同様の取扱を行ったうえで3ℓ/日の上限を撤廃し一部委託販売が出来るよう、制度の弾力的運営をお願いしたい。	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条、第5条 「指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売の弾力化について」 (平成10年4月16日付け10畜A第881号農林水産省畜産局長通知)(別紙1)第1条	農林水産省	長崎県	指定団体制度は、指定団体に出荷された加工原料乳のみに補給金を交付することを通じて、指定団体による生乳の一元集荷・多元販売を促進し、生乳の価格形成の合理化・集送乳経費の合理化等による我が国酪農業の健全な発達を実現することを目的としている。 御提案のとおり、指定団体との取引において、乳業施設を持つ生産者団体が部分委託を無制限に行うことを認めた場合、当該団体が自ら販売できない生乳を指定団体に販売委託することにより、乳業施設を持たない他の組合員の乳価低落を招くとともに、指定団体の取扱乳量の減少を招くことで、指定団体による生乳の価格形成の合理化等に支障をきたすなど、制度の根本的な目的に反することとなることから、対応は困難である。	本提案は、決して指定団体制度を否定するものではなく、乳業施設を設置する生産者団体の運営改善が図られ、かつ、乳業施設を設置する生産者団体は大手の乳業メーカーと比較し、処理量が少なく制度に対して影響が小さいものと考え提案したものであるが、現在の情勢を勘案し、しばらく様子を見たい。	
157	B 地方に対する規制緩和	産業振興	卸売市場整備基本方針における中央卸売市場再編基準の見直し	第9次卸売市場整備基本方針において、「第2 1(5) 中央卸売市場(食肉卸売市場を除く。)であって、次に掲げる指標のうち3以上の指標に該当するものは、再編に取り組むこと」とされているが、そのうち、以下の指標について見直しを行うこと。 指標①の開設区域内の需要量について、水産物の卸売市場経由率を考慮した指標の設定に見直すこと。 指標②の水産物の基準数値について、実態に即し、地方の実情や、市場の環境等を考慮した取扱数量の設定に見直すこと。	【具体的な支障事例】 生産者から、県所管の地方卸売市場より国所管の中央卸売市場の方が、安定した価格や確実な入金など信頼感があるとの声がある。また、岐阜は近隣に名古屋市場があるため、名古屋市場に荷が集中し、取扱数量が減少する可能性が高く、ブランドイメージが損なわれる。 実際、地方に転換した尼崎市、室蘭市の取扱数量の減少率は岐阜市の減少率を大きく上回っている。(別添資料「近年、地方に転換した市場の取扱数量一覧表」参照、H25のH21Iに対する割合) 【制度改正(案)及び効果】 開設区域内の需要量について、指標①は人口に1人当の需要量をかけ開設区域内に十分な水産物を供給できているかを図る指標だが、「卸売市場をめぐる情勢について(農水省作成資料)」のとおり、水産物の市場経由率は53.4%(H24)で、指標①に市場経由率を掛けた量を供給できればその役割を果たしていると考ええる。 現在:開設区域内人口×1人当需要量→提案:開設区域内人口×1人当需要量×卸売市場経由率 指標②の水産物の基準数値35,000tについては、第8次卸売市場整備基本方針から35,000tのままで10年近く変更されていないことは、少子高齢化や魚離れ等による消費量の減少が続く中、実態とかけ離れている。 中央卸売市場の平均は約35,000tだが、平均を上回る市場はほとんど政令指定都市である。 政令指定都市以外の平均は約23,000tとなり、岐阜市が海なし県で漁港が無く、水産物の入荷は海に面した市場とは違う点も考慮して約20,000t程度が妥当な基準数値と考える。(別添資料「H26青果水産取扱高一覧表」参照)	卸売市場整備基本方針第2 1(5)	農林水産省	岐阜市	卸売市場法第4条第1項に基づき農林水産大臣が定める卸売市場整備基本方針(以下「基本方針」という。))については、同条第3項に基づき、卸売市場の再編について配慮しなければならないこととされており、これを踏まえ基本方針においては、中央卸売市場としての機能が十分に発揮されていない市場について、その機能強化を図るため、提案にある指標を含めた4指標からなる再編基準を設け、そのうち3指標に該当した中央卸売市場に対し、5つの再編措置(①市場運営の広域化、②他の卸売市場との統合による市場機能の集約、③集荷・販売面における他の卸売市場との連携、④地方卸売市場への転換、⑤卸売市場の廃止その他市場流通の効率化)のいずれかに取り組むこととされているところ。 また、再編基準については、提案にある指標①については、開設区域における流通量の主要部分を占めているか判断するために、また、指標②については、中央卸売市場が開設区域内のみならず、周辺も含めた生鮮食料品等流通の拠点として機能を発揮する上で、全国的な視点で見て中央卸売市場としての望ましい規模を有するかを判断するために定めているものであって、いずれも各中央卸売市場が当該市場をめぐる流通事情等の情勢変化に的確に対応し、生鮮食料品等における基幹的なインフラとしての機能を十分に発揮しているかを判断するためのものである。 この基準に該当した場合の再編措置については、5つの措置を設けているが、まずは中央卸売市場として、早期に、市場運営の広域化、他の卸売市場との統合による市場機能の集約又は集荷・販売面における他の卸売市場との連携により、市場機能の強化に取り組むことが必要となる。ただし、中央卸売市場の開設者である自治体の判断により、地方卸売市場への転換又は卸売市場の廃止その他市場流通の効率化に取り組むことも選択可能としているところ。 本提案では、再編基準に該当することで地方卸売市場に転換した結果、当該卸売市場に対する生産者からの信頼感やブランドイメージが毀損され、取扱数量が減少する可能性が高いことを具体的な支障として挙げられているが、上記のとおり、再編基準に該当した場合においても、市場開設者の判断により、他市場との連携など中央卸売市場としての機能強化に向けた措置を選択することが可能であって、国としても特定の再編措置を強制や推奨していないことから、開設者の判断により中央卸売市場として存続することは可能と考えている(本提案は、再編基準への該当イコール地方卸売市場への転換との誤解に基づくものと考えられる)。 また、現在の再編基準については、全国の中央卸売市場関係者において既に一定程度定着し、これを基にそれぞれの中央卸売市場が市場機能の強化に取り組んでいるとともに、再編措置は再編基準へ該当した場合における中央卸売市場としての機能強化に向けた早期改善措置としての性格を有していることを踏まえれば、再編基準を引き下げすることは、各市場の機能強化への取組に混乱をきたすとともに、早期の改善意欲を減退させ改善機会の逸失につながるものではないと考えている。	再編基準を見れば該当イコール地方卸売市場への転換ではないことは明白であり理解はしているが、イコールと捉えられかねない実態があるため提案しているものである。 当市の調査によると、再編基準に該当した21市場のうち、再編基準に該当することを理由に地方卸売市場への転換を図った市場は15市場(全体の71%)であった。このうち4市場では、再編基準に該当しない取扱部門についても自主的に地方卸売市場へ転換することを余儀なくされている。 また、再編基準に該当しながら地方卸売市場への転換以外の再編措置を採った市場は6市場であったが、大都市圏の市場に限られる。 このように、大都市圏の市場以外の市場においては、ほとんどの場合、地方卸売市場への転換を余儀なくされている実態を理解されたい。 かかる前提の上で、当市の提案は、「求める措置の具体的内容」にも記載したとおり、指標①②について見直しを求めるものであるが、このことについて回答されたい。 また、貴省の1次回答において、「再編基準を引き下げるとは、各市場の機能強化への取組に混乱をきたすとともに、早期の改善意欲を減退させ改善機会の逸失することになりかねない」との見解が示されているが、必ずしも早期の改善意欲の減退や改善機会の逸失につながるものではないと考えており、実際に、そのような効果があるのかを示されたい。	有
158	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中央卸売市場における仲卸店舗の消費者への定期的な開放	市場のPRや活性化を図るため、仲卸店舗の消費者への定期的な開放が図れるよう、「中央卸売市場における業務運営について(H12.3.31 12食流第746号)」で記載のある仲卸業者の市場内での小売行為の明確化を図ること。	【支障事例】 取扱数量の減少等により、場内業者の経営状況は厳しい環境にある。開設者としては市場を多くの市民にPRし、知ってもらうため、市場を活性化させたい。その手法の1つとして、定期的な市場開放を検討している。 イベント的な開放については、「第9次卸売市場整備基本方針」や「卸売市場流通の再構築に関する検討会」において方向性が示されており、現在当市場も、関連棟を毎月第1土曜日に一般開放しているが、水産の仲卸業者からも「仲卸店舗も一般開放できないか。」との要望が挙がっている。 仲卸業者は、まず、月1回の開放から始め、順調なら、週1回の開放も考えている。 しかし、仲卸店舗での小売については、H12.3.31の12食流第746号「中央卸売市場」における業務運営についての「2仲卸業者(3)市場内での小売行為」において、「仲卸業者が市場内の店舗を利用して一般消費者に対して小売活動を恒常的に行うことは、原則として卸売市場法の目的外の使用に該当する行為」となっているが、具体的な取扱い(原則の例外)は明確にされていない。 地産地消も含めた市場PRや地域活性化を図るため、仲卸店舗において消費者向けに臨時的な開放を継続して行うことにより、最終的に場内業者の経営改善、取扱数量の減少に歯止めを掛けたいが、それができない状況にある。 【制度改正の必要性】 仲卸業者による月1回、週1回の臨時的な開放が継続してできることで、地産地消も含めた市場のPRや地域活性化が図れるように、「中央卸売市場における業務運営について」の「2仲卸業者(3)市場内での小売行為」の範囲の明確化を図っていただきたい。	中央卸売市場における業務運営について第1 2(4)	農林水産省	岐阜市	「中央卸売市場における業務運営について」(以下「業務運営通知」という。)では、仲卸業者が市場内の店舗を利用して一般消費者に対して小売活動を恒常的に行うことは、原則として卸売市場法の目的外の使用に該当する行為であることから、開設者に対し、仲卸業者が卸売市場法の本旨に沿った事業活動に専念するよう適切な指導を求めているところである。なお、ここでのいう「恒常的」とは、「常に」という意であり、毎日継続して小売活動が行われることを指し、既に社会通念上明確な意味を有しているものと考えている。 このため、提案にある週1回臨時的に仲卸店舗を一般に開放し、小売活動を行うことについては、業務運営通知にある恒常的な小売活動には当たらないことから、国としては開設者に対し特段の指導を求めているところである。 なお、中央卸売市場内での小売行為(例えば年数回～月数回)については、「市場まつり」「市場開放デー」等として、全国各地の中央卸売市場において、開設者の判断により既に多数実施されており、卸売市場への市民の理解醸成等の観点からは、今後とも、関係者の合意の下で当該市場の卸売業務に支障が出ない範囲で適切に実施されることが期待されることである。 また、提案を踏まえ、業務運営通知における仲卸業者の市場内での小売行為に関する記載について、「恒常的」の意味するところを正確に理解されるよう、開設者への説明会等の場で改めて周知を図ることとしたい。	「恒常的」の意味するところは理解した。 恒常的でない小売活動については、「開設者に対する特段の指導を求めない」という消極的な表現ではなく、「卸売業に支障が出ない範囲で適切に実施することができる」といった表現を用いるよう提案したい。 また、関係者への説明会等の場で周知だけでなく、通知等により明確に見解を示されたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.130閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平28対応方針(平28.1220閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記 ※平29対応方針(平29.1226閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	○生産者団体が運営をしているミルクプラントが存在しており、指定生乳生産者団体へ一旦全量を委託販売することへの、費用面での負担は大きいものがある。								
高松市	○中央卸売市場については、開設区域における生鮮食料品等の供給の中核拠点として、大量の物品を集出荷するために整備された施設であるため、一定以上の取扱数量の必要性は認められるが、近年、特に水産物について市場外流通が増えることで、卸売市場経由率が著しく減少している。岐阜市から提案のあった「指標①開設区域需要量」及び「指標②取扱基準数量」については、見直すことが適当と考えられる。 ○当市魚類市場では、指標②について提案内容と同じ支障事例あり 本市の魚類市場の年間取扱数量は、3万トン前後で推移しており、指標②の基準数量(3万5千トン)を達成することは現実的に困難であることから、指標①の開設区域内の需要量(2万8千トン)を超えることを目標としている。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		再編基準は、各中央卸売市場が当該市場をとりまく情勢変化に的確に対応し、生鮮食料品等の流通における基幹的インフラとしてその機能を十分に発揮しているか等の観点から定められている指標であり、再編基準に該当した場合には、まずは中央卸売市場としての機能強化等を図る観点から、早期に、再編措置のうち市場運営の広域化、他の卸売市場との統合による機能の集約又は集荷・販売面における他の卸売市場との連携に取り組むことを検討することが重要と考えており、地方卸売市場への転換を第一の目的としているものではない。 このため、国として、再編基準に該当した中央卸売市場に対し地方卸売市場への転換を強制、推奨することは行っており、地方卸売市場への転換は、各卸売市場の開設者たる自治体が、関係事業者の意見を聴きながら、取引規制の緩和、事務手続きの簡素化、集荷・販売への影響、自治体としての行財政改革等の要素を総合的に判断した結果として選択したものであって、見解にあるように同措置を余儀なくされているものではないと認識している。 また、提案にある2つの指標はそれぞれ、①各中央卸売市場がその地域の流通量の主要部分を占める役割を果たしているか、②全国的な視点で見て中央卸売市場としての望ましい規模を有しているかの観点から定められた指標であり、各市場が市場機能の強化等に向けた検討に着手すべきか否かを判断する再編基準の一部としては、現時点でもその妥当性に変わりはないと考えている。現状の(全国平均等の)市場経由率を乗じ、その地域の流通量の主要部分を占める役割を果たしているか否かを問わない指標とすることは、生鮮食料品等流通全体を意識して「国民生活の安定に資する」ことを目的としている卸売市場法の趣旨(法第1条)にいかんがみても適当とは考えられず、また、中央卸売市場が果たすべき役割や有すべき機能等を踏まえたこれら2つの指標を引き下げることになれば、各中央卸売市場が集荷・販売力の向上など市場機能の強化等に向けた取組に着手する契機を遅れさせることとなるため、慎重に考えるべきものとする。 その上で、本年3月に取りまとめられた「卸売市場流通の再構築に関する検討会」報告における提言内容も踏まえ、再編措置を講ずるに当たってはまず中央卸売市場としての機能強化等を図るべきことや、各卸売市場における取扱物品の付加価値向上の観点から取扱数量だけでなく取扱金額の向上に向けた取組にも配慮すること等を念頭に置いて、開設自治体等の意見も踏まえ、卸売市場整備基本方針を含む各般の卸売市場施策を適切に展開して参りたい。	＜平27＞ 6【農林水産省】 (9)卸売市場法(昭46法35) (1)卸売市場整備基本方針(4条)における中央卸売市場の再編基準については、次期卸売市場整備基本方針において、新たに取扱金額についての考慮事項を追加するとともに、再編措置の運用の考え方について明確化する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜平28＞ 6【農林水産省】 (6)卸売市場法(昭46法35) 卸売市場整備基本方針(4条)における中央卸売市場の再編基準については、新たに取扱金額を考慮事項として追加するとともに、中央卸売市場としての機能強化を図る観点から、再編措置に優先順位を設けることとする。 [措置済み(第10次卸売市場整備基本方針(平成28年1月14日農林水産省))]	基本方針	平成28年1月	第10次卸売市場整備基本方針において、中央卸売市場の再編基準について、新たに取扱金額について考慮事項を追加するとともに、再編措置の運用の考え方について、まずは中央卸売市場としての機能強化を図ることなど取り組む再編措置に優先順位を設けることとし、平成28年1月に策定・公表。	
浜松市	○【支障事例・「制度改正の必要性と効果」 本市の中央卸売市場では、年一回の「市場まつり」及び年4回の「市民感謝デー(関連事業協同組合主催)」を開催し、市場を開放している。水産仲卸業者からも「仲卸店舗も一般開放できないか。」との声もあるが、市場開放がどの程度の頻度まで容認されるか不明確であり、開放日の増加に躊躇している。 「市場内での小売行為」の範囲が明確にされ、一般開放の機会を増やすことができれば、市場取引のしくみ、市場が取扱う生鮮食品の良さについての市民にPRすることができ、市場が活性化される。 ○卸売市場は、開設区域における生鮮食料品等の供給の中核拠点として、大量の物品を短時間で販売、荷捌きするための施設であり、仲卸業者が市場内の定められた店舗において、登録された者以外(一般消費者等)に対し恒常的に品物を販売することは、市場システムの円滑な運用から認められざる行為であると考えられる。また、市場内での販売の可能性を明文化することにより、周辺地域の小売店への影響も少なからず考えられる。 しかし、近年の生鮮食料品等の消費の低迷や、食育の実施という観点からは、限定された行事等において市場内の店舗で販売することについては有益性のあることと考えられるため、現状の衆文の「原則として」を「特別な場合(食育イベント等)を除いて」と解釈することで運用することが適切と考えられる。	【全国市長会】 事実関係について提案団体との間で十分確認を行うこと。		次期卸売市場整備基本方針の策定後に改正する「中央卸売市場における業務運営について」(平12農林水産省食品流通局)において、提案にある「恒常的」の考え方も含め、中央卸売市場の仲卸店舗における小売活動が卸売市場法の目的外の使用に該当する場合等をより具体的に記載し、地方公共団体に通知する。	6【農林水産省】 (9)卸売市場法(昭46法35) (ii)中央卸売市場内で禁止されている仲卸業者による恒常的な小売活動については、「恒常的」の考え方を明確化するとともに、許容される中央卸売市場における小売活動の考え方について明確化するため、「中央卸売市場における業務運営について」(平12農林水産省食品流通局)を平成27年度中に改正する。	通知	平成28年3月30日	「中央卸売市場における業務運営について」(平12農林水産省食品流通局)において、仲卸業者による恒常的な小売活動について、「恒常的」の考え方を明確化するとともに、許容される中央卸売市場における小売活動の考え方を明確化する改正を行い、平成28年3月30日付けで発出。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
276	A 権 限移譲	農地・ 農業	六次産業化・地産 地消法に基づく総 合化事業計画の認 定権限の都道府県 への移譲	六次産業化法に基づく「総合 化事業計画」の認定権限を、 国から県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国が進める地方創生のなかで、六次産業化は所得と雇用の確保の点で期待されており、本県でも、昨年度から様々な分野 の事業者と連携して新商品開発等に取り組む「農」イノベーションひょうごを進めている。 【支障事例】 六次産業化法に基づく「総合化事業計画」は、農林水産省(各地方農政局地域センター)が認定しており、都道府県の関与 ができず、必ずしも地域の実情にあっていない計画の認定がなされているため、計画が円滑に実行されていない事例が散見 される。 例1) A営農組合 全国的なそばの販売価格の下落により、地域の生産量が大幅に減少した結果、そば粉、そば(種)の加工が困難になると もに、直売による販売も低迷したため、計画の取消が行われた。 例2) B生産組合 当初計画していた米粉使用菓子について、他と差別化した商品開発ができず、生産・販売コストを考慮すると採算が見込め ないことから計画の取消が行われた。 こうした例からも、地域の実情に精通し、原料供給体制・販売体制の実効性等について総合的に判断できる都道府県に権 限を移譲すべきである。 なお、生産・消費が複数県にわたることが想定されるが、関西では関西広域連合が存在しており、府県をまたがる調整を行 うことは可能である。 【効果・必要性】 県内の生産、流通、販売状況など地域の実情に精通した県が審査するとともに、計画の実行・目標達成に向けた指導・助 言を県と地域の六次産業化サポートセンターが連携して行うことで、計画の実効性をより高めることが可能となる。	六次産業化法第 5条1項、5項	農林水産省	兵庫県、京 都府、徳島 県、京都市	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画については、平成27年6月末現在、 累計2,245件の認定を行い、そのうち当該認定を取り消されたものが143件となっている (取消率6.4%)。 特に、認定が開始された平成23年度中に行われた認定に限ってみても、認定件数627 に対して事業の不調による取消件数は41となっており(取消率5.8%)。なお、事業者の死 亡、病氣による引退等による取消しを加えると82件)、安定的に事業を継続しているとい える。 これは、国による認定及びこれと一体的に行われるフォローアップにより、認定を受け た個々の事業の進捗状況を把握するとともに、必要があれば改善のための助言を行 い、6次産業化プランナーの活用を促すなど、サポート活動を適切に行ってきたことによ るものと考えている。 御指摘の「支障事例」については、認定権限が都道府県に移譲されていればかかる認 定が行われなかったはずであるとする理由が記述からは判然としなが、認定を受け た農林漁業者等の9割以上が総合化事業を継続しているという事実を踏まえると、一部 の認定取消事例を取り上げて都道府県に認定権限を移譲すべきであるとする根拠は乏 しいものといわざるを得ない。以上から、提案については受け入れられない。 なお、総合化事業計画の認定に当たっては、都道府県から意見を提出することができ るよう運用されているところであり、都道府県の関与ができないとする御指摘は当たらない。	本事業を効率的、効果的に推進するためには、申請者の状況を良く把握しているサポートセンター や市町など関係機関と連携し、実行性のある計画認定や総合的な事後のフォローアップが可能である 都道府県に権限を移譲すべきである。 総合事業計画の認定にあたって、都道府県への意見照会は、総合化事業計画の内容が概ね固 まってしまった後に、1回あるのみであり、実質的には関与できなくなっている。	
68	B 地方に対 する規制緩和	農地・ 農業	補助公共事業の変 更手続きの簡素化	農林水産省(林野庁及び水 産庁を除く)が所管する農山 漁村地域整備交付金以外の 補助公共事業については、 当該事業の補助要綱により、 農林水産大臣が定める軽微 な変更以外は、農政局との 協議が必要となる。協議 が必要なもののうち「地区 ごとの重要な事業内容の変 更」について、農政局との協 議の廃止を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 農山漁村地域整備交付金事業と同様に、農政局への協議を廃止し、円滑な事業実施に資するようにする。 (平成17年度創設、地域再生基盤強化交付金や平成22年度創設の農山漁村地域整備交付金等では、地域裁量で個別事業 地区の予算の執行について、すでに弾力的かつ機動的な運用が可能となっており、これに準じた扱いにしようとするもの。) 【具体的な支障事例】 H24年度は実施地区の11%(18地区)が補助事業であったが、平成27年度は73%(88地区)が補助事業を活用しており、補 助事業を実施する地区が増えている。 平成24年度の交付金事業実施地区では、補助事業であれば協議が必要となる事業の内容変更が約25回あったが、農政 局協議が不要なことから、円滑な事業実施が可能であった。しかし、補助事業では、事前に農政局へ協議し承認を得る必要 があることから、補助事業の増加に伴い協議案件も増えることが想定され、個別地区における事業の円滑な進行に支障がで るおそれがある。 【期待される効果】 地方による予算の機動的な運用が可能となり、事業の円滑な進行により地域の基盤整備に資する。	農林畜水産業関 係補助金等交付 規則第3条第1項 土地改良事業関 係補助金交付要 綱	農林水産省	富山県	土地改良事業関係補助金交付要綱第9において、農林水産大臣の承認が必要なる変 更として、工種別事業量の30%を超える増減、工種の新設又は廃止及び構造若しくは工 法の変更又は施工箇所の変更等の要件を事業ごとに定めているところである。一方で、 事務の簡素化の観点から、農林水産大臣の定める軽微な変更については承認申請を 不要としている。 農林水産大臣(地方農政局)の承認は、補助金適正化法第7条に基づき、補助金等の 交付の目的を達成するために必要な手続であり、引き続き協議を行っていただくようこ 理解願いたい。	補助金適正化法第7条では、各省庁で定める軽微な変更については承認が不要とされており、軽微 な変更の内容については、農林水産大臣の裁量となっている。 これを受け、農山漁村地域整備交付金交付要綱では、交付金の交付に関しては「補助金適正化法、 補助金適正化法施行令、農林畜水産業関係補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱に定 めるところによる」としており、交付要綱の第9に「軽微な変更」について定めている。それによれば、 「規則第3条第1号の農林水産大臣が定める軽微な変更は、交付主体毎の交付金の額の増減以外 の変更とする。」としており、重要な変更は、交付主体毎の額の変更のみとされている。 こうしたことに鑑み、農山漁村地域整備交付金と同様の事業を実施している、土地改良事業関係補 助金交付要綱においても、軽微な変更として交付金に準じた取扱いを定めていただきたい。	
277	A 権 限移譲	土地利 用(農 地除く)	大臣権限に係る保 安林指定、解除の 権限の都道府県知 事への移譲	大臣権限の保安林(重要流 域内における法第25条第1 項第1号から第3号まで)の 指定、解除について、当該権 限を都道府県知事に移譲す ること。	【提案の経緯・事情変更】 大臣権限の保安林の指定及び解除については、都道府県知事が国から委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知 識を有している。大臣権限と知事権限でこれらの手続きにあつたての基準に差異はない。 提案募集に係る閣議決定においては、一の都道府県内で完結する一級河川の全区間の都道府県に移譲された場合など は、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとなったが、そもそ も河川管理者と同一にする必然性はなく、例えば一部流域が一部他府県にかかっている一級河川においては、多くの区間 が流れている都道府県が流域の保全を行うべきであると考ええる。 【支障事例等】 解除申請の標準処理期間は、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、林野庁が申請書を受理してから予定通知の 施行まで3ヶ月とされているが、国に達達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から 予定通知があるまで)に1年6ヵ月の事例も)を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースもある。 また、林野庁本庁で事務をしているため、現場の状況等の把握や確認を迅速に行うことができず、都道府県に写真などの 資料提供を求められるほか、他の解除案件が集中すると、時間がかかってしまうことが想定される。 【効果・必要性】 国土保全の根幹を揺るがすことなく都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することによ り、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。	森林法第25条、 第26条	農林水産省 (林野庁)	兵庫県、大 阪府、鳥取 県、徳島県	保安林制度は、水源の涵養や災害の防止等の公共の目的を達成するために、特定の 森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な施業を確保することをもって土砂 災害や水害等に備えるものであり、国民の安全・安心を守る重要な社会的規制である。 急峻で脆弱な地質を有する危険な国土に稠密な経済社会構造が発達する我が国に おいて、国土を保全し、国民の生命・財産と経済活動の基礎を保障することは国の根幹 的な責務であることに鑑みると、洪水や土砂災害の発生により広く被害が及ぶこととな る流域の保全を目的とする1～3号保安林の指定・解除の判断は、国の役割・責任に属 するものである。 特に、重要流域に関しては、 ①流域内に多くの人口を抱えるなど、洪水や土砂災害等が発生した場合に想定される 国民の生命・財産の被害が大きく、これらの防止が国家的な見地から重要であること ②流域内に高度なインフラ施設等が存在するなど、一地方の経済にとどまらず、国民経 済上重要であること 等から、当該流域内に存する1～3号保安林の指定・解除の権限及び責任は、国が自ら 担うべきものとして、国の直接執行事務と位置づけているものである。 また、1～3号の保安林に関しては、4号以下の保安林と異なり、その指定・解除の影 響は、広域的範囲に及ぶ。 複数府県にまたがる流域の保全を、最も多くの区間を管轄する府県が担う場合、行政 区域を越えた範囲に対して一府県がその区域を越えて責任を有する事態が想定される が、当該府県が権限を有する区域には制約があるほか、関係府県の利害関係が相反 する案件が少なからず起こりうる現状の中では、相互の調整が困難になることが想定さ れる。 このような事情を踏まえれば、保安林の指定・解除権限に関する国と都道府県の基本 的な役割分担については、近年の度重なる山地災害の発生によって人命や国民経済 に甚大な被害が生じている状況にあることを考慮すると、事務処理の簡素化のみの観 点から、指定・解除権限の移譲について議論することは適当でない。	従前から大臣権限の保安林の指定・解除手続きについては、国からの委託を受け、都道府県知事 が事務を執行してきたところであり、地域の実情に精通していることに加えて、これまでの国の指導 により培われた専門的知識を有している。そのため、保安林の解除を原因とした国土保全を揺るが すような支障は生じていない。 回答には、保安林の指定・解除の判断は、国の役割・責任に属するとあるが、なぜ都道府県に委託 しているのか理由をご教示願いたい。 なお、権限移譲が実現した場合にあっても、国の役割・責任が無くなるものではなく、地方自治法に 基づき、都道府県の的確な処理を確保する必要があるれば、是正要求や指示が可能である。 複数府県に跨がる流域については、関西広域連合にて国や府県間の意見調整等を図ることが可 能となる。また、広域連合に所属しない県においても、最も多くの区間を管轄する県がこれを担うこと により、国及び関係府県との調整を図りながら適切に処理をおこなうことは可能であると考える。 本県の提案は、保安林の指定・解除については重要な項目であることを踏まえ、事務処理の簡素 化というよりはむしろ、権限移譲による迅速な対応によって、住民の安全・安心および社会経済的な 発展に寄与しようというものである。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平28対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
埼玉県、萩市	○「総合化事業計画」の認定は、6次産業化ネットワーク活動交付金の交付要件となっており、計画には交付金の活用を含めた今後の資金計画を記載している。 本県の事例で、国が計画を認定したあと、6次産業化ネットワーク活動交付金の交付率を変更したため、認定事業者は資金計画の修正を迫られたことがあった。(これに伴い、国の都合にも関わらず、認定事業者から「総合化事業計画」の変更申請を提出しなければならないという事務作業も発生した。) 認定事業者には金銭面で新たな負担を求められることになり、安定的な経営を目指すことを考えれば、すでに認定した計画内容を国が自らの事情により変更することは、不適切である。 こうした事例は、国が各農業者の実態を理解していないことから生じるものである。 都道府県に総合化事業計画の認定権限を移譲するほか、6次産業化ネットワーク活動交付金を有効に活用できるよう採択基準を柔軟にするなどにより、より地域の特性を生かした支援が可能になると考える。	【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	1 農業者の実態を踏まえた認定の実施 農林水産省には各都道府県に地域センターがあり、また、平成27年10月の組織再編後も各都道府県に地方農政局の職員を常駐させることであり、申請者の状況をよく把握している6次産業化サポートセンターや市町村などの関係機関と連携して実効性のある計画認定や総合的なフォローアップが可能である。 2 都道府県への意見照会 総合化事業計画の認定に当たっては、都道府県に対し、総合化事業計画の内容が概ね固まった段階で意見照会を行うだけでなく、事務処理要領において、事前相談の段階で連絡調整を行うこととなっている。 今後は認定を毎月行うこととなっており、申請後の認定審査に係る標準処理期間も短縮したことから、各地方農政局等に対し、早い段階で都道府県に連絡調整を行うよう指導していく。 3 交付率の見直し 会計検査院から平成22年度及び平成23年度に執行された6次産業化のハード事業において、売上高の成果目標を達成した事業者が2割程度で、全体の約半数が成果目標の5割未満の達成率に止まると指摘を受けた。このため、認定事業者が過大な成果目標の設定を避け、身の丈に合った投資が行えるように金融機関の審査を経る観点から融資残補助を導入した際に、他の事業との積上げを踏まえ交付率の見直しを行った。したがって、認定事業者の取組の実態を踏まえ、健全な経営となるように変更したものであり、適切なものと考えている。					
広島県、萩市、福岡県、高知県	○提案県と同様、事前に農政局に変更内容を協議し、変更割当内示を受け、変更補助金申請の事務にかかることになるため、事前協議等の事務手続きが煩雑となっている。 (平成26年度における農政局協議回数) ・農業競争力強化基盤整備事業 変更補助金申請 1回 延べ1地区 ・農村地域防災減災事業 変更補助金申請 4回 延べ23地区 ・農業基盤整備促進事業 変更補助金申請 1回 延べ4地区 ○農業基盤整備促進事業や農村地域防災減災事業で同様の事例があり、変更協議及び手続きに時間を要しており、現場の進捗や状況の変化に応じた迅速な対応ができない。 同一補助事業内で、地区間の予算流用の場合においても、農政局に協議し承認を得る必要があるが、現場状況に応じた予算執行を円滑に行うためには、予算の柔軟な流用が必要でありその手続きを簡素化していただきたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	農山漁村地域整備交付金は、地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援するものである。都道府県が自らの裁量により地区毎の予算配分、整備計画内の地区間の予算融通を可能とするものであるため、交付目的及び交付対象事業等を記載した農山漁村地域整備計画を変更する場合も、国はその内容を確認の上、受理することとされている。 このため、本交付金は、国から交付主体(都道府県又は市町村)への交付額の増減を行う場合などのみに交付主体は交付申請の変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、地方農政局長等が農林水産大臣に変更承認の依頼を行うこととしている。 一方、土地改良事業関係補助金交付要綱に定める補助事業については、農業生産基盤の整備を図るため、土地改良事業等に要する経費に対し補助金を交付するものであり、国が事業毎の予算配分を行うため、全体事業量の把握を行い、補助目的が確実に達成されるよう確認を行う必要があることから、変更承認申請が必要な場合を定めていることを御理解願いたい。	<平27> 【農林水産省】 (15)土地改良事業関係補助金交付要綱(昭31農林水産省)別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議については、農林水産大臣の承認が不要な場合を追加する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平28> 【農林水産省】 (12)土地改良事業関係補助金交付要綱(昭31農林水産省)別表に定める事業の地区相互間の経費の額の変更協議のうち一定の場合については、同要綱を改正し、平成29年4月を目途に農林水産大臣の承認を不要とする。	通知	平成29年3月31日付けで改正済み。	○ 改正した通知 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭和31年8月13日農地第3966号)	
石岡市	○指定までに約1年、解除までに約半年要していることから、県民への行政サービスの低下を招いている。 ○事例は無いが、保安林指定・解除の相談をしたことがあった時、手続きに約1年の期間を要すると伺った。短縮を図るためにも県への権限委譲は必要と考える。	【全国知事会】 重要流域における1号～3号国有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 大臣権限の保安林の指定・解除に当たっては、審査の参考とするため、指定・解除の対象となる森林の状況の調査を都道府県に委託する予算措置を講じている。都道府県知事は、森林法第27条第3項に基づき、指定・解除申請者から提出された申請書を国に進達する際に意見書を附することとされており、意見書と併せて調査結果を提出してもらうよう運用しているが、大臣権限の保安林の指定・解除のものを委託している訳ではない。 この調査結果については、解除審査のうち、9割を超える案件で調査内容の補正を要しており、都道府県による調査が十分に行われていると言える状況ではない。このため必要に応じ、林野庁が自ら現地調査を行い、審査を行うこととしている。都道府県に権限移譲を行った場合、審査が不十分なまま保安林指定が解除されることが懸念され、国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来すような事態が生ずる恐れを生ずる。 ○ 保安林の不適切な解除は、解除箇所を発生源とした土砂崩壊等が発生し、国民の生命・財産が失われる不可逆的な損失が生じる可能性がある。地方自治法に基づく是正の指示等の活用では、事後的な対応しか取ることができず、保安林制度の適切な運用の担保措置としては適切でない。この観点から、重要流域内の1～3号保安林の指定・解除の権限及び責任は、国が自ら担うべきものとしている。 ○ 上流域における大規模開発や廃棄物処分場等の迷惑施設の建設など、流域管理に影響を与える開発により、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務の複雑化・長期化が予想される。このため、広域的な公共の利益や当事者間の利害の公平を確保する観点から、客観的に国が判断することが望ましいと考える。 ○ 大臣権限の保安林解除の標準処理期間は5.5か月であり、そのうち国の審査期間は3か月としているが、実際には全案件の6割の審査が45日以内に処理されており、時間がかかっているのは、知事の調査において内容が不十分で補正に時間がかかっている案件である。 国土を保全し、国民の生命・財産を守り経済的活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮の観点のみから、権限の移譲について議論することは適切ではない。 ○ なお、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が調った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとしている。 ○ 保安林の解除については、近年の度重なる山地災害の発生によって人命や国民経済に甚大な被害が生じていることを政策的に認識すべきであり、保安林の指定・解除権限に関する国と都道府県の基本的な役割分担については、慎重な運用が求められていることから、現行の役割分担が適切と考える。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
13	A	権限移譲 (農地除く)	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 地方公共団体は、水循環に関する施策に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(水循環基本法第5条)従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安林の指定等について、府県への移譲を基本とすべきである。また、複数府県に跨がる流域に係る民有林の保安林の指定等については、関係府県が揃って手を挙げれば移譲すべきである。関西では、広域行政の責任主体である関西広域連合により国や府県間の意見調整等を図ることが可能である。 【支障事例】 現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に達達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、達達から予定通知があるまでに1年6ヵ月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の状況を説明するための詳細な資料が必要となっている。 【懸念の解消】 国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令等で重要流域に係る保安林の指定、解除等の「基準」を示すことにより担保され、現在の大臣権限と知事権限の指定、解除等の基率に差違はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。	森林法第25条、第26条	農林水産省(林野庁)	関西広域連合、(共同提案)大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	保安林制度は、水源の涵養や災害の防止等の公共の目的を達成するために、特定の森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な施業を確保することをもって土砂災害や水害等に備えるものであり、国民の安全・安心を守る重要な社会的規制である。 急峻で脆弱な地質を有する狭隘な国土に稠密な経済社会構造が発達する我が国において、国土を保全し、国民の生命・財産と経済活動の基礎を保障することは国の根幹的な責務であることに鑑みると、洪水や土砂災害の発生により広く被害が及ぶこととなる流域の保全を目的とする1〜3号保安林の指定・解除の判断は、国の役割・責任に属するものである。 特に、重要流域に関しては、 ①流域内に多くの人口を抱えるなど、洪水や土砂災害等が発生した場合に想定される国民の生命・財産の被害が大きく、これらの防止が国家的な見地から重要であること ②流域内に高度なインフラ施設等が存在するなど、一地方の経済にとどまらず、国民経済上重要であること 等から、当該流域内に存する1〜3号保安林の指定・解除の権限及び責任は、国が自ら担うべきものとして、国の直接執行事務と位置づけているものである。 また、1〜3号の保安林に関しては、4号以下の保安林と異なり、その指定・解除の影響は、広域的範囲に及ぶ。 複数府県にまたがる流域の保全において広域連合が責任主体となる場合、その権限が及ぶ区域には制約があるほか、関係府県の利害関係が相反する案件が少なからず起こりうる現状の中では、相互の調整が困難になることが想定される。また、洪水や土砂災害が広範囲で発生した場合、広域連合だけでは対応できず、国による対応が必要となることとなる。 このような事情を踏まえれば、保安林の指定・解除権限に関する国と都道府県の基本的な役割分担については、近年の度重なる山地災害の発生によって人命や国民経済に甚大な被害が生じている状況にあることを考慮すると、事務処理の簡素化のみの観点から、指定・解除権限の移譲について議論することは適当でない。	提案にも記載のとおり、地方公共団体は、水循環に関する施策に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有」しており、流域の保全は国だけで担うべきものではない。 また、昨年度の提案募集において、「保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁する重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。」と最終調整されたところであり、1〜3号の保安林に関しても、重要流域の指定を外し、都道府県に移譲することは可能となっている。 「関係府県の利害関係が相反する案件が少なからず起こりうる」ことを懸念されるが、そもそも保安林の指定・解除においてそのような案件が起こりうることが想定されず、想定されうる事象はどのような場合があるのか、お示しいただきたい。また、仮に相反する案件が生じたとしても、関西広域連合においては、構成府県市の合意に基づき指定・解除することとなることから、仮にある県が反対されれば解除しないこととなり、ご懸念には及ばない。従って、関西広域連合においてその調整は可能であり、逆に国であるから調整が可能であるとは限らない。 提案は、事務処理の簡素化のみの観点から行っているものではなく、国とともに流域の安全・安心を守る主体として、自主的・主体的に実施する責務があることから、提案しているものである。		
154	B	地方に対する規制緩和	農地・農業	林業関係事業補助金等交付要綱の改正	補助金において、内示後「交付決定前着手届」の提出により、工事に着手したい。	【制度改正の必要性】 交付金については、農山漁村地域整備交付金実施要領第6に基づき、内示後「交付決定前着手届」の提出により、工事の着手が可能となる。 しかし、補助金については内示後補助金申請をして、国からの交付決定後でなければ着手ができない状況である。 昨年度においては、補助金と交付金の決定日に21日間の差があり、工事進捗の遅延につながる状況となっている。(今年度においては24日間の差) また、H27.3.28付けで標準工期の改正があり、昨年度よりも標準工期が延長となっている。(金額により延長期間が大きく、例えば3千万の工事で30日延長となった。) このことにより、早期着手・早期完成を目標としているため、補助金についても交付金と同様、「交付決定前着手届」ができるよう、要綱等の改正をお願いしたい。	林業関係事業補助金等交付要綱 農山漁村地域整備交付金実施要領第6	農林水産省(林野庁)	長崎県	補助事業については、会計検査院からの指摘を受け、事業の着手の時期は交付決定日以降であることが、徹底されている(「「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」の運用について」平成19年12月27日付け19経第1440号大臣官房経理課長通知)。 また、御指摘の標準工期の延長については、公共工物品質確保推進法の改正により発注者の責務に「適切な工期設定」が盛り込まれたことに対応した措置であり、純工事費3千万円で240日を標準工期としたところである(30日延長)。 御指摘のとおり、工事の早期着手が望ましいと考えられるが、入札公告の交付決定前の開始や国庫債務負担行為(ゼロ国債)制度の活用により、工事早期着手は可能である。 林野庁としても交付決定の迅速化に努めているところであり、速やかな交付決定が必要な場合は、申請書案の事前相談等により、速やかな交付決定を可能としている。このことは、各会議等において都道府県には周知を行ってきたところであり、工事全体に実質的な影響を及ぼす可能性は低い。 なお、災害関連緊急治山事業及び災害関連緊急地すべり防止事業については、「所謂施設越工事に対する補助」について(昭和31年6月7日付け31林野第76761号林野庁長官通知)に基づき、交付決定前着手することが可能となっている。	事前相談等を活用し、できるだけ早い交付申請をおこなっていく必要があるが、林野庁の示す現行制度の手続きが明確になっておらず、林野庁には速やかな交付決定を行うこと及び通知等による現行制度の明確化を再提案する。	
321	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	複数年契約を行う大規模な木造公共施設等への支援	大規模な木造公共施設等の整備については、木材調達や工事に複数年を要することから、複数年での契約の場合でも補助対象となるよう制度を見直すこと	大規模な公共施設の木造・木質化を行う場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となっており補助対象とならない。 本県では、南越養護学校(木造平屋、H17開校)の建築の際、建築の材料として利用される県産スギの準備に約一年を要し、工事期間が複数年となった。 支障事例としては、本県の市役所が木造化を検討した際、本体部分の木造化が単年度で工事が終了しないことから申請を断念した事例がある。 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金では一括設計審査として、複数年度の事業が認められているものもあり、当該交付金についても複数年度事業を補助対象とすべき。	「森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について」第4の1	農林水産省(林野庁)	福井県	大規模な公共施設の木造化・木質化を行う場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要とのことであるが、予算単年度主義の原則(日本国憲法第86条、財政法第11条参照)により、単年度契約を要件としているところ。 また、工事発注に先駆けて、事前に地方自治体が木材調達を行う「分離発注」が全国各地で導入されており、単年度で実施している事例が多々あるところ。分離発注を行うことにより、施工者との工事契約前に伐採を始めることができるため、部材調達の時間を大幅に短縮でき、工事工程に沿った無理のない材料供給が可能となる。林野庁では、補助事業「木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援」により、地方自治体に対し分離発注の方法を含む様々な技術的な助言を行っているため、同事業の活用も御検討いただきたい。 なお、現在実施している「木造公共建築物等の整備」については、モデル性のある木造公共建築物の整備を通して、木材利用の良さを地域住民に普及PRすることが目的であって、大規模なものを含め木造公共建築物の整備そのものを目的とするものではないこと、インフラ整備を目的とする国土交通省所管の社会資本整備総合交付金とは目的を異にすることを御理解いただきたい。	本提案は、大規模な木造建築物を整備するに当たって、木材調達だけでも長期を要するという現状を踏まえ、複数年での契約も補助対象となるよう見直しを求めるものである。 「森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について」では「やむを得ない場合は複数年度の事業も対象とされることになっており、木材調達だけでも長期を要する大規模木造施設の木造化・木質化についても補助対象となるよう実情に見合った改正が必要である」と考える。 分離発注が全国で導入されているとのことだが、分離発注においては、完成した建築物に不具合が生じた場合の責任の所在(調達段階に依るものか建築段階に依るものか)が不明確であることや、設計変更にかかる木材の追加調達や(不要木材の発生)の恐れがあるなど様々なリスクが伴うことが考えられる。 分離発注による対応が適切であるとするのであれば、円滑に事業を推進できるよう、分離発注における現状、課題、解決策等について具体的にお示しいただきたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲すべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		○ 上流域における大規模開発や廃棄物処分場等の迷惑施設の建設など、流域管理に影響を与える開発により、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務の複雑化・長期化が予想される。このため、広域的な公共の利益や当事者間の利害の公平を確保する観点から、客観的に国が判断することが望ましいと考える。 大臣権限の保安林の国での解除審査では、審査の参考とするため、指定・解除の対象となる森林の状況の調査を都道府県に委託する予算措置を講じているが、解除審査のうち、9割を超える案件で調査内容について補正を要している。広域連合や都道府県に権限を委譲した場合、審査が不十分まま保安林指定が解除され、国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来すような事態が生ずることも懸念される。 ○ なお、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を横さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が調った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとしている。 ○ 保安林の解除については、近年の度重なる山地災害の発生によって人命や国民経済に甚大な被害が生じていることを基本的に認識すべきであり、保安林の指定・解除権限に関する国と都道府県の基本的な役割分担については、慎重な運用が求められていることから、現行の役割分担が適切と考える。					
北海道、石岡市、大野市、愛媛県、佐賀県、五島市	○工事では、着手が遅れることにより工期が冬期間に掛かり冬期補正(経費の割り増し)が発生している。 補償事業は、4月下旬から6月上旬が適期であり、5月中旬の交付決定を待ってからの着手では短期間での窮屈な実施を強いられている。 ※今年度の補助金に係る日程 ・国からの指示 4月9日 ・国への交付申請 4月10日 ・国からの交付決定 5月14日 ○工事の着手が可能となった日付について、補助金と交付金とでは、昨年度については12日間、当年度については38日間の差があったことから、補助金事業の工事進捗の遅延につながる一因となっている。 ○補助金申請から交付決定までの期間が長く、その間に単価の変更があった場合は、申請時の設計額と実施設計額に大きな違いが生じる恐れがあります。	【全国知事会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		現行制度については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号、最終改正:平成27年4月10日農林水産省令第40号)及び林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日47林野政第640号、最終改正:平成27年4月9日26林政政第575号)で明確に定められていることについて、今後の会議等の場において一層の周知を行っていることとしている。 なお、これまでも会議等の場において補助申請に係る申請書案の事前相談について周知を行ってきたところであるが、引き続き確実な周知を行いたい。また、引き続き速やかな交付決定を行うよう努めてまいりたい。	6【農林水産省】 (16)林業関係事業補助金 林業関係事業補助金については、工事の早期着手に資する観点から、補助申請の事前相談等の手続について地方公共団体に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に交付決定を行う。	周知	①H27.10.6～7 ②H27.10.15～16 ③H27.10.22～23 ④H28.1.18～19	以下の会議で都道府県に周知した。 治山・保安林関係事業ブロック会議 ①(北海道・東北・関東ブロック) ②(北陸・中部・近畿ブロック) ③(中国・四国・九州・沖縄ブロック) ④治山・保安林関係担当者打合せ会議	
北海道、花巻市、能代市、埼玉県、愛知県、豊橋市、福山市、萩市、福岡県、五島市、宮崎県、宮崎市	○大規模な木造公共施設を整備する際の複数年での事業実施については、地域材の調達や設計等に期間を要するため、単年度での事業実施が困難な事例もあり、要望県の提案事項に同意する。 また、地域材の安定的・効率的な供給・加工体制を図るための木質バイオマス利用施設や木材加工流通施設の整備においても、大規模な施設では同様に単年度では整備が困難であるため、制度の見直しを検討願いたい。 ○当該事業において複数年契約を補助対象外とすることは、 ①PR効果の高い(集客力の高い)施設は中・大規模の施設が多くなるため、材料調達から施工に期間を要する。 ②地域のネットワークを活かした材料調達をするため材工分離発注とする。 といった事業の特性に合致しておらず、むしろ事業の趣旨を阻害するものである。 本県でも材料調達から施工まで複数年にわたる計画での相談が市町村からあったが、断念した事例がある。 また、 ①単年度契約とするため材工分離発注としたが、1つの施設に複数回の補助はできず、また材料のみでは施設としての完成を確認できないことから、施工費のみを補助対象とした。 ②複数年契約の町庁舎建築において、補助を受けるため内装木質化のみを別契約とせざるを得ず、別途入札等を行う必要が生じた。 といった事例があった。 ○提案内容と同様の要望(複数年での契約の場合でも原則補助対象となるよう制度を見直すこと)が市町村から寄せられている。 また、平成26年度までに、施行が複数年にわたることにより補助対象とならなかった木造公共施設整備が、4市町で5件あった。 ○保育所を木造化するにあたり、単年度で工事が終了しないことから補助金の申請を断念した事例が1件ある。今後、当市の公共建築物等木材利用促進方針に基づき公共建築物の木造化及び木質化を進めて行く為には、補助対象を複数年事業にも拡大することが必要。 ○当市では、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律等により、市内の公共建築物等において木材利用を促進することを目的に、平成26年3月に「公共建築物等木材利用促進基本方針」を策定し、木材利用の取組を進めています。 また、法第1条の目的で「木材の利用を促進することが(中略)、…地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、…」と規定されており、当市の方針第3条では、「地元産木材の利用促進を図るものとする。」としています。 ただし、提案のとおり、木材調達には時間を要し、特に大量の木材を利用する公共建築物に対して地元産木材を利用する場合、一般流通材のように市場に流通していないため、伐採する山林の選定から、伐採、保管、粗挽加工、乾燥、製材、施工等、相当の期間を要し、また、離島である当市の設備等の条件下で、短期間で的大量の伐採ができないこと(保有機械、人員関係)、人工乾燥やJAS認定工場が無いことから一旦島外への搬出が必要となります。 このような状況から、林野庁関係の補助事業に限らず、国庫補助事業による公共建築物の建設において、複数年でも補助対象となることの必要性を感じています。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		現在実施している「木造公共建築物等の整備」については、モデル性のある木造公共建築物等の整備を通して、木材利用の良さを地域住民に普及PRすることが目的であって、大規模なものを含め木造公共建築物の整備そのものを目的とするものではないことを御理解いただきたい。したがって、インフラ整備を目的とする国交省所管の社会資本整備総合交付金とは目的を異にするものであり、木造施設の整備に複数年かかるため、支援も複数年にわたるようにすべきという性格のものではない。 分離発注については、既存の補助事業の枠組みの中で、部材調達にかかる時間を大幅に短縮して公共建築物の木造化を行う手法として全国で採用事例があるが、御指摘のように ①完成した建物に不具合が生じた場合の責任の所在が不明確 ②施工段階で木材の過不足が生じるおそれ といった課題がある。 これらに対する解決策として、 ①責任の所在については、 ○先だって行われる木材の調達時に施工業者による品質確認を義務づけ、製材業者と施工業者が共に責任を持つ体制にする ○発注者と施工業者が連帯して責任を負い、現場施工時に指定した品質に満たない木材については、発注者が代替の木材を無償で支給する取り決めを行う ○調達材料に手が増えられた後に瑕疵を発見した場合は、施工業者と製材業者が連帯して保証することを木材の調達を行う際に仕様書に示す また、 ②木材の過不足が生じるおそれについては、リスク回避のため、 ○施工段階に入ってから木材の不足が生じたときのために、あらかじめ追加調達のための費用を確保 ○追加調達がスムーズに行えるよう、一般に市場に流通している寸法の部材を使用 ○あらかじめ工事費に木材の材料費を見込んでおき、後に発注者から施工業者へと木材を支給した分は工事の材料費から減額 ○調達して余った木材について、丸太ベンチや内装材等として利用 等の工夫事例があると認識しているので参考にしていただきたい。	6【農林水産省】 (19)森林・林業再生基盤づくり交付金 森林・林業再生基盤づくり交付金については、その活用にあたって、材料となる木材調達と施設の建設とを分離して発注する必要がある場合に、適切な事業の実施が可能となる具体的な方法等について、地方公共団体に平成27年度中に通知する。	通知	平成28年3月18日	公共建築物の木造化に当たっての分離発注方式について(平成28年3月18日付付27林政利第125号林野庁木材利用課長通知)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
99	B	地方に対する規制緩和	その他	林業・木材産業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する。))。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業・木材産業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」 (H15.6.11農林水産事務次官通知)	農林水産省 (林野庁)	九州地方知事会	本資金は、国庫補助金である林業・木材産業改善資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担金(1/3)を貸付原資として、林業従事者等に対し林業・木材産業改善資金の貸付を行うものである。この国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度当初の事業計画の承認を通じて、貸付計画がこれまでの資金造成額に見合うものであるか、造成した資金の管理計画が適正なものであるか等を確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることから、毎年度における事業計画の承認は必要である。また、貸付事業計画についての現行の手続は、各都道府県の今後の使用見込み、社会的情勢等についての情報を把握し、今後の事業運営の在り方を検討する上で必要である。 月別資金管理計画については、毎年度の限られた国庫補助金を有効に配分するため、各都道府県の月別の貸付計画を基に適切な交付額の検討を行う必要があることから提出を求めているものであるが、昨今の資金造成の状況や事務の合理化を勘案し、今後の取扱いについて検討することとしたい。	貸付事業計画の承認制度が必要な理由として、貸付事業計画が資金造成額に見合うものであるかや資金管理計画が適正なものであるか等の確認のためとの説明であるが、都道府県では、関係法令に加え貸付事業の取扱いや留意事項等が示された国の通知などに基づき、貸付事業の予算案を作成し、議会の審査を受けて予算化しており、お示しの理由により都道府県の予算執行に対して毎年度、貸付事業計画の承認制度を維持する必要があるとは考えられず、実績報告での対応とされるように見直しを検討いただきたい。 また類似制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、国庫貸付申請を行わない場合は貸付事業計画の提出が不要とされているところであり、林業・木材産業改善資金貸付金について新たに国庫補助申請を行っていない中で毎年度、貸付事業計画の承認が必要であるという理由も不明である。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」については、財政健全化や財政の質の向上等の観点から、使用見込みの低い基金の返納の検討等について記載されており、こうした面からも都道府県における当貸付事業の実施状況を国が把握する必要があることは理解できるが、これについても毎年度の実績報告で把握可能であり、貸付事業計画の承認制度を維持しないと、都道府県の貸付事業の把握や管理ができないということにはならないと考える。	
194	B	地方に対する規制緩和	その他	林業・木材産業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する。))。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業・木材産業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」 (H15.6.11農林水産事務次官通知)	農林水産省 (林野庁)	山口県、中国地方知事会	本資金は、国庫補助金である林業・木材産業改善資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担金(1/3)を貸付原資として、林業従事者等に対し林業・木材産業改善資金の貸付を行うものである。この国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度当初の事業計画の承認を通じて、貸付計画がこれまでの資金造成額に見合うものであるか、造成した資金の管理計画が適正なものであるか等を確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることから、毎年度における事業計画の承認は必要である。また、貸付事業計画についての現行の手続は、各都道府県の今後の使用見込み、社会的情勢等についての情報を把握し、今後の事業運営の在り方を検討する上で必要である。 月別資金管理計画については、毎年度の限られた国庫補助金を有効に配分するため、各都道府県の月別の貸付計画を基に適切な交付額の検討を行う必要があることから提出を求めているものであるが、昨今の資金造成の状況や事務の合理化を勘案し、今後の取扱いについて検討することとしたい。	貸付事業計画の承認制度が必要な理由として、貸付事業計画が資金造成額に見合うものであるかや資金管理計画が適正なものであるか等の確認のためとの説明であるが、都道府県では、関係法令に加え貸付事業の取扱いや留意事項等が示された国の通知などに基づき、貸付事業の予算案を作成し、議会の審査を受けて予算化しており、お示しの理由により都道府県の予算執行に対して毎年度、貸付事業計画の承認制度を維持する必要があるとは考えられず、実績報告での対応とされるように見直しを検討いただきたい。 また類似制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、国庫貸付申請を行わない場合は貸付事業計画の提出が不要とされているところであり、林業・木材産業改善資金貸付金について新たに国庫補助申請を行っていない中で毎年度、貸付事業計画の承認が必要であるという理由も不明である。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」については、財政健全化や財政の質の向上等の観点から、使用見込みの低い基金の返納の検討等について記載されており、こうした面からも都道府県における当貸付事業の実施状況を国が把握する必要があることは理解できるが、これについても毎年度の実績報告で把握可能であり、貸付事業計画の承認制度を維持しないと、都道府県の貸付事業の把握や管理ができないということにはならないと考える。	
100	B	地方に対する規制緩和	その他	林業就業促進資金貸付事業計画承認制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受ける制度を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する。))。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認制度を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業就業促進資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について」 (H8.5.24農林水産事務次官・労働事務次官通知)	農林水産省 (林野庁)	九州地方知事会	本資金は、国庫補助金である林業就業促進資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担金(1/3)を貸付原資として、新たに林業に就業しようとする者に対し就業に必要な技術等を修得するための研修等に必要資金の貸付を行うものである。この国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度当初の事業計画の承認を通じて、貸付計画がこれまでの資金造成額に見合うものであるか、造成した資金の管理計画が適正なものであるか等を確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることから、毎年度における事業計画の承認は必要である。	貸付事業計画の承認制度が必要な理由として、貸付事業計画が資金造成額に見合うものであるかや資金管理計画が適正なものであるか等の確認のためとの説明であるが、都道府県では、関係法令に加え貸付事業の取扱いや留意事項等が示された国の通知などに基づき、貸付事業の予算案を作成し、議会の審査を受けて予算化しており、お示しの理由により都道府県の予算執行に対して毎年度、貸付事業計画の承認制度を維持する必要があるとは考えられず、実績報告での対応とされるように見直しを検討いただきたい。 また類似制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、国庫貸付申請を行わない場合は貸付事業計画の提出が不要とされているところであり、林業就業促進資金貸付金について新たに国庫補助申請を行っていない中で毎年度、貸付事業計画の承認が必要であるという理由も不明である。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」については、財政健全化や財政の質の向上等の観点から、使用見込みの低い基金の返納の検討等について記載されており、こうした面からも都道府県における当貸付事業の実施状況を国が把握する必要があることは理解できるが、これについても毎年度の実績報告で把握可能であり、貸付事業計画の承認制度を維持しないと、都道府県の貸付事業の把握や管理ができないということにはならないと考える。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平成28対応方針(平成27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成28>として併記 ※平成28対応方針(平成28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成29>として併記 ※平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				本資金は、林業・木材産業改善資金事業を行う各都道府県に対し、国庫補助金を交付することで運営されており、母子父子寡婦福祉資金事業と異なり、補助金適正化法の対象事業となっている。この補助金適正化法により、国は交付行政庁として「補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない」(補助金適正化法第3条第1項)とされており、このような基本的責務を負っている以上、補助金等の効率的使用の状況について常に把握し、適正な指導監督をなすよう措置しなければならない。 補助事業者等としての都道府県もまた、適正に補助事業等を遂行していくべき義務を負っており、補助事業等の遂行過程において、国が予め決定した内容に従って適切に事業が遂行されているか否かを点検しうるよう、補助金適正化法第12条により補助事業者等に対して事業遂行状況報告義務が課せられているところである。 このため、本資金においても補助金適正化法により定められた基本的責務及び義務に基づき補助金の適正な執行管理を継続していく必要があるなかで、補助金交付年度以降も翌年度の補助金交付の有無にかかわらず当該補助金が使用され、資金の貸付事業が適正に行われることが示される必要があることから、年度当初の事業計画の承認を手続として規定しているものであり、更に、基金事業の適切な管理が求められている現在、年度当初の事業計画の承認を廃止することは難しいと考えている。 なお、月別資金管理計画の取扱いについては、今後の必要性等について省内にて検討を行い、今年度内に対応を決定することとしたい。	<平成27> 6【農林水産省】 (11)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている林業・木材産業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平成28> 6【農林水産省】 (8)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとされている林業・木材産業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する。[措置済み(平成28年3月18日付け農林水産事務次官依命通知及び林野庁長官通知)]	通知	平成28年 3月18日	「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について(平成28年3月18日付け27林政企第318号農林水産事務次官依命通知)及び「林業・木材産業改善資金制度の運営について」の一部改正について(平成28年3月18日付け27林政企第319号林野庁長官通知)	
				本資金は、林業・木材産業改善資金事業を行う各都道府県に対し、国庫補助金を交付することで運営されており、母子父子寡婦福祉資金事業と異なり、補助金適正化法の対象事業となっている。この補助金適正化法により、国は交付行政庁として「補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない」(補助金適正化法第3条第1項)とされており、このような基本的責務を負っている以上、補助金等の効率的使用の状況について常に把握し、適正な指導監督をなすよう措置しなければならない。 補助事業者等としての都道府県もまた、適正に補助事業等を遂行していくべき義務を負っており、補助事業等の遂行過程において、国が予め決定した内容に従って適切に事業が遂行されているか否かを点検しうるよう、補助金適正化法第12条により補助事業者等に対して事業遂行状況報告義務が課せられているところである。 このため、本資金においても補助金適正化法により定められた基本的責務及び義務に基づき補助金の適正な執行管理を継続していく必要があるなかで、補助金交付年度以降も翌年度の補助金交付の有無にかかわらず当該補助金が使用され、資金の貸付事業が適正に行われることが示される必要があることから、年度当初の事業計画の承認を手続として規定しているものであり、更に、基金事業の適切な管理が求められている現在、年度当初の事業計画の承認を廃止することは難しいと考えている。 なお、月別資金管理計画の取扱いについては、今後の必要性等について省内にて検討を行い、今年度内に対応を決定することとしたい。	[再掲] <平成27> 6【農林水産省】 (11)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている林業・木材産業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平成28> 6【農林水産省】 (8)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとされている林業・木材産業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する。[措置済み(平成28年3月18日付け農林水産事務次官依命通知及び林野庁長官通知)]	通知	平成28年 3月18日	「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について(平成28年3月18日付け27林政企第318号農林水産事務次官依命通知)及び「林業・木材産業改善資金制度の運営について」の一部改正について(平成28年3月18日付け27林政企第319号林野庁長官通知)	
				本資金は、林業就業促進資金事業を行う各都道府県に対し、国庫補助金を交付することで運営されており、母子父子寡婦福祉資金事業と異なり、補助金適正化法の対象事業となっている。この法により、国は交付行政庁として「補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない」(補助金適正化法第3条第1項)とされており、このような基本的責務を負っている以上、補助金等の効率的使用の状況について常に把握し、適正な指導監督をなすよう措置しなければならない。 補助事業者等としての都道府県もまた、適正に補助事業等を遂行していくべき義務を負っており、補助事業等の遂行過程において、国が予め決定した内容に従って適切に事業が遂行されているか否かを点検しうるよう、補助金適正化法第12条により補助事業者等に対して事業遂行状況報告義務が課せられているところである。 このため、本資金においても補助金適正化法により定められた基本的責務及び義務に基づき補助金の適正な執行管理を継続していく必要があるなかで、補助金交付年度以降も翌年度の補助金交付の有無にかかわらず当該補助金が使用され、資金の貸付事業が適正に行われることが示される必要があることから、年度当初の事業計画の承認を手続として規定しているものであり、更に、基金事業の適切な管理が求められている現在、年度当初の事業計画の承認を廃止することは難しいと考えている。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
195	B 地方に対する規制緩和	その他	林業就業促進資金 貸付事業計画承認 制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受ける制度を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて達成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できやう。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加達成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認制度を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業就業促進資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について」(H8.5.24農林水産事務次官・労働事務次官通知) 「林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業就業促進資金制度の運用について」(H8.5.24林野庁長官通知)	農林水産省(林野庁)	山口県、中国地方知事会	本資金は、国庫補助金である林業就業促進資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担金(1/3)を貸付原資として、新たに林業に就業しようとする者に対し就業に必要な技術等を修得するための研修等に必要な資金の貸付を行うものである。この国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度当初の事業計画の承認を通じて、貸付計画がこれまでの資金造成額に見合うものであるか、造成した資金の管理計画が適正なものであるか等を確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることから、毎年度における事業計画の承認は必要である。	貸付事業計画の承認制度が必要な理由として、貸付事業計画が資金造成額に見合うものであるかや資金管理計画が適正なものであるか等の確認のためとの説明であるが、都道府県では、関係法令に加え貸付事業の取扱いや留意事項等が示された国の通知などに基づき、貸付事業の予算案を作成し、議会の審査を受けて予算化しており、お示しの理由により都道府県の予算執行に対して毎年度、貸付事業計画の承認制度を維持する必要があるとは考えられず、実績報告での対応とされるように見直しを検討いただきたい。 また類似制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、国庫貸付申請を行わない場合は貸付事業計画の提出が不要とされているところであり、林業就業促進資金貸付金について新たに国庫補助申請を行っていない中で毎年度、貸付事業計画の承認が必要であるという理由も不明である。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」については、財政健全化や財政の質の向上等の観点から、使用見込みの低い基金の返納の検討等について記載されており、こうした面からも都道府県における当貸付事業の実施状況を国が把握する必要があることは理解できるが、これについても毎年度の実績報告で把握可能であり、貸付事業計画の承認制度を維持しないと、都道府県の貸付事業の把握や管理ができないということにはならないと考える。	
101	B 地方に対する規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金 貸付事業計画承認 制度及び承認計画 に基づく月別資金 管理計画書の提出 制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて達成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加達成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。沿岸漁業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(S54.4.27農林水産事務次官通知)	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会	本資金は都道府県に特別会計を設置し、国庫補助金である沿岸漁業改善資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担(1/3)を原資として資金造成を行い、沿岸漁業者等に対し沿岸漁業改善資金の貸付を行うものである。都道府県においては国庫補助金の交付を受け資金造成した後も、国庫補助金を使用して資金の貸付を行うため、国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度事業計画承認を通じて資金造成額に見合った貸付見込みであるか、資金の管理が適正なものであるかを確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることから、毎年度における事業計画の承認は必要である。 一方で、月別資金管理計画については、毎年度の限られた国庫補助金を有効に配分し、交付する必要があることから提出を求めているところであるが、昨今の資金造成の状況や事務の合理化を勘案し、今後の取り扱いについて検討することとしたい。	貸付事業計画の承認制度が必要な理由として、貸付事業計画が資金造成額に見合うものであるかや資金管理計画が適正なものであるか等の確認のためとの説明であるが、都道府県では、関係法令に加え貸付事業の取扱いや留意事項等が示された国の通知などに基づき、貸付事業の予算案を作成し、議会の審査を受けて予算化しており、お示しの理由により都道府県の予算執行に対して毎年度、貸付事業計画の承認制度を維持する必要があるとは考えられず、実績報告での対応とされるように見直しを検討いただきたい。 また類似制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、国庫貸付申請を行わない場合は貸付事業計画の提出が不要とされているところであり、沿岸漁業改善資金貸付金について新たに国庫補助申請を行っていない中で毎年度、貸付事業計画の承認が必要であるという理由も不明である。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」については、財政健全化や財政の質の向上等の観点から、使用見込みの低い基金の返納の検討等について記載されており、こうした面からも都道府県における当貸付事業の実施状況を国が把握する必要があることは理解できるが、これについても毎年度の実績報告で把握可能であり、貸付事業計画の承認制度を維持しないと、都道府県の貸付事業の把握や管理ができないということにはならないと考える。	
196	B 地方に対する規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金 貸付事業計画承認 制度及び承認計画 に基づく月別資金 管理計画書の提出 制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて達成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加達成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。沿岸漁業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(S54.4.27農林水産事務次官通知)	農林水産省(水産庁)	山口県、中国地方知事会	本資金は都道府県に特別会計を設置し、国庫補助金である沿岸漁業改善資金造成費補助金(2/3)及び都道府県負担(1/3)を原資として資金造成を行い、沿岸漁業者等に対し沿岸漁業改善資金の貸付を行うものである。都道府県においては国庫補助金の交付を受け資金造成した後も、国庫補助金を使用して資金の貸付を行うため、国庫補助金の適正な執行管理を行う観点から、毎年度事業計画承認を通じて資金造成額に見合った貸付見込みであるか、資金の管理が適正なものであるかを確認する必要がある。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)により基金造成費補助金の適切な執行管理が求められていることから、毎年度における事業計画の承認は必要である。 一方で、月別資金管理計画については、毎年度の限られた国庫補助金を有効に配分し、交付する必要があることから提出を求めているところであるが、昨今の資金造成の状況や事務の合理化を勘案し、今後の取り扱いについて検討することとしたい。	貸付事業計画の承認制度が必要な理由として、貸付事業計画が資金造成額に見合うものであるかや資金管理計画が適正なものであるか等の確認のためとの説明であるが、都道府県では、関係法令に加え貸付事業の取扱いや留意事項等が示された国の通知などに基づき、貸付事業の予算案を作成し、議会の審査を受けて予算化しており、お示しの理由により都道府県の予算執行に対して毎年度、貸付事業計画の承認制度を維持する必要があるとは考えられず、実績報告での対応とされるように見直しを検討いただきたい。 また類似制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、国庫貸付申請を行わない場合は貸付事業計画の提出が不要とされているところであり、沿岸漁業改善資金貸付金について新たに国庫補助申請を行っていない中で毎年度、貸付事業計画の承認が必要であるという理由も不明である。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」については、財政健全化や財政の質の向上等の観点から、使用見込みの低い基金の返納の検討等について記載されており、こうした面からも都道府県における当貸付事業の実施状況を国が把握する必要があることは理解できるが、これについても毎年度の実績報告で把握可能であり、貸付事業計画の承認制度を維持しないと、都道府県の貸付事業の把握や管理ができないということにはならないと考える。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記 ※平29対応方針(平29.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				本資金は、林業就業促進資金事業を行う各都道府県に対し、国庫補助金を交付することで運営されており、母子父子寡婦福祉資金事業と異なり、補助金適正化法の対象事業となっている。この法により、国は交付行政庁として「補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない」(補助金適正化法第3条第1項)とされており、このような基本的責務を負っている以上、補助金等の効率的使用の状況について常に把握し、適正な指導監督をなしうるよう措置しなければならない。 補助事業者等としての都道府県もまた、適正に補助事業等を遂行していくべき義務を負っており、補助事業等の遂行過程において、国が予め決定した内容に従って適切に事業が遂行されているか否かを点検しうるよう、補助金適正化法第12条により補助事業者等に対して事業遂行状況報告義務が課せられているところである。 このため、本資金においても補助金適正化法により定められた基本的責務及び義務に基づき補助金の適正な執行管理を継続していく必要があるなかで、補助金交付年度以降も翌年度の補助金交付の有無にかかわらず当該補助金が使用され、資金の貸付事業が適正に行われることが示される必要があることから、年度当初の事業計画の承認を手段として規定しているものであり、更に、基金事業の適切な管理が求められている現在、年度当初の事業計画の承認を廃止することは難しいと考えている。					
北海道、宮崎県	○4月当初の貸付案件に対して、国への承認申請から事業着手までに十分な事務処理期間が確保できない。 ・沿岸漁業改善資金の貸付に当たっては、毎年、「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(昭和54年4月27日付け54水研第611号、農林水産事務次官通知)の第1に基づき、沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認申請書を国に提出し、その承認を受けた後に当該年度の貸付事務に着手可能となる。 ・国では、申請書の提出期限と承認予定日を示した上で、承認を一括して行っている。 (平成27年度の例…申請書提出期限:5月20日、事業計画承認予定日:6月1日、(結果は5月29日)) ・当地域では例年、早期に貸付事務に着手する必要がある資金需要があり、国には一括承認より早い時期に個別に対応してもらっている。 (平成27年度の例…申請書の提出:3月31日、計画承認日:4月21日) ・計画承認申請事務が簡素化されれば、当地域の事情で個別に対応してもらっている国の事務も不要となる。 ○「沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認」について、国からの承認時期は、例年4月下旬になっている。承認を受けて作成する「月別資金管理計画書」の提出まで含めると、5月中旬まで貸付業務に遅滞が生じることとなる。年度当初の借受需要の多い時期に、漁業者への資金交付までの期間が長くなり、資金需要に対し迅速に対応できない。			沿岸漁業改善資金は各都道府県に対し、国庫補助金を交付することで運営されており、母子・父子・寡婦福祉資金と異なり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)(12)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25)により、国は交付行政庁として「補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない」(補助金適正化法第3条第1項)こととされており、このような基本的責務を負っている以上、補助金等の効率的使用の状況について常に把握し、適正な指導監督をなしうるよう措置しなければならない。 補助事業者等としての都道府県もまた、適正に補助事業等を遂行していくべき義務を負っており、補助事業等の遂行過程において、国があらかじめ決定した内容に従って適切に事業が遂行されているか否かを点検しうるよう、補助金適正化法第12条により補助事業者等に対して事業遂行状況報告義務が課せられているところである。 このため、本資金においても補助金適正化法により定められた基本的責務及び義務に基づき補助金の適正な執行管理を継続していく必要がある中で、補助金交付年度以降も翌年度の補助金交付の有無にかかわらず当該補助金が使用され、資金の貸付事業が適正に行われることが示される必要があることから、年度当初の事業計画の承認を手段として規定しているものであり、更に、基金事業の適切な管理が求められている現在、年度当初の事業計画の承認を廃止することは難しいと考えている。 なお、月別資金管理計画の取扱いについては、今後の必要性等について省内にて検討を行い、今年度内に対応を決定することとしたい。	＜平27＞ 6【農林水産省】 (12)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている沿岸漁業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜平28＞ 6【農林水産省】 (9)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) (iii)毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとされている沿岸漁業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する。 [措置済み(平成28年3月16日付け農林水産事務次官依命通知及び水産庁長官通知)]	通知	平成28年3月	平成28年3月16日付けで「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(昭和54年4月27日付け54水研611号農林水産事務次官依命通知)及び「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(昭和54年4月27日付け54水研612号水産庁長官通知)の一部改正を行い月別の資金管理計画の提出手続きを廃止し、各都道府県知事に通知した。	
北海道、宮崎県	○4月当初の貸付案件に対して、国への承認申請から事業着手までに十分な事務処理期間が確保できない。 ・沿岸漁業改善資金の貸付に当たっては、毎年、「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(昭和54年4月27日付け54水研第611号、農林水産事務次官通知)の第1に基づき、沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認申請書を国に提出し、その承認を受けた後に当該年度の貸付事務に着手可能となる。 ・国では、申請書の提出期限と承認予定日を示した上で、承認を一括して行っている。 (平成27年度の例…申請書提出期限:5月20日、事業計画承認予定日:6月1日、(結果は5月29日)) ・当地域では例年、早期に貸付事務に着手する必要がある資金需要があり、国には一括承認より早い時期に個別に対応してもらっている。 (平成27年度の例…申請書の提出:3月31日、計画承認日:4月21日) ・計画承認申請事務が簡素化されれば、当地域の事情で個別に対応してもらっている国の事務も不要となる。 ○「沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認」について、国からの承認時期は、例年4月下旬になっている。承認を受けて作成する「月別資金管理計画書」の提出まで含めると、5月中旬まで貸付業務に遅滞が生じることとなる。年度当初の借受需要の多い時期に、漁業者への資金交付までの期間が長くなり、資金需要に対し迅速に対応できない。			沿岸漁業改善資金は各都道府県に対し、国庫補助金を交付することで運営されており、母子・父子・寡婦福祉資金と異なり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)(12)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25)により、国は交付行政庁として「補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない」(補助金適正化法第3条第1項)こととされており、このような基本的責務を負っている以上、補助金等の効率的使用の状況について常に把握し、適正な指導監督をなしうるよう措置しなければならない。 補助事業者等としての都道府県もまた、適正に補助事業等を遂行していくべき義務を負っており、補助事業等の遂行過程において、国があらかじめ決定した内容に従って適切に事業が遂行されているか否かを点検しうるよう、補助金適正化法第12条により補助事業者等に対して事業遂行状況報告義務が課せられているところである。 このため、本資金においても補助金適正化法により定められた基本的責務及び義務に基づき補助金の適正な執行管理を継続していく必要がある中で、補助金交付年度以降も翌年度の補助金交付の有無にかかわらず当該補助金が使用され、資金の貸付事業が適正に行われることが示される必要があることから、年度当初の事業計画の承認を手段として規定しているものであり、更に、基金事業の適切な管理が求められている現在、年度当初の事業計画の承認を廃止することは難しいと考えている。 なお、月別資金管理計画の取扱いについては、今後の必要性等について省内にて検討を行い、今年度内に対応を決定することとしたい。	〔再掲〕 6【農林水産省】 (12)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている沿岸漁業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜平28＞ 6【農林水産省】 (9)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) (iii)毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとされている沿岸漁業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する。 [措置済み(平成28年3月16日付け農林水産事務次官依命通知及び水産庁長官通知)]	通知	平成28年3月	平成28年3月16日付けで「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(昭和54年4月27日付け54水研611号農林水産事務次官依命通知)及び「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(昭和54年4月27日付け54水研612号水産庁長官通知)の一部改正を行い月別の資金管理計画の提出手続きを廃止し、各都道府県知事に通知した。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
87	B 地方に対する規制緩和	その他	漁業近代化資金融通法における国の廃止又は簡素化	二重行政化を避ける為、漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、「承認」の手続を「廃止」若しくは「届出」等に簡素化すること、又は漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を引き上げること(いずれも国の承認手続き省略に繋がるもの。))。	【支障事例】 現在、10°から20°未満の漁船を建造する場合、1億円から2億円程度の資金が必要である場合が殆どであり、実際に宮崎県では約半数の申請が法で定める貸付限度額(9千万円)を超え、国の承認が必要となっている。この場合、県単独で手続を進める場合と比べ、最低でも1ヶ月の期間が追加で必要となり、その他の融資機関、保証機関の審査、県の利子補給の審査期間も含めると融資までに長期間を要する状況となっている。 一方、漁船建造には漁期との関係や造船所の建造計画があり、申請手続が長期にわたると融資前の事前着工を漁業者(借受者)が余儀なくされることがある。この場合、県では原則利子補給対象としていないが、真にやむを得ない場合は事前着工承認申請書を提出してもらい条件付(国の承認がないときは利子補給の対象としない)で承認しているが、条件付の着工承認であることや造船業者への手付金の支払が必要な場合もあるなど、漁業者(借受者)にとってはリスクがあるものとなっている。 本制度資金は、漁業者(借受者)への貸付金は償還連からであり、県の利子補給財源も県独自の資金となっている為、国庫からの支出は一切生じないものである。また、国の承認は、県が通常利子補給する際の書類に県の意見書を付しているのみで、国も県と同様に「償還の可能性」について審査していると思われる為、事務手続が重複していると考えられる。 以上のことから、本県では融資の迅速化や漁船の代船建造円滑化のため国の関与の簡素化が必要と考える。	漁業近代化資金融通法第2条第3項第1号の括弧書き及び第1号口、同法施行令第4条第1号	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会	漁業近代化資金制度は、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)に基づき、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として、漁業者等に長期かつ低利の資金を融通するための国の制度である。漁業近代化資金の融資条件については、法において貸付金額の上限、資金使途、利率その他が定められており、同制度の全国的な公平性の確保が図られているところである。 この中で、貸付金額の上限については、特定の者への貸付の集中を防ぎ、多数の漁業者の利用に資するとの観点や、融資対象や資金使途に対して融資額が大きくなりすぎることによる過剰投資や貸し倒れリスクの増加を防ぐといった観点から、融資対象や資金使途ごとに設定されているところである。 一方で、漁業者等が漁業近代化資金を活用して導入しようとする施設の価格によっては、貸付金額が法定上限を超えることも想定される中で、当該施設の性能や当該漁業者等の経営規模等からみて適切な投資であると認められる場合には、法定上限を超える貸付を許容することが法目的に合致することを踏まえ、法において、農林水産大臣の承認を条件として、これを許容しているところである。 以上を踏まえると、御要望にあるような、法定上限超過に係る農林水産大臣の承認の廃止又は事後的な届出にすることについては、一部の県においては限度額を大きく超えた融資が行われる一方で、別の県においては限度額の超過が認められないなど、全国的な公平性が確保されなくなるおそれがあるのみならず、過剰投資や貸し倒れリスクが増加し、同制度の安定的な運営に支障が生じるおそれがあることから、適切ではない。 また、法定上限自体を引き上げることについては、全国的には法定上限超過件数が極めて少なく(平成25年度の20t未満の漁船に係る貸付1,009件に対し、承認件数は10件(約1%)。)、立法事実乏しいことや、全国の都道府県の利子補給事務に係る予算にも影響することから、直ちに対応することは困難である。 しかしながら、御要望を踏まえ、法定上限超過に係る時間を短縮し、漁業者等の漁業近代化資金の活用に係る利便性を向上させる観点から、手続の迅速化及び事務負担の軽減に向け、必要な対策を講じることについて検討を行うこととする。	漁業近代化資金融通法の限度額の趣旨は左記回答のとおり理解をしているところであるが、以下の理由により国による関与の廃止又は簡素化等について、再検討を要望する。 【法定上限超過額に係る農林水産大臣の承認の廃止又は事後的な届出にすることに係る府省からの回答について】 平成16年度に三位一体の改革により国の漁業近代化資金利子補給等補助金を廃止し、平成17年度以降は税源移譲により県の財源(一定規模の予算)で利子補給を実施していることから、各県の実情を踏まえた制度改正や、運用が認められてもよいのではと考える。現在、法定上限を超える融資については、大臣承認により認められているが、国において審査基準を明確化することで、各県の判断において適正な運用が可能であり、全国的な公平性も確保できるものと考ええる。また、過剰投資や貸し倒れリスクが増加するとする懸念については、例えば宮崎県においては、融資機関である漁協や償還連等で融資審査の際にリスク判断を行うとともに、県においても利子補給を行うことから、これらの機関と合同で償還可能性について審査会を行う等各県において工夫してリスク軽減に取り組んでおり、そのようなリスクが増加するおそれは低いと考える。 【法定上限自体を引き上げることに係る府省からの回答について】 20トン未満の漁船に係る貸付(いわゆる1号資金)1,009件に対し承認件数は、10件(約1%)ということで、全国での件数は少ないとのことであるが、宮崎県においては、平成19年度から27年度(現時点)までの漁船建造件数29隻に対し、国の承認を要した件数は15隻と半数以上の割合となっている。また、全国の都道府県の利子補給事務に係る予算に影響を与えるところであるが、すでに宮崎県では平成17年度の税源移譲後は、毎年度上限を定めた融資予算額に併せて利子補給額を予算計上しており、他県においても概ね同様の状況であることから、影響が生じるとは考えにくいと思われる。	
89	B 地方に対する規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金の融資に係る保証方法の見直し	中小漁業融資保証法により、融資機関が融資する場合に漁業信用基金協会による機関保証を受けることができるが、これを都道府県直貸方式の場合であっても、保証可能にすること。	【現行制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、都道府県が国の補助金を受け資金を造成し、沿岸漁業従事者等の漁業経営又は生活の改善、漁業後継者の養成を図るため、必要な資金を無利子で貸し付ける制度資金である。 沿岸漁業改善資金助成法により、本資金の貸付けを受ける者に対しては、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならないとされている。本県の場合、沿岸漁業の経営を開始するために必要な資金(漁業経営開始資金)を借し付ける際のみ、保証人に加え融資対象物件を担保として徴求しているが、それ以外には保証人の設定のみである。 【支障事例】 現在、法務省で検討されている民法改正(債権関係)の中で、保証人保護の方策の拡充が検討されている。この拡充により、保証人になろうとする者は、公正証書で保証債務を履行する意思表示しなければならなくなり、借受人は保証人の確保が難しくなるとともに保証人設定の手続きが今まで以上に煩雑になる可能性がある。 漁船などの物的担保については、担保の設定や管理に関する事務を、行政機関(都道府県)が行うことは難しい。 【懸念の解消策】 中小漁業融資保証法第1条により、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等を保証の対象としているが、沿岸漁業改善資金は、都道府県直貸方式の資金のため、機関保証の対象外となっている。上記、民法改正が行われれば、保証人確保が難しくなる可能性もあり、中小漁業融資保証法第4条における保証対象の見直しを行っていただきたい。 なお、県の直接貸付を機関保証の対象とする制度の見直しに当たっては、地方に過度な事務負担を強いることがないよう、十分留意した改正としていただきたい。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項 中小漁業融資保証法第4条	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会	沿岸漁業改善資金は国と都道府県とが貸付原資の造成を行い、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善等を図るために必要な資金を無利子にて貸付を行っている。 本資金は、貸付した資金の償還金を新たな貸付に充当する回転型貸付制度であり、貸付金の償還が計画どおり確実に実行されることが制度存立の大前提であるため、最低限必要な措置として貸付を受ける者に対しては物的担保又は保証人を立てることを求めているものである。 なお、中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)に基づく(債務保証は、民間金融機関による中小漁業者等への円滑な資金融通を図ることを目的としていることから、保証の対象となる資金の貸付金融機関に都道府県は位置付けていないところである。	保証人保護の方策拡充について民法改正が行われた場合、保証人になろうとする者は、契約締結の前1ヶ月以内に作成された公正証書で保証債務を履行する意思表示をする必要が生じ、保証人本人への負担が増加するとともに、借受人が資金を必要とする時期までに時間的な余裕が無い場合、事務担当部署においても貸付審査や貸付決定の時期と、事業着手時期との整合に相当の注意を払わなければならない。このため、借受人は保証人の確保が難しくなるとともに、保証人設定等の事務手続きが今まで以上に煩雑になる可能性が大きい。また、長崎県では漁船等を担保とする場合があるが、離島などの遠隔地にあって、かつ、主に海上で管理される漁船や漁船用機器類について、担保価値が減少する滅失や毀損等が発生した場合の把握等を行政機関(都道府県)が適切に管理して行くことは実態上難しい。 近年、本制度の利用が低下している中、無利子であることのメリットを最大限に活かし、漁業者が積極的に活用できるようにするためには、保証人確保のための労力と手続きが軽減できる機関保証の導入が効果的と考えており、漁業者にとってより一層の利便性向上が必要であることから、保証の対象となる貸付機関として都道府県を位置付けるよう要望するものである。	
90	B 地方に対する規制緩和	その他	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業に係る提出書類の簡素化	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業について、進達事務の効率化と漁業者の負担軽減を図るため、農林水産大臣に対し一覧表方式により届出・報告が行えるよう見直しを行うとともに届出に係る添付書類のうち、漁船原簿謄本を不要とするよう措置すること。	【現行制度の概要】 小型するめいか釣り漁業等の届出漁業を営もうとする者は、省令に基づき農林水産大臣に操業期間ごと及び船舶ごとに定められた様式に指定された添付書類(漁船原簿謄本等)を添えて届出を行い、また、操業期間終了後は漁獲成績報告書を提出している。 これら関係書類は、県を経由して提出することとなっていることから、県は漁業者から提出を受けた内容を十分確認のうえ、水産庁に進達を行っているところである。 【支障事例】 本県においては、届出漁業のうち小型するめいか釣り漁業の本県届出件数は500件以上で、届出や報告に伴う内容確認と進達は同時期に行うため、多大な事務作業となる。 【制度改正の効果】 届出や漁獲成績報告書の提出にあたり、一覧表形式による提出方式を導入し、また、添付書類のうち漁船原簿謄本については、県が漁船情報を管理していることから、これを不要とすることで、県の進達事務の効率化と漁業者の負担軽減(漁船原簿謄本交付手数料)を図ることができる。 【類似事務の状況】 沿岸くろまぐろ漁業は広域漁業調整委員会指示に基づく承認制となっているが、これら承認申請と漁獲成績報告書の提出は、一覧表方式を導入しており、加えて、添付書類となっている漁船原簿謄本は省略が可能となるよう措置がなされている。(広域漁業調整委員会は水産庁所管)	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第19条、第22条	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会	現在の届出内容等の実質的内容が担保されるよう留意しつつ、提出書類の簡素化(一覧表方式への変更)や添付書類(漁船原簿謄本)の省略を可能とする方向で検討する。(別紙参照)	漁獲成績報告書についても、県の進達事務の効率化と漁業者の負担軽減に向けて、引き続き前向きな検討をお願いしたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平28対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記 ※平29対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平29＞として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況				
						措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
―	○漁業近代化資金において20万トン未満の漁船資金を借りる場合、9千万円以内という貸付限度額が法で定められ、当地域においても直近3か年で6件、国に対して特認の申請を行っている。		○ 利子補給に係る財源が一般財源化された中で、なお国が承認手続きを必要とする理由はないのではないか。 ○ 地域により魚種、漁法が多様であり、全国一律の基準に基づく承認にかからしめる必要はないのではないか。 ○ 公平な制度運用の観点で懸念があるのであれば、都道府県が利子補給の妥当性を判断するに当たり、審査基準を明確化すれば良いのではないかと。	平成16年度の税源移譲は、都道府県が主体となって、移譲前と同様の漁業者等に対する公平な資金融通が確保されることを前提に実施されたものである。これを踏まえ、当初の御提案のように、法定上限を超過する融資に関し、単純に農林水産大臣の承認を廃止し、又は事後的な届出としてしまうと、都道府県によって超過の基準が著しく異なるという事態を招いたり、特定の者に融資が集中してしまうなど、制度を利用する漁業者等にとって公平性が確保されなくなるおそれがあることから、適切ではないとの回答をさせていただいたところである。 一方で、今回頂いた提案団体の御見解の中で、国において審査基準を明確化し、各都道府県がこれに基づき限度額の超過が可能かを判断する仕組みであれば公平性が確保できるとの御提案を頂いたところである。これについては、御提案のとおり、各都道府県ごとの判断が国の定める一定の基準に基づき行われるのであれば、公平性の観点からの問題は生じないものと考えられる。 このため、今回の御提案を踏まえ、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)を改正し、現行の漁業近代化資金の法定上限超過に係る農林水産大臣の承認の仕組みに代えて、農林水産大臣が予め定めた基準に基づき、漁業近代化資金の利子補給の判断に際して、都道府県が上限超過の可否を判断する仕組みを導入することについて検討を進めてまいりたい。なお、基準を定めるにあたっては、漁業近代化資金を実施している各都道府県とも調整した上で、各都道府県の漁業の実態を踏まえた判断が可能なものとなるよう配慮することとする。	6【農林水産省】 (7) 漁業近代化資金融通法(昭44法52) 都道府県の利子補給に係る漁業近代化資金の法定上限超過に係る手続(2条3項1号)については、農林水産大臣の承認を得ることなく、農林水産大臣が定めた基準に基づき、都道府県が上限超過の可否を判断することが可能な仕組みとする。	法律	平成29年4月1日施行	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)		
				沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善等を図るために国と都道府県とが貸付原資の造成を行うきわめて政策的な資金として無利子で貸し付けられる優遇された資金であり、その制度の存立の大前提は借受者からの資金の償還が確実に実行され繰り返し資金を必要とする者に貸付が行われることであるため、物的担保又は保証人を立てる措置を講ずることにより確実に償還が行われるよう措置する必要がある。 また、本資金の個々の案件の融資判断は都道府県が行っており物的担保や保証人の設定についても都道府県において適切に判断し、行われていると承知しており、引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営を行っていただきたい。 中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)は、漁業信用基金協会の債務保証により中小漁業者等の信用補完を行い、経営判断により融資を行う民間金融機関の中小漁業者等に対する資金の融通を円滑にすることを制度目的としている。これに対し、上記のように、沿岸漁業改善資金は、国及び都道府県の公的資金を原資として、都道府県が政策的判断により貸し付ける資金であり、かつ、担保や保証人の設定についても都道府県の政策的判断からの設定が可能であることから、漁業信用保証制度の対象とされていないものである。同様の理由から、公的資金を原資とした政策金融である日本政策金融公庫資金も、漁業信用保証制度の保証対象とされていないところである。 また、そもそも都道府県は金融を業として営む者には当たらないため、これを中小漁業融資保証法上の「金融機関」として位置付けることは極めて困難である。						
青森県、千葉県	○届出漁業のうち小型するめいか釣り漁業の本県届出件数は500件以上で、届出や報告に伴う内容確認と進達は同時期に行うため、多大な事務作業となる。 ○小型するめいか釣り漁業等の届出漁業に係る提出書類の簡素化については、本県においても届出が100件以上あり、漁業者の負担軽減及び県の進達事務の効率化につながると考える。		○ 漁獲成績報告書について、条約上、国際機関に対し、どのような情報を報告する必要があるのか、条約の求める内容よりも過度に重い負担を関係者に求める制度となっていないか。現行の報告内容で簡素化できる事項がないのか。	かじき等流し網漁業及び沿岸まぐろはえ縄漁業については、カツオ・マグロ類等を管理する国際機関の規定に従った報告内容としており、その内容からして様式を一覧表化することは難しいと判断する。一方、小型するめいか釣り漁業及び暫定措置水域沿岸漁業等については、現行の報告内容を一覧表形式にしても差し支えないと考えられるので、関係都道府県の考えも確認した上で報告様式の変更等について検討する。	6【農林水産省】 (2) 漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) (イ) 届出漁業の操業に係る届出(特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平6農林水産省令54)19条)については、省令を改正し、漁船の登録の牒本の提出を平成28年5月末までに廃止する。あわせて、都道府県内における届出漁業者をまとめて一覧表の形式で届出を行うことが可能となるよう、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十九条第四項の規定に基づく届出書の様式(平7農林水産省告示471)を平成28年5月までに改正する。 また、届出漁業のうち、小型するめいか釣り漁業及び暫定措置水域沿岸漁業等に係る漁獲成績報告(同省令22条)については、都道府県の意見を踏まえつつ、一覧表の形式で報告を行うことが可能となるよう、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十二条第三項の規定に基づく漁獲成績報告書の様式(平7農林水産省告示470)を平成28年中に改正する。	省令、告示		【届出漁業の操業に係る届出(1段落目)】 届出(1段落目)】 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令54号) 平成7年3月30日農林水産省告示第471号(特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第19条第4項の規定に基づき届出書の様式を定める件) 【漁獲成績報告(2段落目)】 12月20日付けで改正済 【漁獲成績報告(2段落目)】 平成7年3月30日農林水産省告示第470号(特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第22条第3項の規定に基づく漁獲成績報告書の様式)		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
217	B 地方に対する規制緩和	その他	漁業調整規則の制定に係る農林水産大臣の認可の廃止	漁業法及び水産資源保護法に基づき各都道府県が定めている漁業調整規則において、他県にまたがらない一県で完結する河川等における内水面漁業調整規則の改正は、各県の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう農林水産大臣の認可を不要とし、届出とすること。	【具体的な支障事例】 内水面における禁漁区域等の設定については、内水面漁業調整規則の改正が必要であるが、改正の手続きには国の認可が必要である。その手順は、①水産庁担当者による内容確認、②事前協議(公文)、③事前協議了解通知、④内水面漁場管理委員会諮問・答申、⑤規則改正認可申請、⑥認可となり、早くとも約1年を要するため、迅速な改正を求める地元意向に対処できない。 規則改正が必要な千代川大口堰周辺については、平成23年以降、毎年委員会指示を発令して周年禁止としているが、遊漁者の違反が年数回繰り返されている。規則違反の場合は、警察に通報し違反者の指導や検挙を行っているため、抑止効果が高い。一方、委員会指示違反の場合は、直罰規定がなく、罰則をかけるにはその前段として知事の裏付け命令が必要であり、処分までに時間を要し、両者の間には抑止力に大きな差がある。 (参考) 平成19年「東郷湖シジミ採取の大きさ規制等」に関する規則改正の手続きには7ヶ月を要した。 現在、「千代川大口堰周辺の水産動植物採捕禁止区域の設定」に係る水産庁担当者による内容確認として資料を提出中。 【制度改正の必要性】 広域的な資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府県間の漁業調整問題を招く恐れがない一県で完結する河川等の規則改正は、特に重要なものとは考えられないため、水産庁で認可を行う必要性は低いと考えられる。	漁業法第65条第7項 水産資源保護法第4条第7項	農林水産省(水産庁)	鳥取県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	漁業調整規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条の委任を受け、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のために、都道府県知事が定めるものである。 具体的には、許可漁業の対象、小型魚や産卵期の稚魚の採捕の禁止、効率的な漁具・漁法の禁止などの措置とそうした規定に違反した場合の懲役若しくは罰金・科料などを定めている。 このため、地域ごとに異なる水産資源の状況や漁業者の実情を踏まえ、各都道府県で定めるものではあるが、我が国全体として水産資源の保護培養や水面の総合的利用を図る上で、以下の点を担保する必要がある。 ①特定の地域の資源であったとしても乱獲に陥る状況を回避する措置 ②地域ごとに行う規制の方法が不平等にならない措置 ③同様の規制に違反した場合の罰則の重さに相違が生じない措置 したがって、漁業調整規則の制定や改正については、第1号法定受託事務に位置づけ、農林水産大臣の認可に係らしめているものであり、「広域的な資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府県間の漁業調整問題を招く恐れがない一県で完結する河川等の規則改正は、特に重要なものとは考えられない」との考えは、漁業調整規則の制定の趣旨に鑑みれば適当でない。 また、農林水産大臣の認可に際しては、上記のように広域的な見地から漁業調整上の支障がないかについて及び不当に義務を課し又は権利を制限する規定を有していないかなどについて、標準処理期間を30日と定めて審査しており、「早くとも約1年を要するため、迅速な改正を求める地元意向に対処できない」との指摘は当たらない。 以上のことから、当該提案を検討することは非常に困難である。	我が国全体として以下の3つの事項を国が担保する必要があるという点についての見解 ① 特定地域の魚種であっても乱獲等を防止する措置について 乱獲にならないよう、県の試験研究機関等が行った調査結果等の科学的データ等に基づく十分な検討を行っており、県でも十分判断可能と思われる(補足資料参照)。科学的。 ② 規制の方法が不平等にならないこと 規則改正にあたっては、他県の規則内容の確認を行い慎重に判断している。また、近隣県の規則を比較してみると、同一魚種であっても禁止期間や体長制限に相違があり、現在でも規制内容に統一性がみられないことから(補足資料参照)、届出制度に移行したとしても不平等となる可能性は無いと考える。 ③ 罰則の重さの相違 漁業法第65条第4項で規定されている内容を適用しているため、地域間の相違は生じないと思う。 以上のことから、現状においても各県において資源管理や漁業調整に配慮した規則改正を行っており、とりわけ1県で完結する河川等については、各都道府県に委ねることは可能である。 併せて、内水面漁業調整規則を届出制度へ移行する場合には、国の審査基準をより具体化するよう提案する。 また、認可までの所要期間(約1年)は、認可の標準事務期間(30日)のことではなく、担当者レベルでの協議から農林水産大臣の認可までの国の通知及び法に基づく手続きを合わせた全期間を指しており、実際に本県では7ヶ月を要し、迅速な手続きが必要である。	有
229	A 権限移譲	その他	漁港区域内の里道・水路に係る管理権限の漁港管理者への移譲	漁港区域内に所在する法定外公共物である里道・水路については、国有財産特別措置法第5条第1項を改正し、漁港管理者である自治体に譲与する	漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、平成12年施行の地方分権一括法により国から市町村の申請に基づき譲与されたが、漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路については国有のままで、境界確定等の管理事務は、国有財産法施行令第6条第2項第1号のイ 一方、漁港施設内の里道・水路は、臨港道路の底地に里道がある場合など、漁港施設と一体的に利用されるものが多いため、漁港施設の管理者が管理することが効率的である。 さらに、里道・水路の境界確定申請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が変わるため、申請者の手続きが非常に煩雑であり、申請者の負担となっている。 このため、里道・水路については漁港を管理する自治体に譲与するのが適切であり、市町村が管理する漁港区域の一元的な管理、申請窓口の一本化による住民サービスの向上の観点から、個々の事情に応じた事務処理特例ではなく、一括して市町村に移譲すべきである。	国有財産法施行令第6条第2項第1号のイ 国有財産特別措置法第5条第1項	農林水産省(水産庁)、財務省	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号は、地方分権推進計画に基づき、法定外公共物のうち、里道・水路として現に公共の用に供されている国有財産を市町村に譲与するための法律上の根拠を整備したものであるが、漁港区域内に存する里道・水路は、漁港管理者が漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号、以下「漁港法」という。)に基づいて機能管理する法定公共物であり、行政財産としての目的を達するために、農林水産大臣が所管しているものである。 また、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号イに基づき、漁港法第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域内に所在する国有財産で、農林水産大臣の所管に属するものの取得、維持、保存、運用及び処分については、都道府県知事が行うこととされ、当該事務は第1号法定受託事務に位置づけられている。 一方、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2において、都道府県は都道府県の権限に属する事務の一部を条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができるとしており、本提案に係る事務を市町村に移譲することは、同規定を活用することにより対応が可能である。(条例による事務処理の特例制度)。 「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。 本提案に係る事務の移譲については、都道府県と市町村の合意の上で進めることが適当と考えられることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適当と考える。	事務処理特例の下では、一律的な取扱いが困難となる可能性があること。また、本件は、漁港区域を管理する自治体が、基礎的自治体として財産管理と機能管理を一元化することで、申請窓口の一本化と事務処理の円滑化による住民サービスの向上につながるものであると、特例による対応には馴染まないと考える。 このため、一括して漁港管理者である自治体に対して権限移譲を求めるものである。なお、漁港内の里道・水路に関する管理事務は境界確定が想定されるが、業務上、府が境界確定業務を行う際には市町村職員も立ち会うなど連携して対応しており、管理事務が移譲されても、事実上申請書類の処理業務(府全体で年間2〜3件程度)が増えるのみであることから、市町村に移譲しても過度な負担とならない	
91	B 地方に対する規制緩和	その他	水産多面的機能発揮対策事業交付金の第1四半期交付額の上限撤廃	事業執行に支障が出ないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行うこと。	【支障事例】 国の交付金は、全国一律に第1四半期に25%を上限に概算交付され、年度内の第4四半期には協議会が確実に実施した費用のうち、交付決定額の90%を上限として請求することとなり、残額は、年度が変わった第5回の交付により精算している。 一方、事業の実施にあたっては、海域の状況や現地の実情に応じたタイムリーな活動が必要であり、特に藻場対策のために必要な作業は4〜6月に集中しているため、第1四半期により多くの活動費が必要となっている。 【懸念の解消策】 事業執行に支障でないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行っていただきたい。なお、上記の支障事例等については国に業務量を説明の上、全額概算交付をお願いしたが、実現しなかったため、今回、第一四半期の上限撤廃を提案するものである。	水産多面的機能発揮対策事業交付要綱	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会	国が行う支出は、会計制度上、支出すべき債務金額の確定と相手方の義務履行又は給付すべき時期の到来を待って行うことを原則としている。 一方で、経費の性質上支出すべき債務金額の確定前において支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費については、会計法(昭和22年法律第35号)第22条の規定により、支出の特例として概算払をすることができることになっており、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条において、交付金等は財務大臣に協議した上で、概算払をすることができる経費とされている。 また、支出にあたって、予算決算及び会計令第18条の9、10及び11の規定により、各省各庁の長は、財政法第34条第1項に規定する支払計画を定め、その支払計画が法令又は予算に違反することがないか、財政法第34条第2項の規定により閣議の決定を経た方針に従っているかどうか等、計画の適否について財務大臣の審査を待て、承認を受ける必要がある。 さらに、会計法第14条の規定により、各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて、支出しようとするときは、財政法第34条の規定により承認された支払計画に定める金額を超えてはならないとされている。 本事業においては、上記関係法令に基づきつつ、また、事業全体の進捗度合等を勘案し、四半期毎の支払計画を策定しているところである。 藻場や干潟の保全活動による成果を発揮するためには、年間を通じた活動が必要であり、第1四半期で全ての活動が終了するとは考えられず、平成26年度に長崎県、大分県及び鹿児島県の地域協議会から国に提出された遂行状況報告書では、第1四半期における活動費の進捗度は、それぞれ交付決定額の19%、8%、24%となっているところであるが、来年度の支払計画の第1四半期の枠を増やすことについて、実態を踏まえつつ、財務省と協議してまいりたい。	各四半期の交付25%、年度内交付が交付決定額の90%という上限があることから、やむを得ず交付の範囲内で年間計画を立て活動しているとの話を活動組織から聞いており、藻場対策のために必要な作業が4〜6月に集中し、第1四半期により多くの活動費が必要となるという実態を踏まえて、前向きな検討(財務省との協議)をお願いしたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平28対応方針(平27.12.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
高知県	○事前協議から4カ月で認可したケースがあるが、水産庁担当者による内容確認から認可まで2年を要したケースもあった。		○ 一県内で完結する内水面漁業調整規則については、基準を明確化することにより都道府県知事に判断をゆだねるべきではないか。問題が生じれば、事後的に地方自治法に基づく是正の指示を行えば足りるのではないか。 ○ 認可を廃止した場合に、水産資源の保護培養や水面の総合的な利用を図ることができなくなるというのであれば、具体的な支障や科学的論拠等を明確にすべきではないか。	1. 漁業調整規則の制定及び改正に当たって農林水産大臣の認可を必要とする理由 2. 第1次回答を踏まえた提案団体からの見解に対する考え方 ①特定地域の魚種であっても乱獲等を防止する措置について ②規制の方法が不平等にならないこと ③罰則の重さの相違 3. 改正事務の所要期間短縮について別紙にて回答。	6【農林水産省】 (2)漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) (ii)都道府県による内水面漁業調整規則の制定及び改正(漁業法65条及び水産資源保護法4条)については、当該事務の円滑化に資する観点から、都道府県の担当者に対する説明会を開催するとともに、具体的な改正事例を踏まえて、必要な書類や認可に際しての留意点を、都道府県に平成27年度中に通知する。	通知等	平成28年1月8日 都道府県担当者向け説明会を開催	平成28年1月15日「内水面漁業調整規則改正手続説明会」の資料を都道府県に送付。	
西尾市、宇和島市、石垣市	○漁港区域外の法定外公共有物である里道・水路は、国から市に譲与されたが、漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路については国有のままである。また、境界確定の管理事務は、県からの権限移譲により市(漁港管理者)が行っている。 里道、水路の境界確定申請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が変わるため、申請者の手続きが非常に煩雑であり、申請者の負担となっている。 漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路についても市に譲与して頂くことで、申請窓口の一本化ができ住民サービスの向上に繋がる。	【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定(制度)により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。		地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2に規定する「条例による事務処理の特例制度」を活用することにより対応可能であるとする第1次回答に対し、提案団体は、制度改正により漁港区域内の里道・水路を一括して漁港管理者である自治体へ移譲することを求めている。一方で、全国知事会及び移譲の対象となる全国市長会は、手挙げ方式による検討及び移譲を求めている。 「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。 したがって、本提案については、全国知事会及び全国市長会からの意見(手挙げ方式による検討及び移譲(個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲))を踏まえれば、都道府県と市町村の合意の上で進めることが適当と考えられることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適当であると考える。					
青森県	○藩場対策に係るメニューが多く、経費の支出が4月～6月に集中するが、第1四半期の交付額に上限があるため活動団体の持ち出しとなっており、支障をきたしている。			御要望を踏まえ、来年度については、実態を勘案した支払計画を策定し、財務省と協議してまいりたい。	6【農林水産省】 (19)水産多面的機能発揮対策交付金 水産多面的機能発揮対策交付金については、事業の効果的な実施を行う観点から、毎年度可能な限り、事業執行の支障を来さないよう、地方の実態を勘案した支払計画を策定する。	措置済み	平成28年4月	28年度の要望額を聴取した上で、地方の実態を勘案した支払計画を策定した。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
124	A 権 限移譲	その他	食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条の改正	食品表示法及び同法施行令により、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)に委任されている指示・命令・調査等の権限を保健所を設置する市に移譲する。	【制度改正の必要性】 食品表示法の施行に伴い、JAS法、食品衛生法、健康増進法に由来する食品表示に係る基準等が一元化されたが、表示の指導・監視等を行う権限については、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)まで委任されている事項(JAS法由来事務)と保健所設置市までに委任されている事項(保健・衛生事項)とがあり、同一事業者に対して、都道府県・指定都市と保健所政令市がそれぞれ食品表示法に基づき権限を行使する場合が生じるため、食品表示に関する消費者庁、農林水産省の権限はすべて保健所政令市まで移譲することで、食品表示法の一体的な執行が可能になる。 【現状での支障事例】 食品表示法に基づく表示のうち、消費期限や栄養成分、アレルギーの表示の指導・処分の権限は保健所政令市にあり、原産地や原材料の表示の指導・処分の権限は、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)にある。 同じ食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルギーの表示に誤りがあった場合、表示した事業者が保健所政令市内の事業者であれば、原産地は都道府県が、アレルギーは市が調査し、その違反の程度に応じて、都道府県と市のそれぞれが、行政指導・処分を行わなければならない。 また、都道府県と市のそれぞれが、指導にするか、処分までに至るか判断するため、同一食品について、その判断が分かれる場合もありうる。 さらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県にて対応できるものと対応できないもの(市の窓口を紹介)とがあり、疑義事案の資料提出、報告も都道府県と市あてそれぞれにならざるを得なくなり、負担となる。	食品表示法第15条 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条	内閣府(消費者庁)、農林水産省	岡山県	本提案については、政令改正を行わずとも、地方自治法に基づく事務処理特例制度により対応が可能であり、現に、岡山県を含む複数の県において、同制度を活用した保健所設置市への事務移譲が行われている。 一方で、個々の都道府県及び保健所設置市の実情を考慮せず、政令によって一律に措置を行うことは、執行力の低下を招く可能性も高いため、不適切であると考える。 本件事務は、食品の産地偽装等に対して厳格な監視・取締りを行うことにより食品表示の適正化を図るものであり、食に関する消費者の信頼を確保する上で極めて重要な役割を果たすものであるところ、執行力が低下した場合、不適正な表示がなされた食品が当該市の区域を超えて県及び全国に広く流通し、消費者利益が大きく害されるという深刻な問題を生じさせるおそれがある点に十分に留意が必要である。 なお、表示事項によって執行担当が異なるに伴う課題は、一義的には、品質事項を担当する都道府県(及び指定都市)と、衛生及び保健事項を担当する保健所設置市が適切に連携を行うこと等により対応されるものであるが、自治体における対応が円滑に進まず混乱が生じるようなケースがあれば、個別に、食品表示に関する司令塔である消費者庁により調整(場合によっては自ら調査・措置)が行われることとなる。	○食品表示の基準等を一元化するという食品表示法制定の趣旨から考えると、同一の事業者、商品であっても表示項目の違い(品質事項と保健・衛生事項)により、異なる自治体へ監視・指導等の権限を委任する現在の政令には改善の余地があると思料する。 ○保健所政令市レベルであれば、執行力が低下する可能性は少ないと考えるが、一律の権限移譲に危惧があるなら、権限移譲の条件が整った都道府県の「手挙げ方式」によることも検討いただきたい。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平成28対応方針(平成27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成28>として併記 ※平成28対応方針(平成28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成28>として併記 ※平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
岩手県、神奈川県、岐阜県	○食品表示法に基づく表示のうち、保健・衛生事項は保健所を設置する市が所管し、品質事項は県が所管しており、同一法のもとで一体的な執行体制を構築することができないが、この状態は、法の趣旨である「食品表示の基準が統一されることにより、相談受付や監視指導等について県民の視点でワンストップサービスに対応できる体制」に合致しておらず、制度的な移譲が必要となっている。 (具体的事例) 保健所設置市の朝市で販売されている食品の表示(米＝生鮮食品)についての情報提供があり、県が米を扱う販売者を対象に説明会を実施し、表示の指導と普及啓発を図った。 しかしながら、朝市では、生鮮食品のみならず、加工食品も扱っており、品質事項は県が、衛生事項は市が所管しているため、同一の業者にも、県と市の二つの行政機関から指導されることになり、行政にとっても、業者にとっても、二重の対応を強いられている。	【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 保健所設置市への移譲については、手上げ方式による移譲を検討すること	食品表示法に基づく執行業務については、取締業務の実効性を確保していく観点から、これまで取締業務を担当してきた行政機関が、引き続き当該業務を担当する仕組みとされたところ。 本提案については、政令改正を行わずとも、地方自治法に基づく事務処理特例制度により対応が可能であり、複数の県において、同制度を活用した保健所設置市への事務移譲が行われているところ、本制度は、ご提案のあった「手挙げ方式」による権限移譲とも、その趣旨が合致するものと認識。 かつ、事務処理特例制度による食品表示に係る保健所設置市への事務移譲については複数県にて取り組まれており、十分周知されているものと思われ、ご提案については、適宜本制度の活用をご検討いただきたい。 なお、食品表示法における事案の処理対応については、法施行前に行った全国説明会や各ブロック監視協議会の場等を活用した消費者庁からの説明等を通じて周知を行っている。例えば事案に係る食品関連事業者等が複数の事項について違反をしているような場合には、関係機関が連携・協力して事案を処理する旨を説明し、周知しているところ。 食品表示の適正な監視執行については、今後も必要に応じ各自治体をフォローするなど、連携・協力して取り組んでまいりたい。	5【農林水産省】 (1)食品表示法(平25法70)(消費者庁と共管) 食品関連事業者に対する指示等の事務・権限については、より一体性かつ実効性のある今後の執行体制の構築に資するよう、関係機関の適切な連携・協力に係る具体的な手順を地方公共団体に周知するなど、平成28年中に必要な支援を行う。あわせて、平成28年度に施行される指定都市への移譲の状況、事務処理特例制度の運用状況及び平成31年度までの食品表示基準(4条1項)に係る経過措置期間を踏まえつつ、保健所設置市を含む実施主体の在り方について検討し、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【食品関連事業者に対する指示等の事務・権限】 事務連絡関係機関の適切な連携・協力に係る具体的な手順の周知などの必要な支援	【食品関連事業者に対する指示等の事務・権限】 平成28年12月26日	【食品関連事業者に対する指示等の事務・権限】 「食品表示法の執行機関の連携・協力に係る手順等について」(平成28年12月26日付け)	
					【保健所設置市を含む実施主体の在り方】 検討済	【保健所設置市を含む実施主体の在り方】 令和2年中	○品質事項の監視業務については、問題があった食品事業者の関係するすべての事業所に対して調査・指導し、原因の究明、事業者の体制改善を行う必要があるため、必然的に広域的な対応が求められるケースが多い。このような中、保健所設置市に品質事項の監視業務の権限を移譲し、事業域の考え方を保健衛生事項に合わせた場合(問題の発生源の事業所に対して調査・指導を行うこととした場合)、事業者からの相談への一元的な対応などは可能となるものの、実際は他の地方公共団体と連絡調整を行った上で、事業者への調査・指導等の監視を行うことになり、現行と比べ行政事務が非効率となることが懸念される。 ○また、保健所では保健衛生事項のみ監視業務を行っているため、保健所が有しているノウハウで品質事項の監視業務ができるものではなく、一からノウハウを獲得する必要があり、現行の保健所の体制のまま、品質事項の監視業務を行うことは難しい。 以上から、業務の性質に鑑みれば、保健所設置市に権限移譲させるメリットは薄いと考える。 ○この他、消費者庁及び地方分権改革推進室が平成28年から令和元年に地方公共団体に対して実施したアンケートの結果、9割以上の保健所設置市・特別区から権限移譲のニーズがなかったことも踏まえ、食品表示法の改正による権限移譲ではなく、地方公共団体の実情に即す形で、必要に応じ地方自治法の規定に基づく事務処理特例制度の活用を御検討いただきたい。	